



水の^わ復活 なごや戦略 実行計画 2030

水循環機能を活かしたまちの実現に向けて

目次

第1章 水の環復活なごや戦略実行計画2030について	1
1 策定の背景と計画期間	1
2 位置づけ	2
3 水の環復活2050なごや戦略の概要	3
第2章 名古屋と水循環を取り巻く動き	6
1 水循環基本法と水循環基本計画	6
2 健全な水循環の回復に資する新しい考え方	9
3 共に進めていく3つの環境戦略と緑の基本計画	13
第3章 第2期実行計画の成果と課題	17
1 主な取り組み内容のふりかえり	17
2 市民等の意識、取り組み状況の調査	27
3 第2期実行計画の成果と課題	35
第4章 2030年に向けた取り組み	41
1 2030年にめざす状態	41
2 3つの環ごとの取り組みと指標・目標	45
3 施策・事業一覧	51
第5章 計画の進行管理	73
1 計画の進行管理方法	73
2 進行管理のための指標と状況把握項目	74
3 なごや水の環復活推進懇談会	76
資料編	78
1 名古屋の現況	79
2 その他水循環に関連する計画等	92
3 市民や事業者による水の環復活の取り組みに関する助成等の制度	97
4 わたしたちが水の環復活のためにできること	99

1 策定の背景と計画期間

(1) 策定の背景

- 名古屋市は、都市化にともない健全な水循環が損なわれている状況を受け、「豊かな水の環(わ)がささえる『環境首都なごや』の実現」を理念とする「なごや水の環(わ)復活プラン」を2007(平成19)年に策定しました。また、この理念を継承しつつ、2009(平成21)年に「水の環復活2050なごや戦略」(以下「水の環戦略」といいます。)を策定し、2050年を目途として実現したい名古屋の姿を示しました。
- 水の環戦略は、2050年というやや遠い将来を目途として推進するため、水循環に対する一人ひとりの熟度の面と他の行政計画との整合性の面から3つの期間に区分し、実行計画を策定して取り組みを進めることとしました。また、社会状況が変化したときには計画を見直すなど、順応的な管理を行うこととしています。
- これまで2012(平成24)年までを計画期間とする第1期実行計画、2025(令和7)年までを計画期間とする第2期実行計画のもと各種の取り組みを進めてきました。2020(令和2)年には第2期実行計画の中間的な評価を行い、今後の課題が明らかになってきました。また、2021(令和3)年の水循環基本法の改正、流域治水関連法の改正、2019(令和元)年のグリーンインフラ推進戦略の策定等、健全な水循環の回復と関わりの深い分野で大きな動きがありました(表1-1)。さらに、2026(令和8)年には、第20回アジア競技大会及び第5回アジアパラ競技大会(以下「アジア・アジアパラ競技大会」といいます。)の開催、2027(令和9)年以降にはリニア中央新幹線の開業が予定されており、この圏域にとっての大きなターニングポイントを迎えることとなります。
- 第2期実行計画の中間評価で明らかになった課題に早期に対応するとともに、近年の水循環に関連する法改正等の動きをふまえるとともに、アジア・アジアパラ競技大会やリニア中央新幹線の開業に合わせたまちづくりの機会を捉えて、健全な水循環の回復につながる取り組みを推進するため、順応的な管理として第2期実行計画の計画期間終了を待たずに実行計画を見直すこととしました。



(2) 計画期間

2025年度から2030年度(令和7年度から令和12年度)

表1-1 水の環復活なごや戦略実行計画2030策定までの経過

年 度	本市の動き	国の動き
2006 (平成18)	なごや水の環復活プラン策定(H19.2)	
2008 (平成20)	水の環復活2050なごや戦略 及び 第1期実行計画 策定(H21.3)	
2014 (平成26)	第2期実行計画 策定(H27.3)	水循環基本法 施行(H26.7)
2019 (令和元)		グリーンインフラ推進戦略 策定(R1.7)
2021 (令和3)		流域治水関連法 改正(R3.5) 水循環基本法 改正(R3.6)
2023 (令和5)		グリーンインフラ推進戦略2023 策定(R5.9)
2024 (令和6)	水の環復活なごや戦略実行計画2030策定	

2 位置づけ

名古屋市では、2050年の環境都市ビジョンの3本柱として、「水の環復活2050なごや戦略」、「低炭素都市2050なごや戦略」、「生物多様性2050なごや戦略」を位置づけています。これらの戦略を踏まえて、2030年に実現したい本市の姿を「第4次名古屋市環境基本計画」に定めています。

水の環復活なごや戦略実行計画2030(以下「本計画」といいます。)は、水の環戦略と第4次名古屋市環境基本計画におけるビジョン、方向性を踏まえ、本市が多様な主体の協力を得ながら、2030(令和12)年度までに重点的・優先的に取り組む事柄について、より具体的に示すものです。

また、市民や事業者、研究者等の方々にも、水の環復活に関する取り組みを進めていただくための指針としていただくことを意図しています。

なお、水の環戦略及び第2期実行計画は、水循環基本法に基づく国の「水循環基本計画」に定められた「流域水循環計画」に認定されています。本計画も水循環基本計画の考え方を踏まえ策定します。

第4次名古屋市環境基本計画(2021(令和3)年9月策定)

- 名古屋市環境基本条例に基づく、本市の環境分野における総合的な計画
- 2050年の環境都市ビジョンを見据え、2030年までの施策の大綱(施策の体系と方向性)を示す

みんなで目指す2030年のまちの姿

パートナーシップで創る 快適な都市環境と自然が調和したまち

2050年の環境都市ビジョン

みんなで目指す2050年のまちの姿

土・水・緑・風が復活し、あらゆる生命が輝くまち

水の環復活2050なごや戦略(2009(平成21)年3月策定)

- 本市の水循環に関する2050年までの長期戦略

戦略の理念

豊かな水の環がささえる『環境首都なごや』の実現

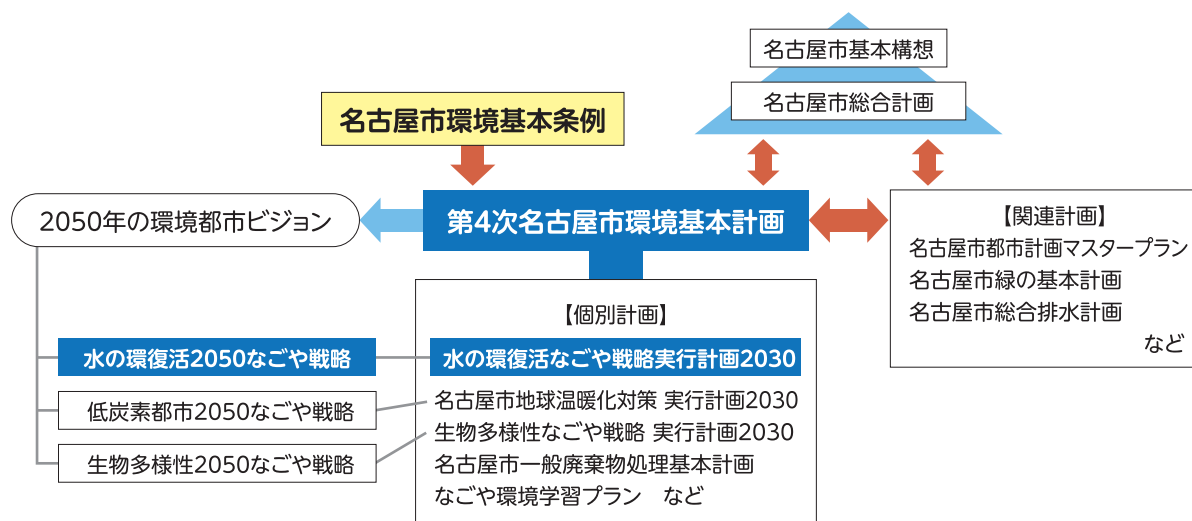


図1-1 第4次環境基本計画等と本計画の関係

3

水の環境復活2050なごや戦略の概要

(1) 水循環とは

地上に降り注いだ雨や雪は、一部は蒸発し、また一部は地中に浸透します。浸透しきれない分は、地表から河川に流れ、海に注ぎます。

地中に浸透した水は、一部は地表面や植物の葉からの蒸発散により再び大気に還り、また一部は地下水の流れとなり、ゆっくりと河川や海へと至り、やがて再び湧き出します。

このように、水が気体・液体・固体と姿を変えながら地球をめぐることを「水循環」といいます。

また、本市のような都市部では、上下水道など管路を経由したり、貯留槽に貯留される水なども多くあります。これも水循環の一部と考えます。

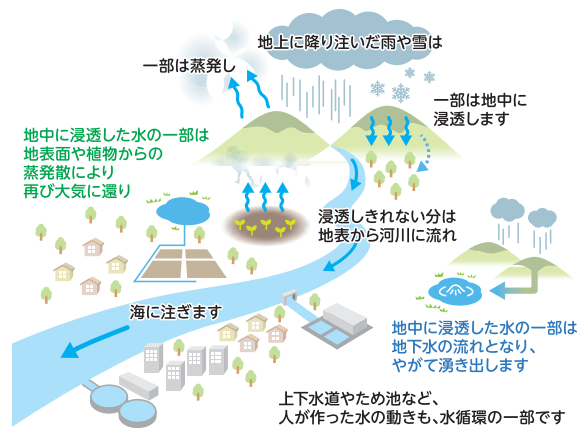


図1-2 自然の水循環

(2) 水の環境戦略策定の背景

本市では、他の多くの都市と同様、市街地の整備や拡大に伴い、森林や農地等であったところに建物や舗装道路ができました。生活は便利になりましたが、水循環の面から見ると、雨を貯めたりしみ込んだりしにくく、蒸発しにくい地表面が広がることになりました。

こうしたことは、ヒートアイランド現象や水災害の発生、河川等の流量減少に伴う水質悪化の一因になっていると考えられます。

こうした状況を受けて、人の活動と水循環の調和を考えたが、雨水の浸透・貯留、蒸発散を増やし、水循環の機能を回復することでこれらの問題を解決するため、2009(平成21)年3月に水の環境戦略を策定しました。

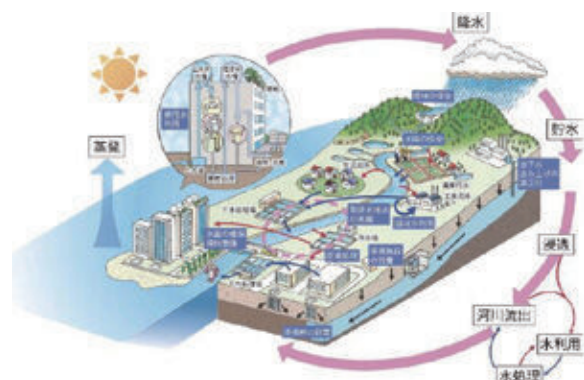


図1-3 人工的な循環も含めた水循環
出典)流域マネジメントの手引き(内閣官房水循環政策本部)

(3) 水の環境復活とは

水の環境戦略では、「水循環の機能」の回復と、これを生かした魅力的なまちづくりを、多くの人の協力により行うことを「水の環境復活」と呼び、戦略の理念を「豊かな水の環(わ)がささえる『環境首都なごや』の実現」としています。

この水の環境復活の3つの要素を「環」と呼びます。



図1-4 「水の環」復活の環



環①：水循環機能の回復

①雨水の浸透・貯留を増やす

雨を多く地面にしみ込ませることによって、豊かな地下水を取り戻します。

雨水の浸透・貯留を増やすことで、河川やため池に湧き出る水を増やすことや、洪水や浸水などの災害発生の危険を小さくすることにつながります。

②緑化により蒸発散を増やす

気化熱によって熱環境を穏やかにする働きを有効に活用することで、ヒートアイランド現象の緩和効果や、夏の酷暑を和らげる効果が期待できます。

③水面や緑地、農地を保全する

雨水を浸透・貯留、蒸発散させるための面積の広い場所（ため池や河川、緑地や農地など）や水源となる地域の自然環境を、保全又は創出していきます。



環②：人にも生き物にもやさしい水辺や緑があるまちづくり

①水辺や緑が身近に感じられるまちづくり

都市化に伴い、ため池や水路、緑が減少し、水辺にすむ多くの動植物がみられなくなっています。都市の中でも水辺や緑に囲まれて身体を動かしたり、安らいだり、生き物や植物を通じて季節を味わったり学んだりできる環境をつくれます。

②地下水や下水再生水を活用したまちづくり

本市はもともと都心部に大きな河川がなく、水に接しにくい都市ですが、雨水や湧水、浅層地下水や下水再生水などを活用して、身近に水辺がある都市に近づけます。

③生き物とのふれあい、生物多様性の保全に配慮したまちづくり

干潟や湿地など、生物生息の要となる場所を守り、また回復することで、生物多様性の保全に貢献します。また、子どもたちが生き物に触れ合ったり学んだりする場所を守ります。



環③：みんなで取り組む人づくり、場づくり

「水循環機能の回復」や「人にも生き物にもやさしい水辺や緑があるまちづくり」に向けて、まずは多くの人が水循環の問題を理解することが第一歩です。みんなで協力して水の環復活に取り組んでいきます。

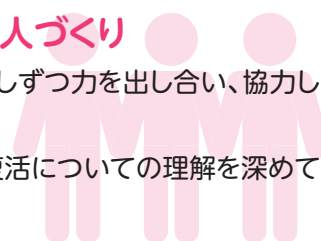
①水の環復活に役立つ取り組みを学ぶ場づくり

学校での出前授業やイベント、地域活動等を通じて、水や緑に触れあう場、水に関する知識や水の環復活の大切さを学ぶ場をつくれます。

②市民・事業者・行政が協力し合い、できることから実践する人づくり

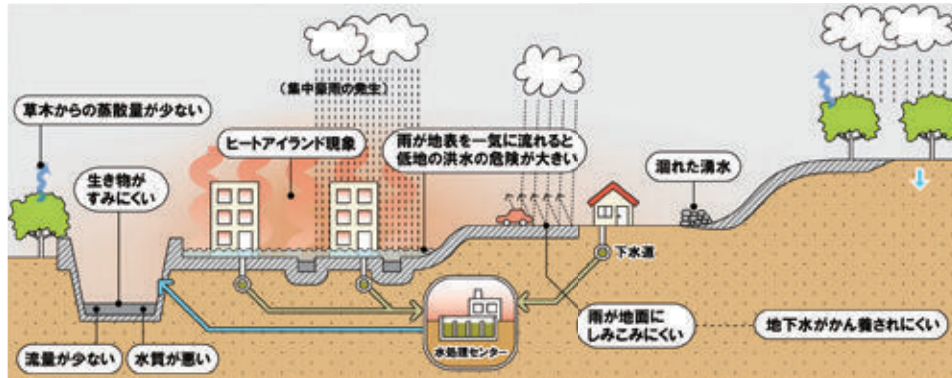
市民・NPO・企業・行政がお互いの役割を理解し、地域についてみんなで少しずつ力を出し合い、協力しながらまちづくりを進めていきます。

また、日常生活のなかで水の環復活に役立つことを実践しながら、水の環復活についての理解を深めていきます。



(4) 水の環が復活した将来像

健全な水循環が損なわれた状態を図1-5、健全な水循環が回復した状態を図1-6に示しています。また、2050年までを3つの期間に区分し、それぞれの期間で達成したい状態をめざして取り組みを進めることとし、その内容は図1-7のとおりです。



水の環復活!

図1-5 健全な水循環が損なわれた状態



図1-6 健全な水循環が回復した状態

凡例

- ：行政の計画や施策など
- ：市民・事業者・研究者・NPOなど

第1期(～2012(平成24)年度)

- 計画や施策の整合がほぼ取れている
- 必要な施策の分野横断的な検討開始
- 多くの人が水循環の問題について大まかに理解
- 先進的な人や企業等が行動を実践

第2期(～2025(令和7)年度)

- 行政の計画等に位置づけられた施策が着実に実施され、水循環機能をまちづくりに活かしている
- 多くの人や企業等が問題を理解し、水の環境復活を意識した行動を実践
- モデル事業等を通じて、水の環境復活に向けた施策とその効果を目に見える形で展開

第3期(～2050年)

- 市内全域で多様な主体の協働により、水の環境復活に向けた地域づくりを行う
- 水循環に配慮した生活、事業活動が標準に
- 多くの人が、自分に合った方法で、水循環に配慮した地域づくりに参画

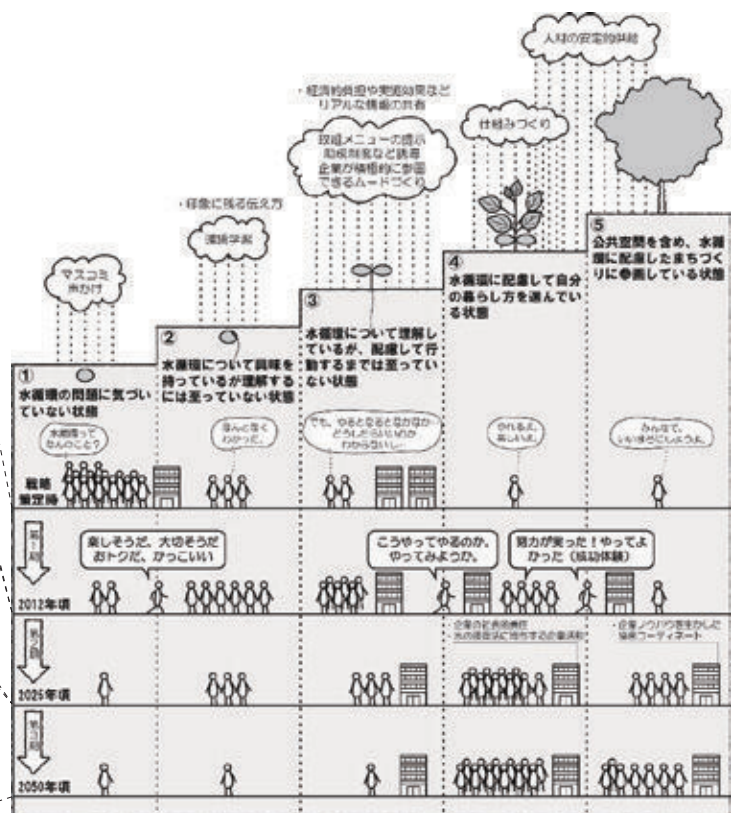


図1-7 一人ひとりのステップアップと各期にめざす社会の状態

1 水循環基本法と水循環基本計画

(1) 水循環基本法

水資源、治水、環境保全など幅広い分野に及ぶ多種多様な個別の施策が講じられてきた水循環に関わる施策について、相互に連携・調整し、一体的に推進するため、2014(平成26)年7月、「水循環基本法」(平成26年法律第16号)が施行されました。水循環基本法では施策の実施にあたっての基本理念や、国、地方公共団体、事業者、国民の責務等が示されました。

基本理念(第3条)

1. 水循環の重要性

水については、水循環の過程において、地球上の生命を育み、国民生活及び産業活動に重要な役割を果たしていることに鑑み、健全な水循環の維持又は回復のための取組が積極的に推進されなければならないこと

2. 水の公共性

水が国民共有の貴重な財産であり、公共性の高いものであることに鑑み、水については、その適正な利用が行われるとともに、全ての国民がその恵沢を将来にわたって享受できることが確保されなければならないこと

3. 健全な水循環への配慮

水の利用に当たっては、水循環に及ぼす影響が回避され又は最小となり、健全な水循環が維持されるよう配慮されなければならないこと

4. 流域の総合的管理

水は、水循環の過程において生じた事象がその後の過程においても影響を及ぼすものであることに鑑み、流域に係る水循環について、流域として総合的かつ一体的に管理されなければならないこと

5. 水循環に関する国際的協調

健全な水循環の維持又は回復が人類共通の課題であることに鑑み、水循環に関する取組の推進は、国際的協調の下に行われなければならないこと

第4条(国の責務) : 水循環に関する施策を総合的に策定、実施する責務

第5条(地方公共団体の責務) : 水循環に関する施策に関し、国及び他の地方公共団体との連携を図りつつ、地域特性に応じた施策を策定、実施する責務

第6条(事業者の責務) : 水を適正に利用し、健全な水循環への配慮に努めるとともに、国や地方公共団体の水循環に関する施策に協力する責務

第7条(国民の責務) : 水の利用に当たっては、健全な水循環への配慮に努めるとともに、国や地方公共団体の水循環に関する施策に協力する責務

また、2021(令和3)年6月には法改正があり、国・地方公共団体の責務に「地下水の適正な保全及び利用に関する施策」が含まれることや、事業者・国民の責務として、当該施策への協力が含まれることが明確化されました。

今後も法の趣旨を踏まえ、行政だけでなく事業者や市民と協力して健全な水循環の回復に取り組む必要があります。

(2) 水循環基本計画

水循環基本法に基づき、2015(平成27)年7月に国の「水循環基本計画」が策定されました。水循環基本計画には、水循環に関する施策についての基本的な方針や、政府が講ずべき施策等が定められています。水循環基本計画はおよそ5年ごとに見直すこととされており、2020(令和2)年6月の見直しでは、「流域マネジメント」の更なる展開について示されました。

流域マネジメントを進めるにあたっては、地方公共団体等は、流域ごとに流域水循環協議会を設置し、流域マネジメントの基本方針等を定める「流域水循環計画」を策定するとされています。この流域水循環計画は、2024(令和6)年3月現在、全国で78計画が認定されており、本市の水の環戦略及び第2期実行計画も含まれています。

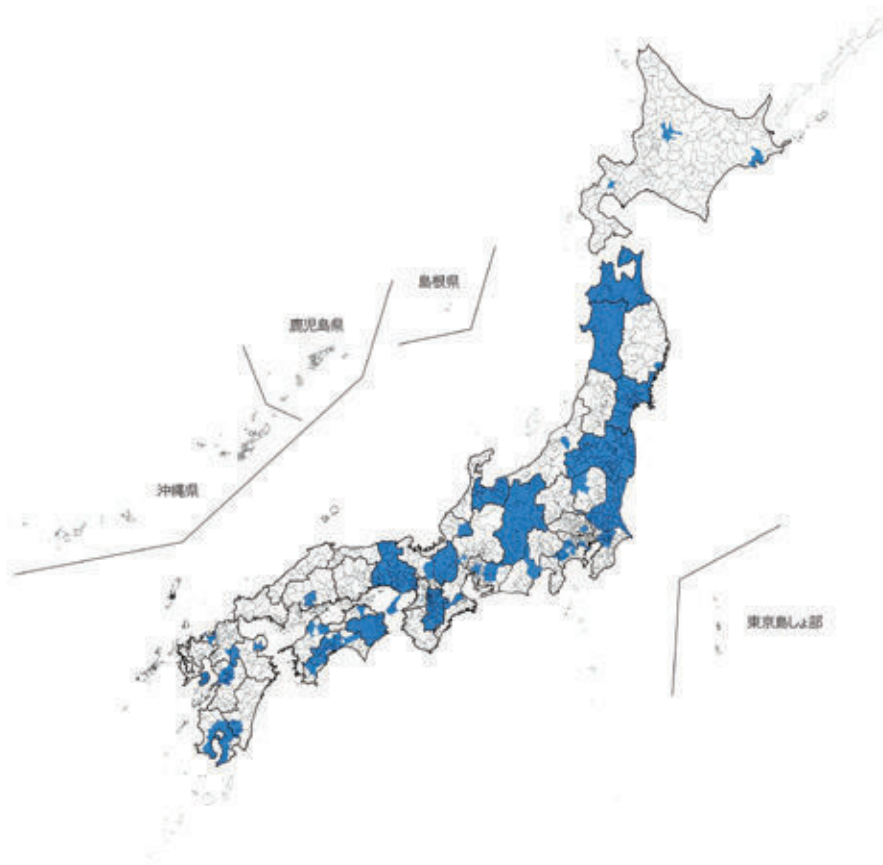


図2-1 「流域水循環計画」に該当する計画の策定状況(令和6年3月現在)

出典)内閣官房水循環政策本部事務局ウェブサイト

また、2021(令和3)年6月の水循環基本法の改正を受け、2022(令和4)年6月に水循環基本計画の一部見直しがあり、水循環の一部である地下水について、そのマネジメントを一層推進するために、地下水マネジメント[※]推進プラットフォームの設立・運用や地下水データベースの構築を推進することが示され、運用が始まっています。

さらに、2024(令和6)年8月に水循環基本計画の見直しがなされ、令和6年能登半島地震で上下水道等のインフラが被災し、生活用水の確保が課題となり、平常時からの備えの重要性が顕在化したことから、非常時において地下水や雨水等を代替水源として有効活用するなど「代替性、多重性等による安定した水供給の確保」等に重点を置いて取り組みを推進することとされています。

※地下水マネジメント

課題についての共通認識の醸成や、地下水の利用や挙動等の実態把握とその分析、可視化、水量と水質の保全、涵養、平常時と災害時における採取等に関する地域における合意及びそれらの内容を実施するマネジメント

あまみず コラム：雨水の利用の推進に関する法律

気候変動等に伴い水資源の循環の適正化に取り組むことが課題となっていることを踏まえ、その一環として雨水の利用が果たす役割に鑑み、雨水の利用の推進に関し、国等の責務を明らかにするとともに、基本方針等の策定その他の必要な事項を定めることにより、雨水の利用を推進し、もって水資源の有効な利用を図り、あわせて下水道、河川等への雨水の集中的な流出の抑制に寄与することを目的として、「雨水の利用の推進に関する法律」(平成26年法律第17号)が水循環基本法と同時(平成26年4月)に制定されました。

また、同法に基づき策定された国の「雨水の利用の推進に関する基本方針」において、地方公共団体は雨水の利用の推進に努めること、事業者及び国民は自らの雨水の利用に努めること等が定められています。



なお、水循環基本計画には、雨水の利用促進として、次のとおり掲げられています。

- 「雨水の利用を推進し、もって水資源の有効な利用を図り、あわせて下水道、河川等への雨水の集中的な流出の抑制に寄与すること」を目的とした雨水の利用の推進に関する法律に基づく建築物を整備する場合の雨水の利用のための施設の設置や下水道施設を活用した雨水の利用を推進する。また、広報活動等を通じた普及啓発を推進する。
- 国、地方公共団体は、災害時における雨水利用の有効性を踏まえ、自らが策定する雨水の利用の推進に関する方針等に基づき、緊急時のトイレ洗浄用水、消防用水への活用等の検討を行い、災害時における雨水の利用を推進するよう努めるものとする。
- 雨水利用施設(貯留タンク等)に関する基準及び評価の実態を調査し、公表する。



本市においては、雨水利用について次の取り組みを行っています。

- 市設建築物の環境配慮に関する取り組みを示した「公共建築物の環境配慮整備指針」において、重点施策のひとつとして「雨水利用の促進」を掲げています。
- 事業活動においてSDGsの実現に向け取り組む事業所を、市が「なごやSDGsグリーンパートナーズ」として登録・認定し、自主的な取り組みを支援する制度を運用しており、このうち「認定エコ事業所」及び「認定優良エコ事業所」の認定のために選択する取組採点項目のひとつとして「雨水の貯留タンクや雨水利用施設の設置などによる雨水利用」を採用しています。
- 市民の健康と安全を確保する環境の保全に関する条例(以下「環境保全条例」といいます。)に基づく「建築物環境配慮指針」により、建築物の新築・増築をする建築主に対し、地球温暖化の防止その他の環境への負荷軽減のための措置を講ずるよう促す制度(CASBEE名古屋)において、評価項目のひとつとして雨水利用を採用しています。

(1) 流域マネジメント

流域の総合的かつ一体的な管理は、一つの管理者が存在して、流域全体を管理するというものではありません。森林、河川、農地、都市、湖沼、沿岸域等において、人の営みと自然環境(水量、水質、水と関わるもの)を良好な状態に保つ又は改善するため、流域において関係する行政などの公的機関、事業者、団体、住民等がそれぞれ連携して活動することを「流域マネジメント」といいます。

流域マネジメントの取り組みにより、流域における一体感の創出、流域に応じた課題への解決等の効率的な実施、流域のブランド力の向上による地域の活性化など様々な効果を生み出すことを期待されています。

地下水マネジメントも流域マネジメントに包摂されるとの認識に立ち、一体的に推進することが求められています。



図2-2 流域マネジメントのイメージ

出典)内閣官房水循環政策本部事務局ウェブサイト

(2) 流域治水

気候変動の影響による水災害の激甚化・頻発化等を踏まえ、堤防の整備、ダムの建設・再生などの対策をより一層加速するとともに、集水域(雨水が河川に流入する地域)から氾濫域(河川等の氾濫により浸水が想定される地域)にわたる流域に関わるあらゆる関係者(国、都道府県、市町村、事業者、住民等)が協働して水災害対策を行う考え方のことを「流域治水」といいます。

現在、国、流域自治体、事業者等が協働し、河川整備に加え、雨水貯留浸透施設の整備や土地利用規制、利水ダムの事前放流など、重点的に実施する治水対策の全体像を水系ごとに取りまとめた「流域治水プロジェクト」を策定・公表し、プロジェクトに基づく取り組みが進められています。

本市は、庄内川流域、山崎川流域、天白川流域、境川流域、日光川流域、木曽川流域において、流域治水プロジェクトを進めています。

流域治水は、流域全体で水害を軽減させる治水対策であり、流域マネジメントと取り組む範囲や内容において重なる部分が多くあります。

水害から命を守り、被害を軽減させるためには、一人ひとりが水害の恐ろしさや流域治水の取り組みを知り、自分事として理解し、行動に移す等、流域治水に主体的に取り組む住民や事業者等を拡大していく必要があります。



図2-3 流域治水の取り組みイメージ
出典)国土交通省ウェブサイト

水の環とのつながり

- 雨水タンクや浸透雨水ますをはじめ、雨水貯留浸透施設の設置など雨水流出抑制対策は、降雨時に下水道や河川へ流れ出る雨の量を抑制し、水害のリスク軽減につながります。
- 防災の視点から「流域」についての理解を深めるという流域治水の普及啓発の取り組みは、水循環と連携して実施することで相乗効果が期待されます。

※本市では、名古屋市総合排水計画において、雨水流出抑制対策を治水対策に位置づけて、取り組みを進めています。

(3) グリーンインフラ

自然環境は、生物の生息・生育の場の提供、雨水の貯留・浸透による防災・減災、水質浄化、水源涵養、植物の蒸散機能を通じた気温上昇の抑制など、多様な機能を持っています。

グリーンインフラとは、自然環境が有する多様な機能を社会における様々な課題解決に活用し、持続可能で魅力のある国土・都市・地域づくりを進める取り組みのことです。

この取り組みを加速させるため、2019(令和元)年7月に国土交通省により「グリーンインフラ推進戦略」が策定されました。

さらに、ネイチャーポジティブやカーボンニュートラル等の世界的潮流を踏まえ、2023(令和5)年9月に新たに策定された「グリーンインフラ推進戦略2023」では、官と民が両輪となって、グリーンインフラをあらゆる分野・場面で実装(ビルトイン)することを目指し、国土交通省の取り組みが総合的・体系的に位置づけられています。

現在、「グリーンインフラ官民連携プラットフォーム」が運用されており、今後、経済団体と連携した国民運動の展開が予定されています。



図2-4 グリーンインフラ推進戦略2023の概要
出典)国土交通省ウェブサイト

水の環とのつながり

- 「雨庭(レインガーデン)」、「緑溝」などのグリーンインフラを活用することで、雨水の貯留浸透、蒸散散に寄与するとともに、生き物の棲みかを増やすことにより生物多様性の保全に寄与するなど、様々な課題の同時解決につながります。

(4) SDGs

2015(平成27)年9月、国連サミットにおいてSDGs(持続可能な開発目標)を含む「持続可能な開発のための2030アジェンダ」が採択されました。この2030アジェンダでは、SDGsはそれぞれが統合された不可分のものであり、経済、社会及び環境の三側面を調和させるものとされています。

健全な水循環の回復は、水(ゴール6)、海(ゴール14)、陸(ゴール15)の保全や気候変動(ゴール13)に深く関係し、SDGs達成の土台となる重要な取り組みです。

「誰一人取り残さない」をキーワードとし、本市のような自治体においても、行政、市民、事業者など、全ての関係者が連携して、SDGsの達成に向けた取り組みを進めることが求められています。

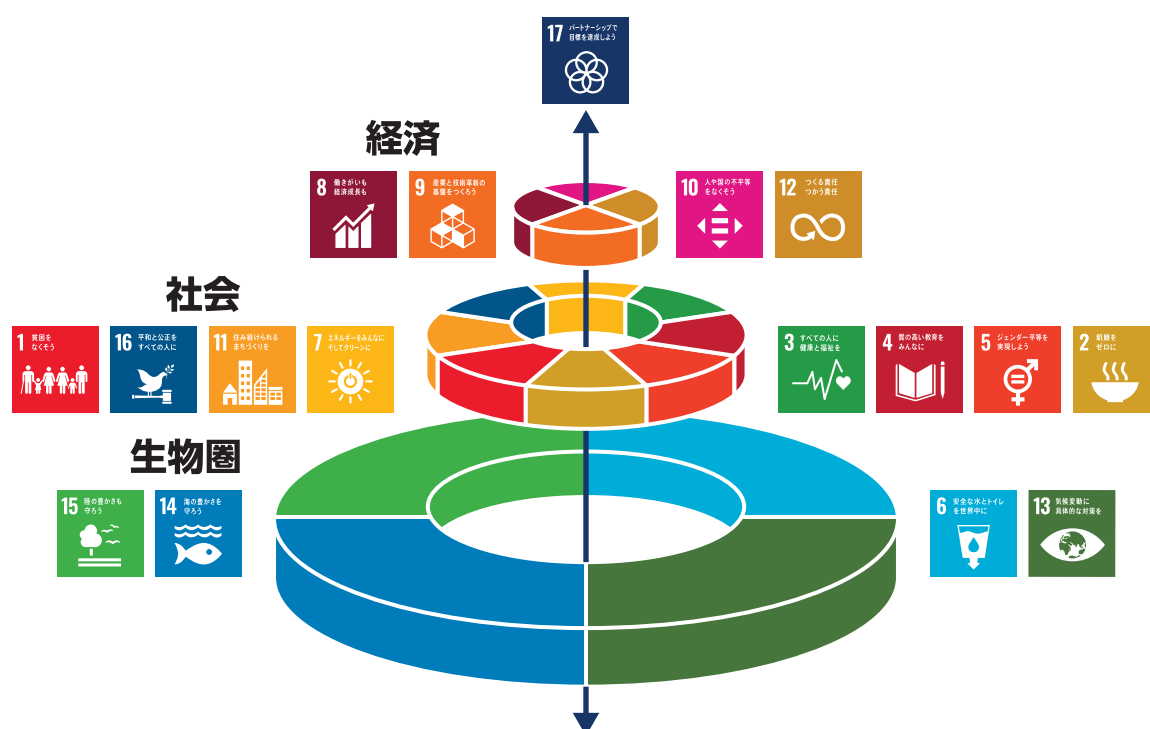


図2-5 SDGsウェディングケーキモデル※
出典)Stockholm Resilience Centreの図を基に作成

※SDGsの17目標を3層に分類して総合的に整理したもの。「経済」は「社会」に、「社会」は「生物圏」に支えられて成り立つという考え方を示している。

水の環とのつながり

- 雨水の貯留浸透は「11 住み続けられるまちづくりを」、地下水涵養等は「15 陸の豊かさを守ろう」「14 海の豊かさを守ろう」「6 安全な水とトイレを世界中に」、蒸発散によるヒートアイランド現象の緩和は「13 気候変動に具体的な対策を」、人づくりや協働は「4 質の高い教育をみんなに」「8 働きがいも経済成長も」につながるなど、水の環復活の取り組みが様々なゴールと関わっています。

3

共に進めていく3つの環境戦略と緑の基本計画

図2-6に水の環戦略とつながりが深い戦略・計画の重なる領域を示しています。2050年の環境都市ビジョンの3本柱である「水の環復活」、「生物多様性」、「低炭素都市」の3戦略と「緑の基本計画」が取り扱う分野は相互に重なっています。

本計画においては、これらの戦略・計画との整合を図るとともに、様々な課題の同時解決を意識した施策を展開していきます。

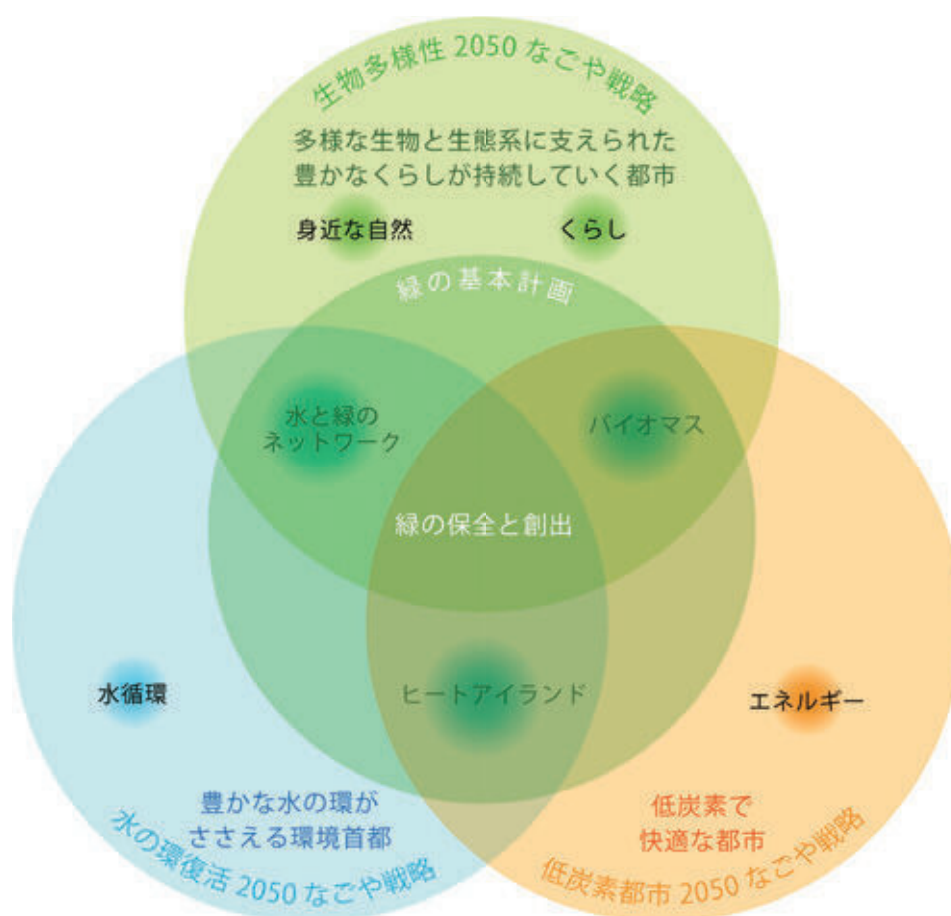


図2-6 3つの環境戦略と緑の基本計画の計画領域のイメージ

出典) 生物多様性2050なごや戦略

(1) 市の生物多様性に関する計画

「生物多様性」とは、多様な生きものが存在し、それらの生きものがお互いにつながりあい、バランスが保たれている状態のことをいいます。地球上には様々な自然環境の中に、多様な生きものが存在し、相互につながりあっています。

近年、気候変動に伴う気温上昇や、都市化に伴う水面や緑の減少などによって、自然環境が悪化し、生物の多様性が、これまでにない速さで失われつつあります。これは、私たち自身が、人類を含めた多くの生命にとって欠かすことの出来ない命の土台である生物多様性を自ら壊していることに他なりません。

生物多様性の保全を目指した取り組みは、世界各地で展開されています。

2022(令和4)年12月にカナダのモントリオールで開催された生物多様性第15回締約国会議(COP15)では、新たな世界目標となる「昆明・モントリオール生物多様性枠組」が採択され、2030年までに生物多様性の損失を食い止め、反転させ、回復軌道に乗せる「ネイチャーポジティブ」の考え方のもと、2030年までに緊急にとるべき行動として23の行動目標が示されました。

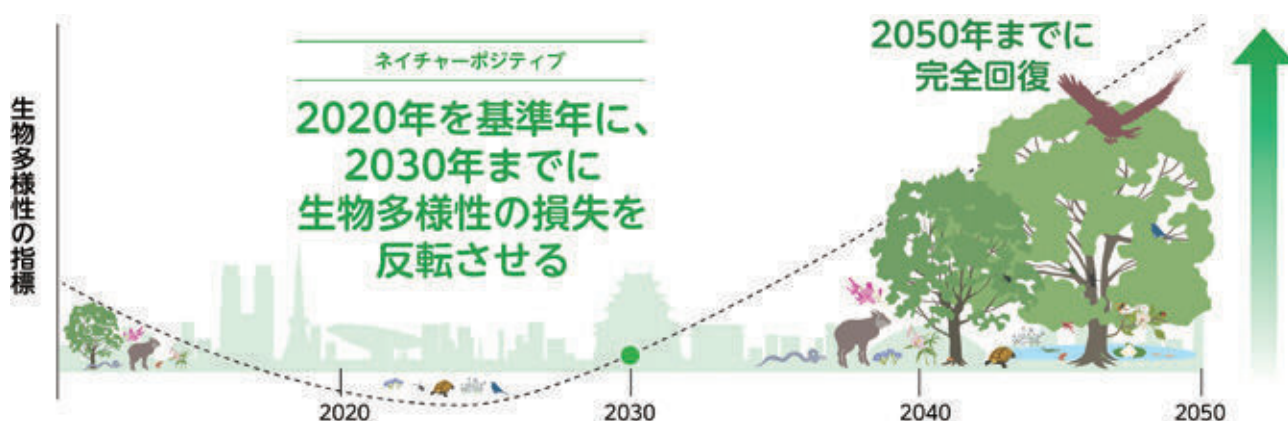


図2-7 ネイチャーポジティブのイメージ

行動目標の一つには、2030年までに世界の陸域・海域面積の30%以上を保全するという「30by30(サーティ・バイ・サーティ)目標」が掲げられました。国内ではその達成に向け、公園や企業緑地など民間等の取り組みによって保全が図られている区域を「自然共生サイト」として認定する制度が2023(令和5)年度より開始されています。

また、本市においては、国内外の動向を踏まえ、2030年までに生物多様性に関して重点的・優先的に取り組む具体的な事柄やロードマップを定めた「生物多様なごや戦略実行計画2030」を2023(令和5)年10月に策定しました。



図2-8 「なごやネイチャーポジティブ」のシンボルマーク

水の環とのつながり

- 生きものの貴重な生息地であり、生物多様性の保全に重要な河川、ため池、樹林地、湿地などは、健全な水循環に必要な場であるとともに、その環境は、雨水浸透など健全な水循環により維持されるものでもあります。

(2) 市の地球温暖化に関する計画

地球温暖化による気候変動により、世界的な豪雨、熱波、干ばつ、海面上昇などが顕在化しており、日本でも同様に、記録的な豪雨や猛暑などが頻発し、経済や社会活動に様々な影響を及ぼしています。

2015(平成27)年に採択されたパリ協定を受けて、世界各国において長期的な目標を見据えた地球温暖化対策が進められています。我が国では、2021(令和3)年に、「2050年までの脱炭素社会の実現」を基本理念とする改正地球温暖化対策推進法が成立しました。また、法改正を受けて改定された国の地球温暖化対策計画では、2030年度に温室効果ガスを2013(平成25)年度から46%削減することなどを目指すこととしています。

地球温暖化に伴う気候変動に対処するには、地球温暖化の原因となる温室効果ガスの排出を削減する「緩和策」に最優先で取り組むことが必要ですが、緩和策をどれだけ行ったとしても、ある程度の気温は上昇してしまうと予測されています。このため、身の回りの起こりうる変化に備え、環境にうまく「適応」していくことも重要です。

本市では、国内外の動向をふまえ、さらなる地球温暖化対策の推進のため、「名古屋市地球温暖化対策実行計画2030」を2024(令和6)年3月に策定しました。

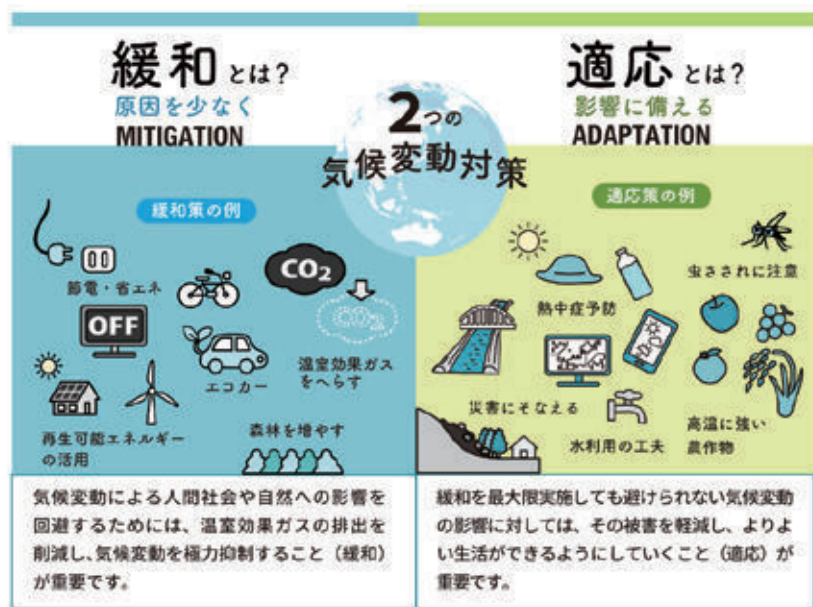


図2-9 緩和と適応策

出典) A-PLAT (気候変動適応情報プラットフォーム) ウェブサイト

水の環とのつながり

- 雨水の貯留浸透の取り組みは、気候変動により短時間強雨の発生回数が増加するなど、雨の降り方が変化して水害リスクが増大することに対する適応策のひとつでもあります。
- 温室効果ガスの一つである二酸化炭素を吸収する緑を保全する取り組みは、緑の持つ蒸発散機能を確保することにもつながります。
- 緑の保全、創出や、水を活かしたまちづくりは、ヒートアイランド現象の緩和にもつながり、気候変動への適応策となります。

(3) 名古屋市みどりの基本計画 2030

本市では、長期的な視点に立ち、名古屋市をめざすみどりの都市像「みどりと人がきらめく 自然共生都市・なごや」と、緑のまちづくりの方向性、2030年までの取り組みについてまとめた「名古屋市みどりの基本計画2030」を策定しています。

同計画では、3つの基本方針を掲げており、このうち「みどりにより持続力を高める」では、生物多様性の保全やヒートアイランド現象の緩和など都市環境の改善、防災など安心・安全への対応が行われているまちの実現をみどりの取り組みによりめざすこととしています。

みどりが持つ多面的な効果を8Kとしてその関係を表したのが、図2-11の模式図です。8Kの効果が十分に発揮されるためには、多様な立場の人たちが緑のまちづくりに関わり、パートナーシップによって進めていくことが重要となります。

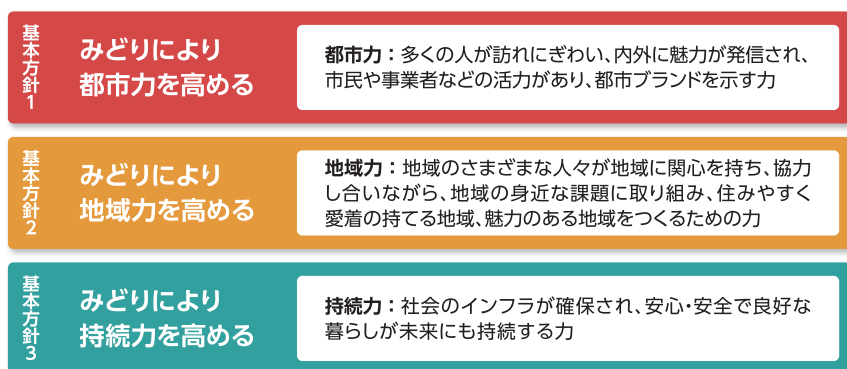


図2-10 名古屋市みどりの基本計画2030における基本方針

出典)名古屋市みどりの基本計画2030

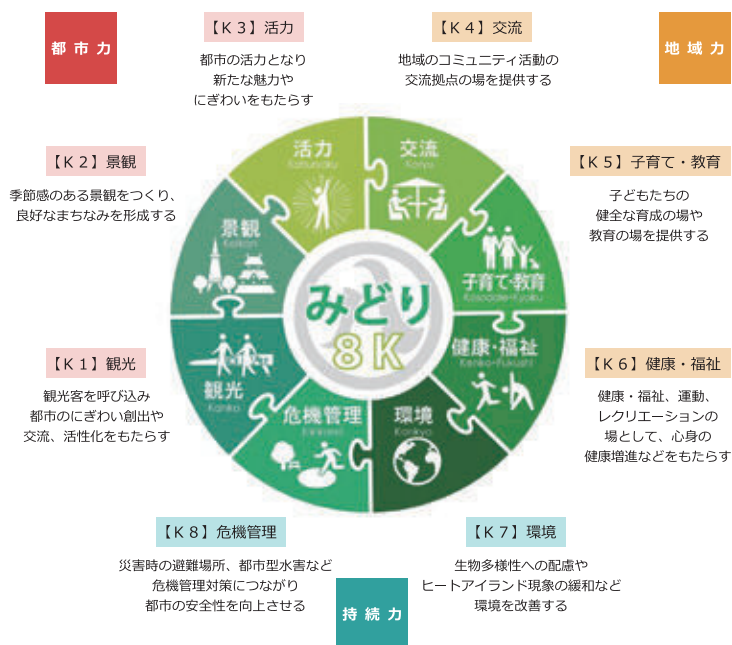


図2-11 みどりの多面的な効果(8K)

出典)名古屋市みどりの基本計画2030

水の環とのつながり

- たくさんの水を貯留浸透、蒸発散させる樹林地など緑の保全、創出は、水循環機能の維持及び回復の要となる取り組みです。

1 主な取り組み内容のふりかえり

第2期実行計画では、実施する場所ごとに取り組みを整理していました。本計画でも同様に、場所ごとに代表的な事業を取り上げ、2013(平成25)年度から2023(令和5)年度(11年間)の取り組みをふりかえります。

紙面の見方

事業名



事業が寄与する「環(わ)」の記号

所管局

事業実施状況

実績

実績の詳細

「環」の記号

環①：水循環機能の回復



雨水の浸透・貯留を増やす

緑化により蒸発散を増やす

水面や緑地、農地を保全する

環②：人にも生き物にもやさしい水辺や緑があるまちづくり



水辺や緑が身近に感じられるまちづくり

地下水や下水再生水を活用したまちづくり

生き物とのふれあい、生物多様性の保全に配慮したまちづくり

環③：みんなで取り組む人づくり、場づくり



水の環復活に役立つ取り組みを学ぶ場づくり

市民・事業者・行政が協力し合い、できることから実践する人づくり

(1) 市全域で進めてきた取り組み

学校での水循環に関する講座の実施



上下水道局、環境局

次世代を担う子供たちに、名古屋市の水循環の現状や私たちにできること等についてお話しする「訪問授業」や「出前講座」等を実施しました。「訪問授業」は平成16年度から、「出前講座」は平成25年度から継続的に実施しており、水循環に係る教育・啓発活動が定着してきました。

令和5年度 実績

- 訪問授業(上下水道局):135校(うち3校は資料送付)
- 出前講座(環境局):8校



イベント等を活用した、雨水流出抑制や水循環に関するPR



上下水道局、環境局、各局

「環境デーなごや」や「なごや水フェスタ」、住宅展示場のイベント等において市民に、また建築業界や排水設備業界等、施設の設計・工事を行う事業者に対しても、雨水流出抑制のPR、雨水貯留浸透施設設置への協力を働きかけました。

また、水に関心を持つきっかけとして「名古屋打ち水大作戦」を継続的に実施しました。

令和5年度 実績

- イベント出展
(なごや水フェスタ、各区水防訓練、環境デーなごや等)
- 打ち水イベント:11会場 約791人参加



水循環学習プログラムの公開



環境局

名古屋市環境学習センター(エコパルなごや)のバーチャルスタジオで上映する新プログラム「なごやの水の環〜めぐりめぐって水循環〜」を公開しました。小学校4〜6年生で水循環に関する学習内容があることに合わせて名古屋の水循環を学べるように工夫しました。「流域」という概念や、市内の湧き水も紹介しています。

第2期 実績

- プログラムの作成、上映開始



(2) 建築物とその周囲や駐車場に関する取り組み

市の施設での雨水浸透施設・貯留施設の設置、学校における雨水利用と校内緑化



各局

雨水が河川や下水道に直接流出する量を抑制するため、市営住宅、公園等で雨水貯留浸透施設を整備しました。また、市内の小学校で雨水貯留槽の設置、屋上緑化等を行いました。

※実績は、p.35の図3-1を参照

民間施設等における雨水貯留浸透施設の設置の推進



上下水道局、環境局

令和4年度から開始した雨水流出抑制施設(雨水タンク、浸透雨水ます)への助成制度の活用を含めた市民や事業者に対する雨水流出抑制の普及啓発を行ないました。

令和5年度 実績

- 交付基数:89基



あいち森と緑づくり事業による民有地緑化助成制度

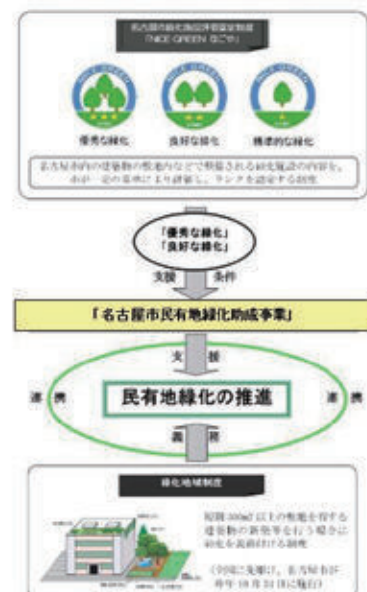


緑政土木局

市街地における身近に緑があるまちづくりや水循環機能の回復をめざし、民有地での屋上緑化、壁面緑化、空地緑化、駐車場における植栽、かん水施設等、優良な民有地緑化工事に対して費用を助成しました。

第2期 実績

- 助成額:6億4332万1千円
- 助成件数:575件
- 緑化面積:90,634m²



緑化地域制度・風致地区制度の運用



住宅都市局、緑政土木局

一定規模以上の建築物の新築や増築を行う場合、緑化を義務付ける制度(緑化地域制度)を運用し、緑化を促進しました。また、風致地区では建築物の建築、宅地の造成、水面の埋め立て、木竹の伐採等を制限し、緑地の保全に努めました。

第2期 実績

- 緑化地域制度申請件数:13,756件
- 緑化面積:477.6ha

井戸を設置する家庭・事業者の協力による、災害時の地下水利用



健康福祉局、環境局

地震などの災害時に生活用水や防災用水の水源として地下水が活用できるよう、災害応急井戸要領(環境局)、災害応急用協力井戸指定要綱(健康福祉局)により、協力していただける井戸を指定しています。災害応急用井戸は地震ハザードマップに、災害応急用協力井戸は区ごとの一覧を公式ウェブサイトに掲載しています。

令和5年度 実績

- 災害応急用井戸 指定事業場数:155件
- 災害応急用協力井戸 指定施設数:437件

(3) 道路に関する取り組み

道路への浸透雨水ますの設置・維持管理



上下水道局、住宅都市局、緑政土木局

道路に降った雨を地中に浸透させるため、浸透に適した地域において、浸透雨水ますの設置を行いました。また、浸透雨水ますの機能を維持するために、雨水ます内部の清掃を行うとともに、イベント等の機会をとらえて市民に雨水ます上部の清掃の協力をお願いしました。

第2期 実績

- 浸透雨水ます設置数:6,751か所

歩道への透水性舗装の整備



住宅都市局、緑政土木局

道路に降った雨を地中に浸透させるため、歩道において透水性舗装の整備を行いました。整備は施設の更新にあわせ、継続的に実施しています。

第2期 実績

- 透水性アスファルト舗装:236,542m²
- 透水性ブロック舗装:56,039m²

(4) 公園に関する取り組み

公園での浸透雨水ますの設置、透水性舗装・植栽の整備



緑政土木局

公園に降った雨を地中に浸透させるため、公園内の舗装面について透水性舗装を整備し、浸透雨水ますを設置しました。また、雨水貯留浸透及び蒸発散が促進されるよう植栽整備を進めました。設置は施設の更新にあわせ、継続的に実施しています。

第2期 実績

- 透水性ブロック舗装 : 5,752m²
- 透水性アスファルト舗装 : 38,012m²
- 浸透雨水ます設置数 : 306か所
- 植樹帯整備面積 : 6.69ha



つるのめぐみ展示施設の整備、市民向け講座等の実施



環境局

平成30年に鶴舞中央図書館の湧き水「つるのめぐみ」の展示施設を整備しました。鶴舞公園の歴史や水循環に関するリーフレットを作成するとともに、展示施設を活用し、水の環についての普及啓発イベントを実施しました。

第2期 実績

- リーフレットの作成
- なごや環境大学共育講座の実施
- 一般公開(昭和区民まつり) 等



(5) 林や森に関する取り組み

緑のまちづくり活動団体との協働、森づくりパートナーシップ制度の運用



緑政土木局

市民と行政が一緒になって樹林地を育てる活動を通じて市民、事業者、行政のパートナーシップを醸成するとともに、森づくりに関わる人材を育成しています。

令和5年度 実績

- なごやの森づくりパートナーシップ 加盟団体数:27団体
- 緑のパートナー団体数:19団体
- 活動承認団体数:38団体
- 公園・街路樹愛護会:1,527団体



なごや西の森づくり



緑政土木局

戸田川緑地において「なごや西の森づくり」を行いました。市民、事業者、行政のパートナーシップのもと、苗木の植樹、森の手入れを行っています。

第2期 実績

- 苗木の植樹面積:2.09ha(平成20年～令和5年累計)



西の森中央地区左岸整備イメージ



猪高緑地における市民向け講座等の実施



環境局

ため池や棚田など、里山の水循環が残る猪高緑地において、水循環に着目したガイドマップの作成や看板の設置を行うとともに、市民団体の協力を得ながら、水循環の観点からの緑地内ツアーを開催しました。

第2期 実績

- 水の環ガイドマップ作成
- 水の環について紹介する看板設置
- なごや環境大学共育講座の実施



(6) 河川・運河・海に関する取り組み

堀川における親水広場、遊歩道などの整備、護岸改修



緑政土木局

市域の中心部を南北に流れる堀川は、都市の中の貴重な水辺となっており、憩い、にぎわい、自然とのふれあいの場など、市民から高い期待が寄せられています。

これまでに、歴史、都市景観など周辺環境と水辺環境との調和に努めた護岸改修を実施し、あわせて親水広場や遊歩道などの整備を行いました。

第2期 実績

- 親水広場整備
- 遊歩道整備
- 護岸改修



地下水や下水再生水の導入による河川維持水量の確保



緑政土木局、上下水道局、環境局

浅層地下水や下水再生水を活用し、水源の乏しい河川の流量を確保するとともに、河川の水質を保全する取り組みを行いました。

第2期 実績

- 堀川における地下水の活用
- 中川運河(堀止部)への下水再生水の導水
- 荒子川への下水再生水の導水



浅層地下水を堀川に導水
(守山区 瀬古橋付近)

生き物観察会の実施



環境局

子供とその保護者を対象に、水辺に住む生物やその生息環境の観察会を実施しました。水生生物の観察を通じて、自然に親しむ機会を創出するとともに、自然と人との関わりの重要性を伝えています。

第2期 実績

- 39回実施、1,990名参加



合流式下水道の改善

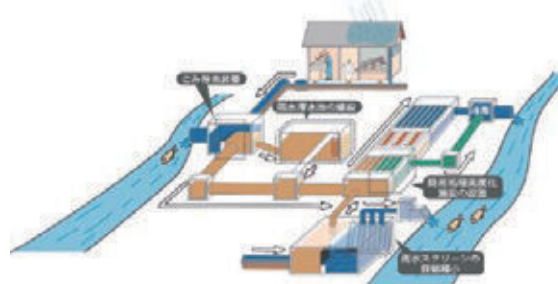


上下水道局

河川の水質を改善し、快適な河川環境の創出を目指し、汚れの度合いが大きい降雨初期の雨水を一時的に貯留する雨水滞水池の建設や、簡易処理高度化施設やごみ除去装置の設置等を行いました。

第2期 実績

- 雨水滞水池 : 2か所整備
- 簡易処理高度化施設 : 7か所整備
- ごみ除去装置 : 85か所整備
- 雨水スクリーンの目幅縮小 : 10か所整備



水質環境目標値市民モニタリング



環境局

河川やため池の水質に関心を待つとともに、水辺に親しむ機会の創出を目指し、市民モニターによる河川・ため池の水質モニタリングを行いました。

第2期 実績

- 第3から7期モニターによる調査の継続実施
- モニターセッション及び成果発表会の実施
- 水質環境目標値の見直し



山崎川流域における三次元水循環シミュレーションの実施



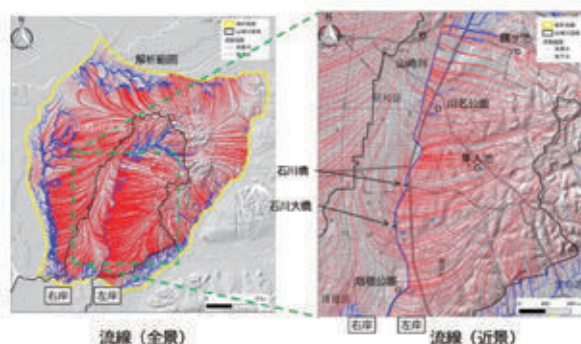
環境局

中流部の川底から湧き出す地下水が重要な水源となっている山崎川の流域において、シミュレーションにより地下水流動を再現し、雨水浸透の取組状況等による地下水位、湧き水の量の変化等を予測しました。

あわせて、水の流動を三次元的に表現するアニメーションを作成し、名古屋市環境学習センター（エコパルなごや）の水循環学習プログラムに活用しました。

第2期 実績

- 三次元水循環シミュレーションの実施



河川での清掃活動の実施



住宅都市局、緑政土木局、上下水道局

河川の水辺環境を良好に保ち、市民に親しまれる場づくりのため除草・清掃等の維持管理を行いました。また、清掃活動への市民の参加をサポートし、水辺環境の保全への関心を高め、実践する人づくりを推進しています。

令和5年度 実績

- 除草、清掃の実施
- 「川を美しくする会」団体数:44団体
- 河川専用清掃船による清掃
- 浮遊物除去施設「ごみキャッチャー」のごみ回収量:2.1t

(7) 湿地・湧水地とため池に関する取り組み

湧き水モニタリング



環境局

直接目にしたり触れたりする機会の少ない地下水の調査を行いながら水循環への理解を深めるため、市民グループによる湧き水のモニタリングを行いました。

第2期 実績

- 第3から7期モニターによる調査の継続実施
- モニターセッション及び成果発表会の実施

池干しによるため池の水質浄化



環境局

ため池にすむ生きものの生息環境を保全するために、市民と協力して池干しを実施するとともに、池干しを通して、身近な水辺にすむ生きものや水辺環境に対する理解、興味関心を深めました。

令和5年度 実績

- 昭和区隼人池池干し(参加者:約300名)



池干しの様子
(令和5年度実施)

(8) 農地に関する取り組み

農業センター、東谷山フルーツパーク、農業文化園の魅力向上や充実の推進



緑政土木局

各施設で、まつり等のイベントの開催、市民菜園の貸し出し、野菜や果物の育て方の講習会、収穫体験等を行いました。

令和5年度 実績

年間入場者数

- 農業センター :235,776人
- 東谷山フルーツパーク :415,604人
- 農業文化園 :143,140人

生産緑地地区の指定等による農地の保全



緑政土木局

農地の持つ緑地機能を積極的に評価し、良好な都市環境の保全・生活環境の確保等のために、都市計画として生産緑地地区を定めています。

生産緑地地区は市の指定基準等に該当するものについて、市民の申出を受け、手続きを経て指定しています。生産緑地では指定後30年間、住宅、事務所など建築物等の新築、改築又は増築や、宅地造成などは行われず、適正な管理のもと農業が営まれます。

令和5年度 実績

- 令和5年時点の指定面積:約194.1ha

(9) 広域連携に関する取り組み

御岳休暇村での植樹の実施、名古屋市民による森づくり



観光文化交流局

市民生活を支える水道の水源地である木曽川上流域において水源林を保全し、良好な水循環の維持や水循環に対する市民の理解を深める機会を創出しています。

名古屋市民御岳休暇村「市民の森 葵の森」での植樹や、名古屋城本丸御殿に多く使用された木曽ヒノキの産地において、植樹・育樹活動や森について学ぶ活動を行う「名古屋市民の森づくり」を実施しました。

令和5年度 実績

- 植樹祭の実施(参加者55名)
- 市民参加型バスツアーの実施

2

市民等の意識、取り組み状況の調査

(1) 市民の意識、取り組み状況（環境対策に関する市民アンケート）

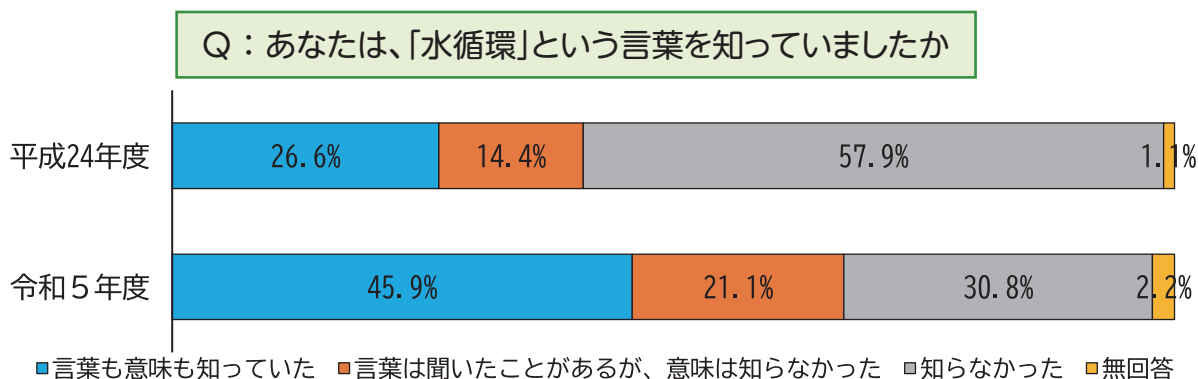
第2期実行計画において把握することとしていた「水循環について理解している市民の割合」及び「家庭で浸透雨水ますや雨水タンクを設置している市民の割合」について、アンケート調査を行いました。

名 称	環境対策に関する市民アンケート	
調査方法	市内在住の満18歳以上(平成24年の調査は満20歳以上)の市民のうち、無作為に抽出した2,000人に対して調査用紙を送付	
調査期間	平成24年10月2日～16日	令和6年5月19日～6月3日
有効回答数	972人(回収率48.6%)	918人(回収率45.9%)

※令和6年のアンケート調査結果は、令和5年度終了直後の調査であるため、令和5年度の実績として取り扱います。

「水循環」の認知度・理解度

「水循環」という言葉について、意味を含めて知っている市民の割合は、第2期実行計画策定前の2012(平成24)年度時点では26.6%でしたが、2023(令和5)年度には45.9%となりました。



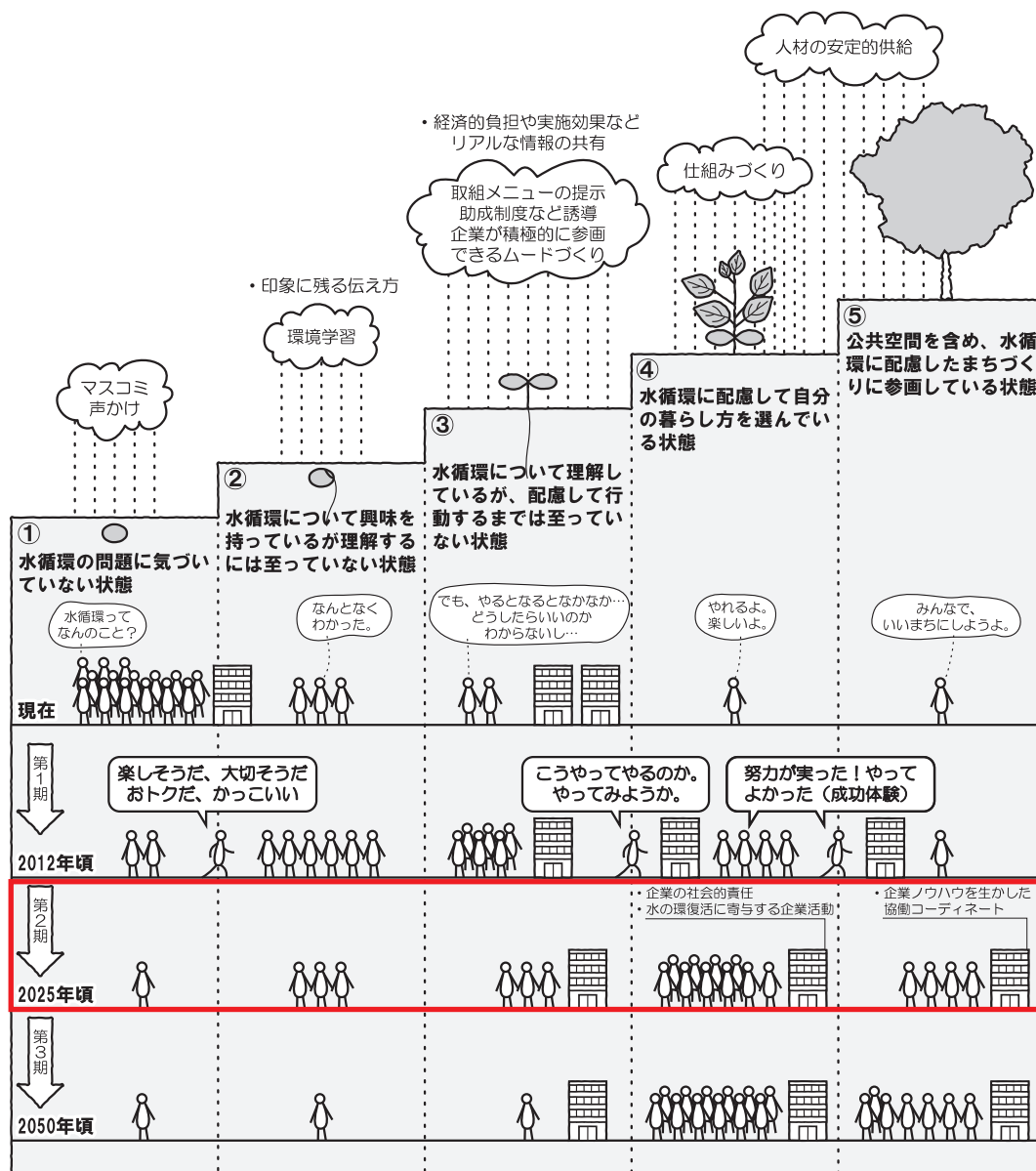
家庭で浸透雨水ますや雨水タンクを設置している市民の割合

家庭で浸透雨水ます、雨水タンクのいずれかを設置している市民の割合は、第2期実行計画策定前の2012(平成24)年度時点では5.1%でしたが、2023(令和5)年度には、6.1%となりました。

Q：あなたのご自宅では、浸透雨水ますや雨水タンクを設置していますか

項 目	令和5年度		平成24年度
両方を設置	0.7%	6.1%	5.1%
浸透雨水ますを設置	2.0%		
雨水タンクを設置	3.5%		
設置していない、無回答	93.9%		94.9%

アンケート結果を読み替え、水の環戦略で示した「各期にめざす社会の状況」と比較すると、下図のとおりとなります。2012(平成24)年度から2023(令和5)年度にかけて向上が見られるものの、ステップ①、②にとどまっている方があわせて5割以上いることから、赤字で囲った第2期実行計画のめざす状態には達していない状況です。



アンケート結果	ステップ①	ステップ②	ステップ③	ステップ④	ステップ⑤
「水循環」の認知度	知らなかった・無回答 (33.0%)	言葉は聞いたことがある (21.1%)	言葉も意味も知っていた (45.9%)		
雨水タンク、浸透雨水ますの設置状況	設置していない (93.9%)			設置している (6.1%)	

※括弧内は2023(令和5)年度の実績値を記載しています。

(2) 水循環に関する市民の意向（ネットモニターアンケート）

健全な水循環の回復に何を期待するかなどについて、アンケート調査を行いました。

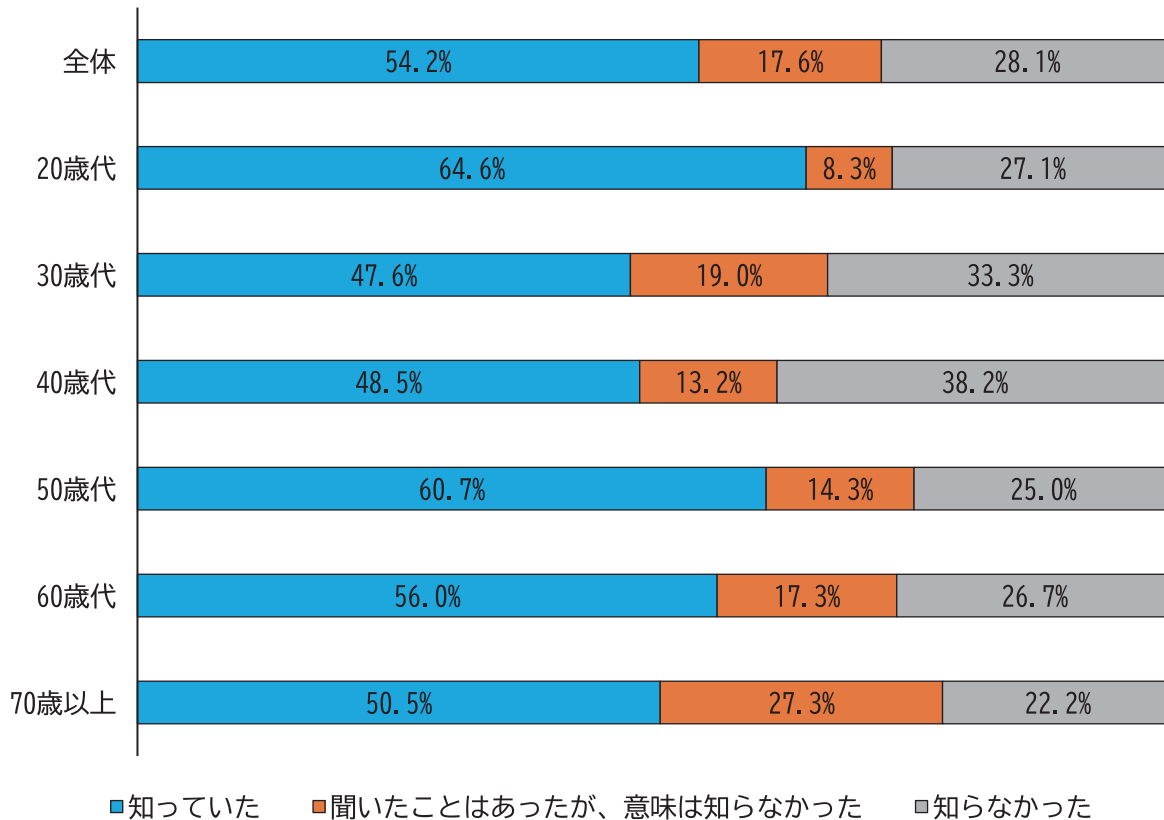
名 称	ネットモニターアンケート
調査方法	18歳以上、500人の市民をモニター（任期2年）として公募し、インターネットを通じて年間10回程度、様々なアンケートに回答
調査期間	令和5年11月10日～11月20日
有効回答数	437人（回収率：87.4%）

「水循環」の認知度・理解度

「水循環」という言葉について、意味を含めて知っていた人が54.2%でした。

前項の環境対策に関する市民アンケートと比べ、意味も含めて知っていた人は1割程度多いですが、知らなかった人は同程度でした。調査方法を無作為抽出としている前項の環境政策アンケートとは、母集団の性質が異なることが違いの一因であると考えられますが、「水循環」という言葉を知らない人については、いずれのアンケートでも3割程度いることから、今後も普及啓発を継続していく必要があります。

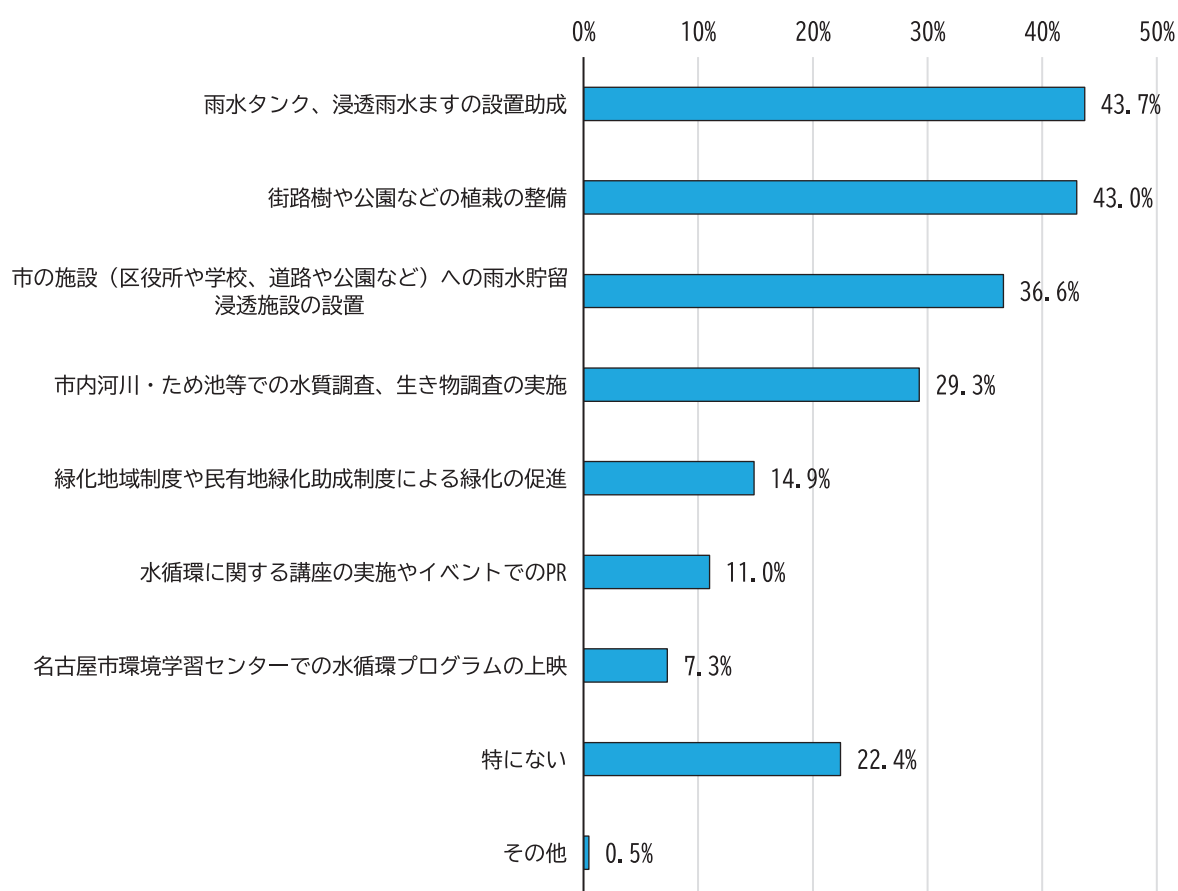
Q：あなたは、「水循環」という言葉を知っていましたか



市の施策の認知度

家庭での雨水流出抑制の取り組みである「雨水タンク、浸透雨水ますの設置助成」の認知度が43.7%と最も高いことがわかりました。次いで、「街路樹や公園などの植栽の整備」や「市の施設（区役所や学校、道路や公園など）への雨水貯留浸透施設の設置」といった身近な場所での取り組みの認知度が高い結果でした。

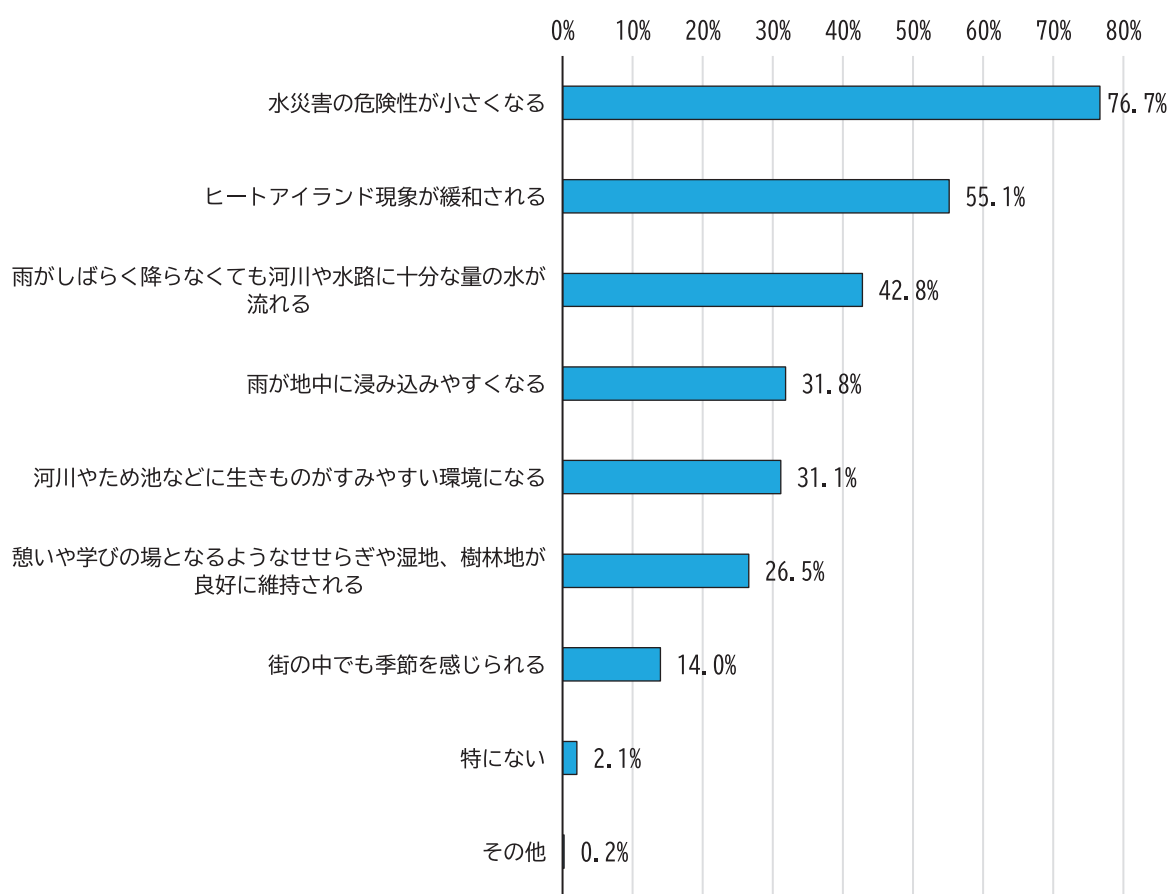
Q：名古屋市が取り組んでいる水循環に関する施策のうち、あなたが知っているものは、何ですか。（複数回答）



健全な水循環の回復により実現することで、特に重要だと思うこと

「水災害の危険性が小さくなる」、次いで「ヒートアイランド現象が緩和される」という回答が多く、気候変動への対応を重視する人が多い傾向でした。次いで、「雨がしばらく降らなくても河川や水路に十分な量の水が流れる」、「雨が地中にしみ込みやすくなる」、「河川やため池などに生き物がすみやすい環境になる」など、身近な環境の豊かさについて関心をもつ人が多いことがわかりました。

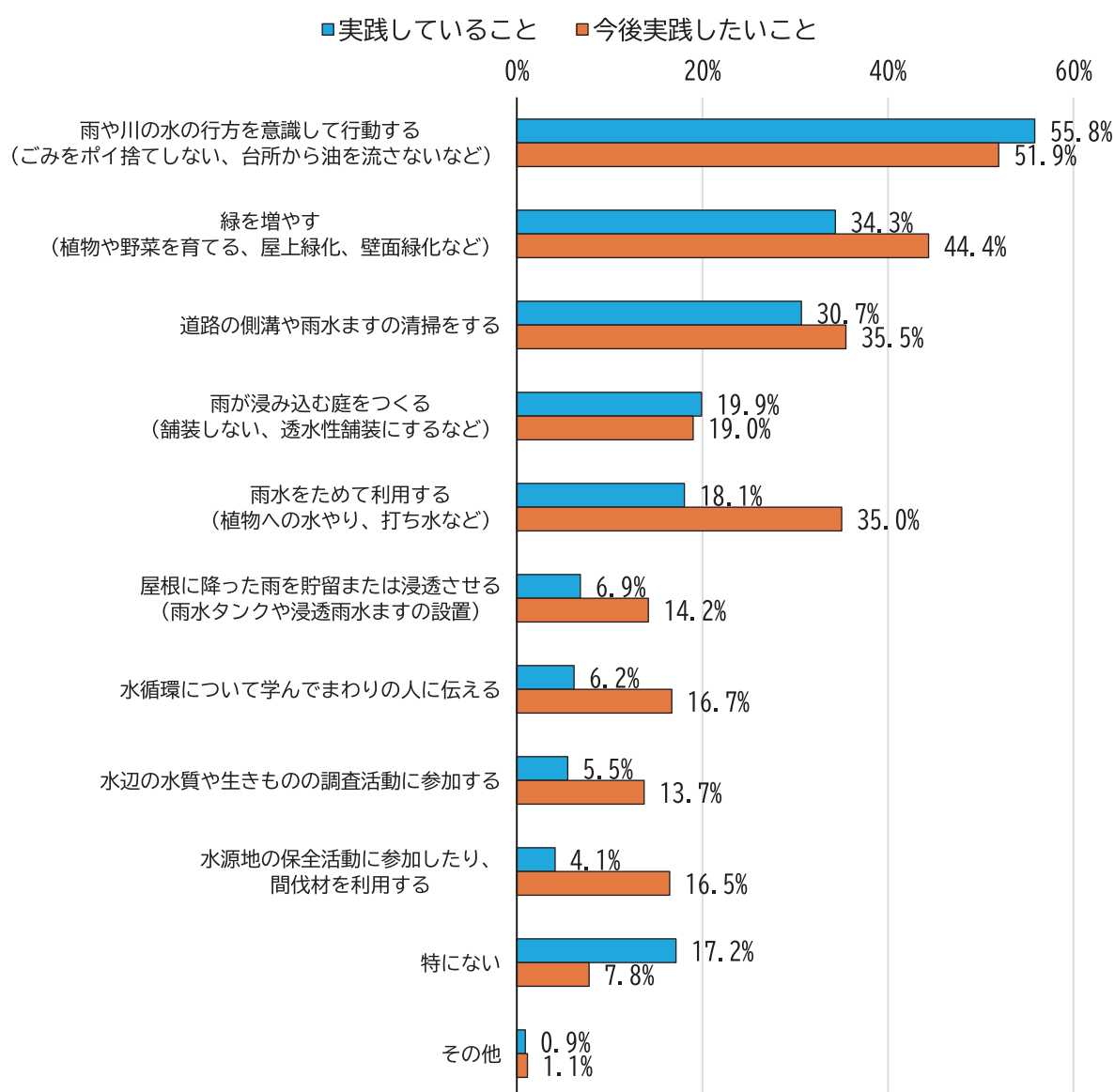
Q：健全な水循環の回復により実現することのうち、あなたが特に重要だと思うことは、何ですか。（選択は3つまで）



健全な水循環の回復のために、暮らしの中で実践している又は今後実践したい取り組み

「健全な水循環の回復には、行政の取り組みだけでなく、市民や事業者の協力も必要であること」を説明した上で、暮らしの中で水の復活のために実践していること、今後実践したいことを聞いたところ、「雨や川の水の行方を意識して行動する」という回答が最も多く半数以上の方が選びました。次いで「緑を増やす」、「道路の側溝や雨水ますの清掃をする」が続き、3割以上の方がすでに実施しており、今後実践したいとの回答でした。「雨水をためて利用する」は実践している人はまだ少ないですが、実践したいと考えている市民が多いことがわかりました。

Q：暮らしの中で、あなたが実践していること、今後実践したいと思うことは何ですか。
(複数回答)



(3) 事業者の取り組み状況

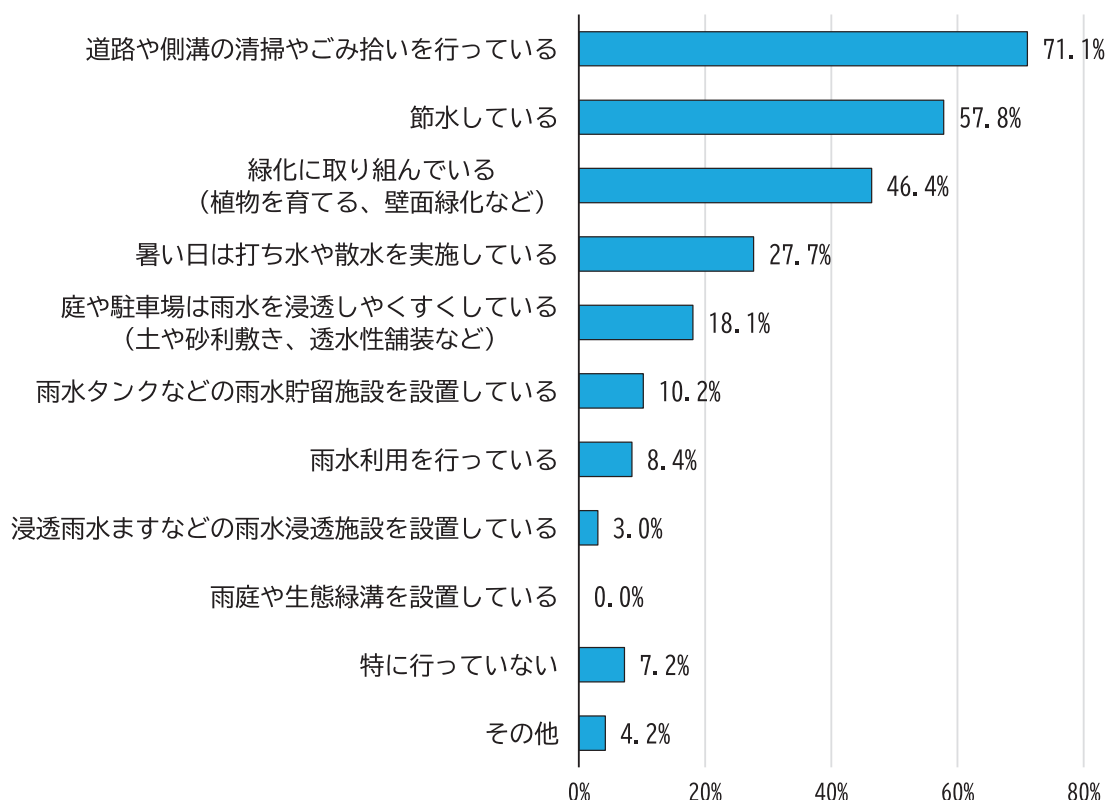
事業者の取り組み状況等について、アンケート調査を行いました。

調査方法	なごやSDGsグリーンパートナーズ(認定優良エコ事業所、認定エコ事業所、登録エコ事業所)963社に対し、電子メールでアンケートを送付
調査期間	令和6年5月17日～6月5日
有効回答数	166社(回収率17.2%)

事業者の取り組み状況

健全な水循環の回復のために行っている取り組みを聞いたところ、道路や側溝の清掃やごみ拾いを行っていたり、節水している事業者は多かったですが、庭や駐車場を雨水が浸透しやすくしていたり、雨水タンクや浸透雨水ますを設置している事業者は、少ないことがわかりました。

Q：健全な水循環の回復のために行っている取り組みは何ですか。(複数回答)

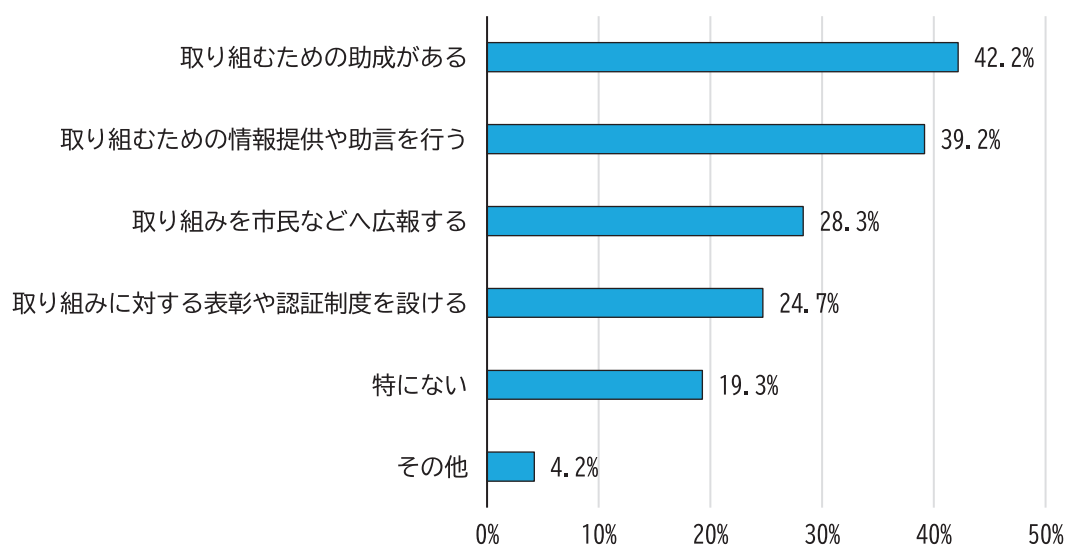


その他：テナントとして入居しているため、具体的な取り組みが難しい。
自社ビオトープを造成し、水質浄化している。 など

事業者への取り組み後押し

取り組むための助成があることが最も多くの事業者から求められています。情報提供や助言を行うこと、取り組みの広報、表彰や認証制度によっても後押しとなると回答している事業者が多くいることから、本市が効果的な施策を行うことで、取り組みが進む余地があることがわかりました。

Q：健全な水循環の回復のために行っている取り組みを進めるにあたって、後押しとなると思うことは何ですか。(複数回答)



その他：テナントとして入居していたり、小規模な事業者でもできる取り組みの紹介
健全な水循環の回復のために、何に取り組んでよいかわからない
環境に関する広報を増やす
優秀な取り組みを行っている事業者の業務受注へのインセンティブ など

3 第2期実行計画の成果と課題

第2期実行計画の取り組みについて、3つの環ごとに成果と課題を整理します。

(1) 水循環機能の回復（環①）

ア 成果

雨水貯留浸透量を増やす取り組みとして、市施設の新築・改築や道路の修繕等に合わせて、透水性舗装、浸透雨水ます、雨水貯留槽の設置などを進めてきました。

雨水貯留浸透量に加え、蒸発散量の確保にも役立つ取り組みとして、市民参加による戸田川緑地での「なごや西の森づくり」、緑化地域制度や風致地区制度の運用、特別緑地保全地区の指定等による緑地の保全・創出、生産緑地制度等による農地の保全を行いました。

また、本市の水循環の一部である水道について、その水源地である木曽川上流域での森づくりにも取り組みました。

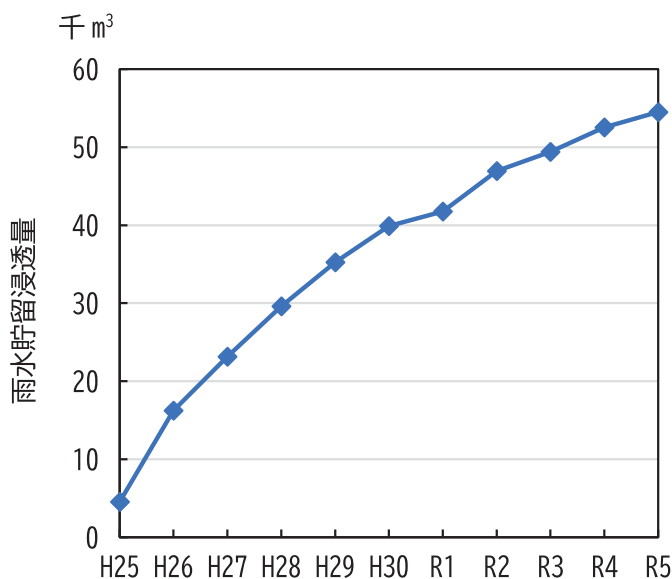


図3-1 本市施設における雨水貯留浸透量※
(2013(平成25)年度からの累計)
※雨水をその場で貯留浸透させる施設に限る

水収支

「水循環機能の回復」については、水収支を指標として状況を把握してきました。

表3-1 要素毎の水収支の比較

指 標		2012年度 平成24年度 (策定前)	2020年度 令和2年度	2012年度 からの増減
水収支	蒸発散	23.3%	22.5%	-0.8ポイント
	浸透・貯留	15.5%	15.1%	-0.4ポイント
	直接流出	61.2%	62.4%	+1.2ポイント

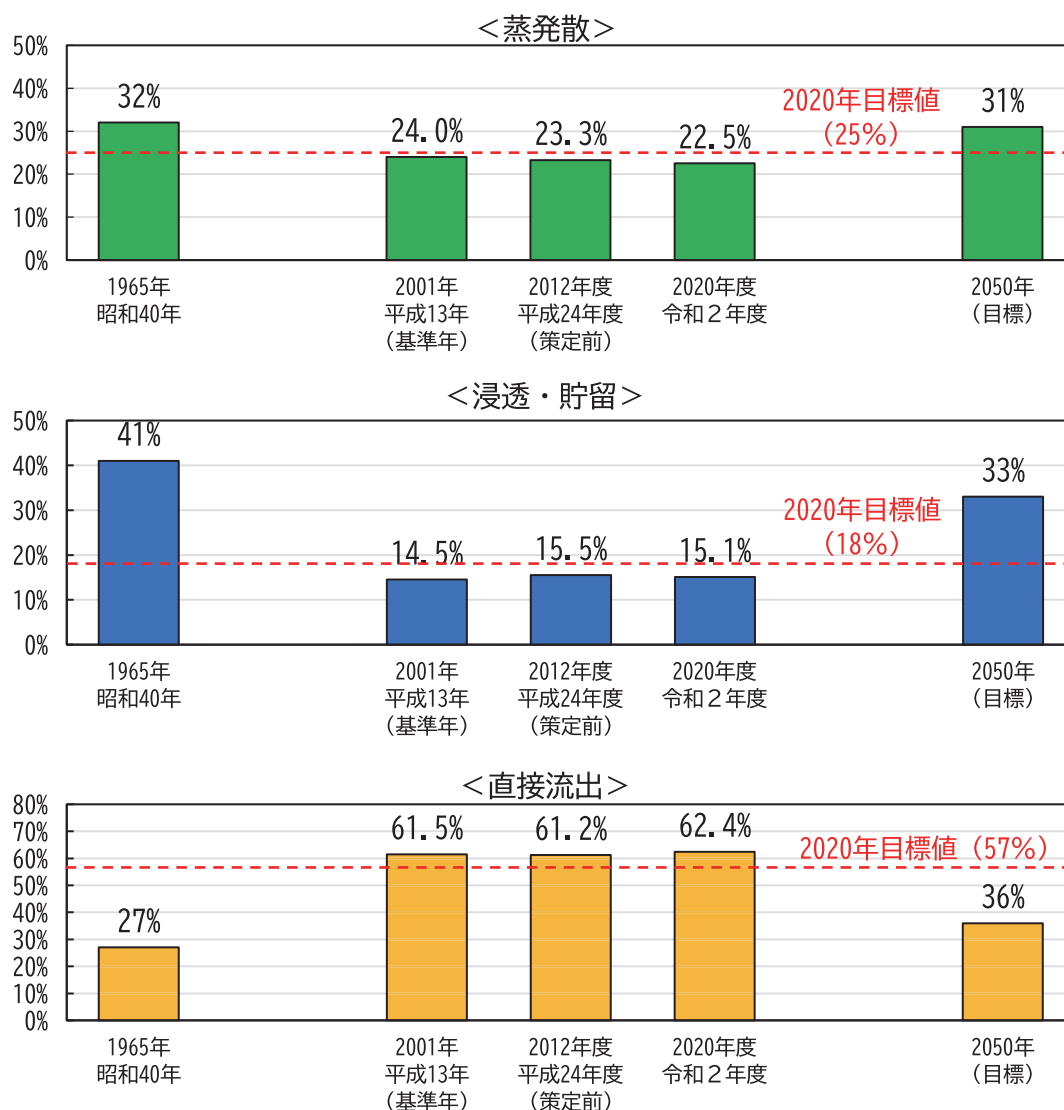


図3-2 水収支の目標と計算値

表3-2 2012(平成24)年度と2020(令和2)年度の水収支に関する項目の比較

項 目	2012年度 平成24年度 (策定前)	→	2020年度 令和2年度	水収支への影響	
				蒸発散の増減	浸透・貯留の増減
①緑被率	23.3%*	→	21.5%	-0.83ポイント	-0.70ポイント
②歩道、駐車場等での透水性舗装	3,548,195m ²	→	4,005,203m ²	—	+0.05ポイント
③道路、建物等での浸透雨水ます	12,094個	→	18,753個	—	+0.17ポイント
④建物での雨水浸透トレンチ	48,065m	→	48,907m	—	+0.02ポイント
⑤戸建て住宅での浸透雨水ます	97,464個	→	97,920個	—	+0.01ポイント
⑥その他貯留施設での貯留量	320,855m ³	→	431,805m ³	—	+0.02ポイント
2012(平成24)年度から2020(令和2)年度にかけての増減				-0.83ポイント	-0.43ポイント

※緑被率は5年に1回調査しており、2010(平成22)年の値を記載しています。

イ 課題

蒸発散の値は、名古屋市の緑被率を用いて算出しています。各種施策により緑被率の減少スピードはやや緩やかになりましたが、土地区画整理や宅地化の進展による農地や樹林地の減少を止めるのは難しく、緑被率は2012(平成24)年から2020(令和2)年の間に1.8ポイントの低下となりました。結果として、水収支の「蒸発散」は0.8ポイントの減少となりました。

浸透・貯留の値は、緑被率と雨水貯留浸透施設の整備状況を用いて算出しています。水収支の「浸透・貯留」は、緑被率の低下により0.7ポイントの減少、雨水貯留浸透施設の整備により0.3ポイントの増加、合わせて0.4ポイントの減少となりました。

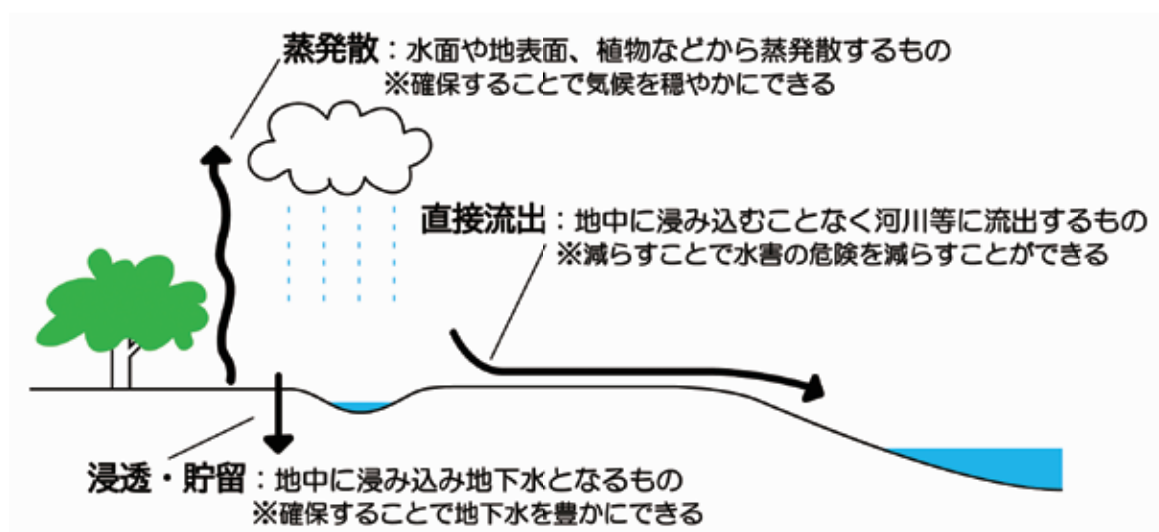
水の環戦略では、長期的な見通しをもってまちづくりを進めるため、都市化が進展する以前の水収支に戻すことを念頭に、市街地の集約化など都市構造の変化の可能性も加味して、2050年の理想として高い目標(蒸発散:31%、浸透・貯留:33%、直接流出:36%)を設定しました。2020(令和2)年度の目標値は、第3次名古屋市環境基本計画(平成23年12月策定、計画の期間:2020(令和2)年まで)で定めた値でしたが、目標を達成することはできませんでした。今後は、さらに取り組みを進めていく必要があります。

水収支は市域の水循環の状況を大まかに把握することに優れている一方で、緑被率に大きく影響され、雨水貯留浸透施設の設置や緑化地域制度による緑の創出など、市街地における個別の取り組みが見えにくくなってしまったという課題も明らかになってきました。

2030(令和12)年に向けては、2050年の目標を見据えて水収支の把握を継続しながらも、個別の取り組みを的確に評価する指標の設定が必要です。

コラム：水収支について

水の環戦略において、「水収支」とは、市域への降水が外へ出て行くとき、「蒸発散」「浸透・貯留」「直接流出」の3つの経路にどのように分かれるかということを指すと定義しており、3分類のそれぞれは下図のとおりです。



(2) 人にも生き物にもやさしい水辺や緑のあるまちづくり（環②）

ア 成果

堀川や中川運河などでの地下水や下水再生水の活用や市内の合流式下水道の改善などにより、水環境の改善に取り組みました。また、遊歩道や親水広場を整備し、水辺を身近に感じられるまちづくりを進めることと並行して、河川が本来有する生き物にやさしい環境や河川景観等を考慮した河川改修を行う、多自然川づくりを推進しました。

山崎川では、河川の重要な水源のひとつである、中流部の川底から湧き出している地下水の保全に向け、地下水位の調査や地下水流動シミュレーション等を行いました。

また、久屋大通公園の再整備やささしまライブ24地区の開発などにより水や緑を感じられる都心の空間づくりが進展しました。

取り組み効果の指標

「人にも生き物にもやさしい水辺や緑のあるまちづくり」については、第3次名古屋市環境基本計画等で設定されている指標や目標を活用し、進捗状況を把握しました。

指 標		2013年度 策定前	2020年度 実績値	2020年度 目標値
取り組み 効果の 指標	名古屋の河川の水がきれいだと思う市民の割合	27.4%	26.9% (※1)	40% (※3)
	身近に自然や農とふれあうことができる場所があると思う市民の割合	41.3%	42.1% (※1)	50% (※3)
	親しみがある公園があると思う市民の割合	66.2%	71.0% (※2)	70% (※4)

※1 環境対策に関する市民アンケート

※2 名古屋市総合計画2023に関するアンケート

※3 第3次名古屋市環境基本計画での目標

※4 名古屋市総合計画2018での2018年度における目標

イ 課題

指標「名古屋の河川の水がきれいだと思う市民の割合」は横ばいでしたが、本市では「名古屋市環境基本条例」に基づき、市独自の環境目標値を設定して水質改善に取り組んでおり、市内河川の水質は長期的な推移で見ると改善傾向にあります。

また、水の環戦略では2050年にめざす姿として、都市の中でも季節を感じたり、自然にふれて学べる姿を描いています。「身近に自然や農とふれあうことができる場所があると思う市民の割合」は約4割でしたが、「親しみがある公園があると思う市民の割合」は約7割と高く、自然や農に限らず都市の中の公共的な場所が市民にとって大切な存在となっていると推察できます。これからも、再開発等の機会を捉え、水循環機能をまちづくりに活かしていくことが必要です。

ネットモニターアンケート(前掲第3章2(2))では、健全な水循環の回復により実現することのうち、特に重要だと思うこととして、水災害リスクの軽減やヒートアイランド現象の緩和に次いで、「雨がしばらく降らなくても河川や水路に十分な量の水が流れる」、「雨が地中にしみ込みやすくなる」、「河川やため池などに生き物がすみやすい環境になる」など、身近な環境の豊かさについて関心をもつ人が多いという結果でした。今後は、河川等の水質改善や緑の保全の取り組みを継続するとともに、「きれい」という視点から視野を拡げて、水や緑に親しめる場所や機会づくりの成果を捉える指標の設定が必要です。

(3) みんなで取り組む人づくり、場づくり（環③）

ア 成果

名古屋市環境学習センター（エコパルなごや）での水循環学習プログラムの上映や小中学校での出前講座、各種イベントへの出展、つるのめぐみなど湧き水を実際に見ることのできる場所での講座など、市民が水循環について知るきっかけになる機会を設けました。また、ため池での池干しや河川での生き物観察会など、自然とふれあえるイベントも継続して実施しました。

また、雨水タンクや浸透雨水ますの設置に対する助成を開始し、市民や事業者の水循環への取組促進に努めました。

協働の指標

「みんなで取り組む人づくり、場づくり」については、第3次名古屋市環境基本計画等で設定されている指標や目標を活用し、進捗状況を把握しました。

指 標		2013年度 策定前	2020年度 実績値	2020年度 目標値
協働の 指標	自然環境を守る活動に取り組んでいる市民の割合	3.5%	3.9%(※2) (2018年度)	15% (※3、4)
	緑のまちづくり活動に携わった市民の延べ人数	26,000人	32,000人	31,000人 (※4)
	伊勢湾流域圏産の農産物を価格が少し高くても 優先して選ぶ市民の割合	20.6%	17.1% (※1)	30% (※3)

※1 環境対策に関する市民アンケート

※2 名古屋市総合計画2018に関するアンケート

※3 第3次名古屋市環境基本計画での目標

※4 名古屋市総合計画2018での2018年度における目標

イ 課題

指標「自然環境を守る活動に取り組んでいる市民の割合」は約4%、「緑のまちづくり活動に携わった市民の延べ人数」は年間3万人前後となっており、このような積極的にまちづくりに取り組む市民は全体から見ると一部に留まっています。しかし、ネットモニターアンケート（前掲第3章2(2)）では、現在実施している取り組みとして「雨や川の水の行方を意識して行動する」や「緑を増やす」、今後実施してもよいと思う取り組みとして、これら2つに加えて「道路の側溝や雨水ますの清掃をする」や「雨水を貯めて利用する」を挙げる人が多く、日常生活の中で取り組める事柄で参画している、または参画したいという意向が読み取れます。

また、環境政策アンケート（前掲第3章2(1)）での「水循環について理解している市民の割合」は増加傾向ではありますが、多くの人が水循環に配慮した暮らし方をするような将来に向けて、今後も継続して情報発信に取り組んでいくことが必要です。

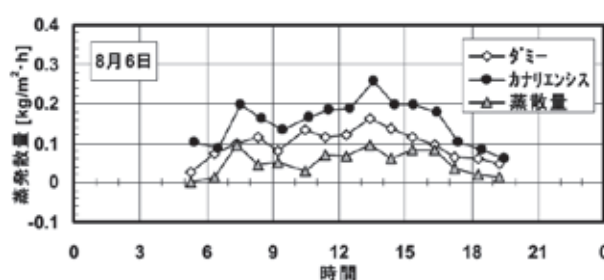
健全な水循環の回復は、気候変動に対する適応、生物多様性保全、持続可能で魅力あるまちづくりなど、SDGsに掲げられた様々な課題に対応する手段のひとつです。今後は、そうした課題とのつながりに着目し、水循環そのものに興味のある人にとどまらず、水循環について知る人の裾野を広げる取り組みが必要です。

さらに、SDGsへの関心の高まりなどに伴い、事業者にも環境への配慮や貢献が求められる機運が高まっており、流域治水など防災の観点でも全ての主体が参画することが求められています。こうした動きを捉え、健全な水循環の回復に関する市民や事業者の取り組みを促進していく仕掛けや場を作っていく必要があります。

コラム：屋上緑化・壁面緑化の蒸散機能

植物は、光合成によって、二酸化炭素と水から糖質や酸素を生成し、自らのエネルギー源を作り出しています。光合成に必要な水は、根から吸い上げられ、葉の気孔から水蒸気として大気中へ放出されます。この現象を蒸散といいます。また、地表や水面から水分が大気中へ気化する現象を蒸発と言います。水は気化する時に周囲の熱を奪う性質があるため、蒸発散は、ヒートアイランド現象の緩和にも寄与するなど、都市の水循環の一要素としてとても重要です。

ここでは、蒸発散に関する研究の事例を紹介します。下図は、壁面緑化プランターを用いた試験区に、実植栽(カナリエンシス)と、プラスチック製のダミー植栽を設けて、夏場の日中における蒸発散量を測定したものです。ダミー植栽の蒸発量と比較すると実植栽では蒸発散量が多いことがわかります。



蒸発散量の経時変化¹⁾

屋上緑化・壁面緑化は、太陽光を遮断したり、大気からの熱伝導を緩やかにすることに加えて、上記のように蒸発散による冷却効果があり、空調負荷低減、ヒートアイランド対策に寄与すると考えられます。

<出典> 1) 壁面緑化の蒸散効果に関する研究(三坂育正・鈴木弘孝・藤崎健一郎・成田健一・田代順孝)

コラム：樹林の蒸発散機能

樹林に降った雨の一部は、樹木の枝葉(樹冠)や幹に付着します。その一部は地面まで流下することなく、枝葉や幹から大気へと蒸発していきます。この現象を「遮断蒸発」¹⁾と言います。遮断蒸発量は降雨量の10～30%にも達すると言われます。この遮断蒸発と植物に取り込まれた水が葉(気孔)を介して大気中へ排出される蒸散によって樹木による蒸発散が行われます。

樹林の蒸発散機能には、以下のような役割があります。

● 水循環の維持

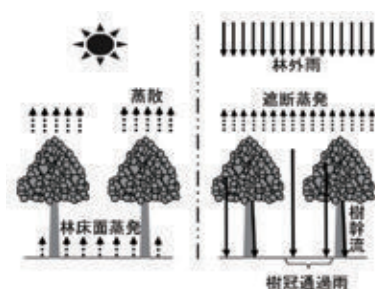
樹林が蒸発散を行うことで、大気中の水蒸気量が増加し、雨や霧の形で地表に戻ります。このようにして、樹林は水循環の維持に重要な役割を果たします。

● 気温の調整

蒸発散によって、樹林は周囲の気温を下げる効果があります。蒸発には熱エネルギーが必要であり、この熱エネルギーは、樹木や周囲の空気から吸収されます。そのため、蒸発散によって周囲の気温を下げるができます。

また、樹木は、光合成によって二酸化炭素を吸収し、酸素を放出します。このため、樹木が適切に育成・管理されている樹林には、大気中の二酸化炭素の吸収に貢献することが期待できます。

<出典> 1) 「森林の遮断蒸発をはかる」(森林科学85 2019.2 飯田 真一)



蒸発散プロセスを示す概念図¹⁾

1 2030年にめざす状態

本計画では、水の環戦略に示した「2050年までにめざす状態」の実現に向けて、雨水貯留浸透施設の設置や、緑の保全・創出などの取り組みを引き続き行うとともに、地下水や湧き水を活用した地域づくり等を通じて、水循環機能が活かされたまちをめざします。

また、水循環の多面的な効果や先進的な取組事例などを様々な機会や媒体を通じて情報発信することで、多くの市民・事業者が水循環の問題を理解し、水の環を意識した行動を実践していくことをめざします。

時 期	行政の計画や施策など	市民・事業者など
2030年にめざす状態	- 市施設や民有地における緑化、雨水貯留浸透、雨水利用等の施策を着実に実施しています。 - グリーンインフラ、流域マネジメント、地下水の適正な保全及び利用などを取り入れた施策により、水の環復活に向けた地域づくりを一部で始めています。	多くの市民・事業者が、水循環について理解し、水の環を意識した行動を実践しています。
2050年までにめざす状態	市内全域で、多様な主体の協働により水の環復活に向けた地域づくりを行います。	- 水循環に配慮した生活・事業活動が標準となっています。 - 多くの人が、自分に合った方法で水循環に配慮した地域づくりに参画しています。

第4章

雨庭

・雨庭で雨水が一時的に貯留され、ゆっくりと地中に浸透している

・市民の協力を得て花壇などの手入れが行われている

雨庭

・緑や水がヒートアイランド現象緩和に役立っている
・木陰や植物の蒸発散効果により涼しく感じられる

環境学習

屋上緑化

壁面緑化

透水性舗装

・透水性舗装が整備され雨水が地中に浸透している

浸透雨水ます

・浸透雨水ますが整備され雨水が地中に浸透している

雨水貯留槽

・雨水を一旦貯留し有効活用している

雨水滞水池・雨水調整池等

街路樹

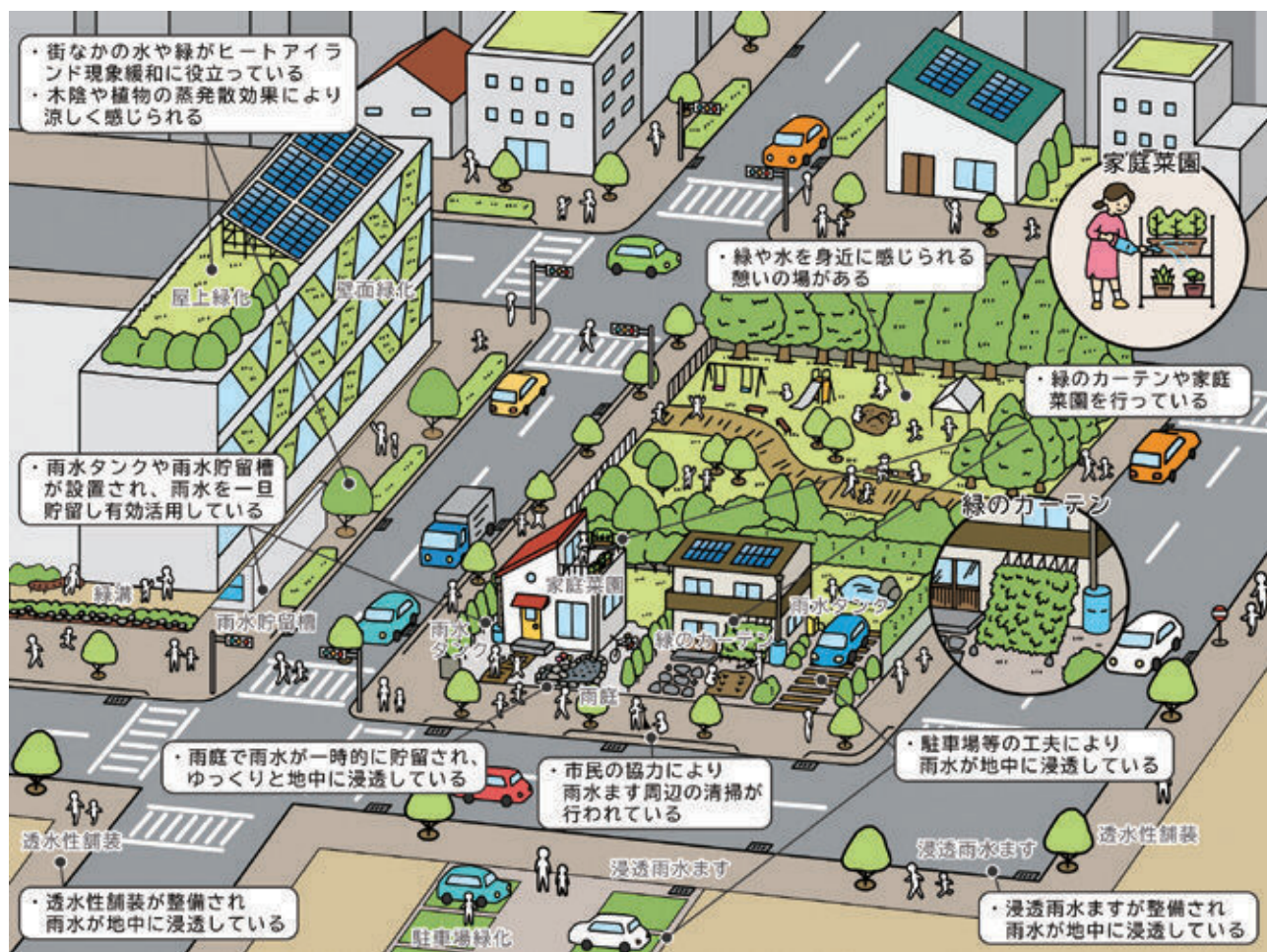
緑道

透水性舗装

浸透雨水ます

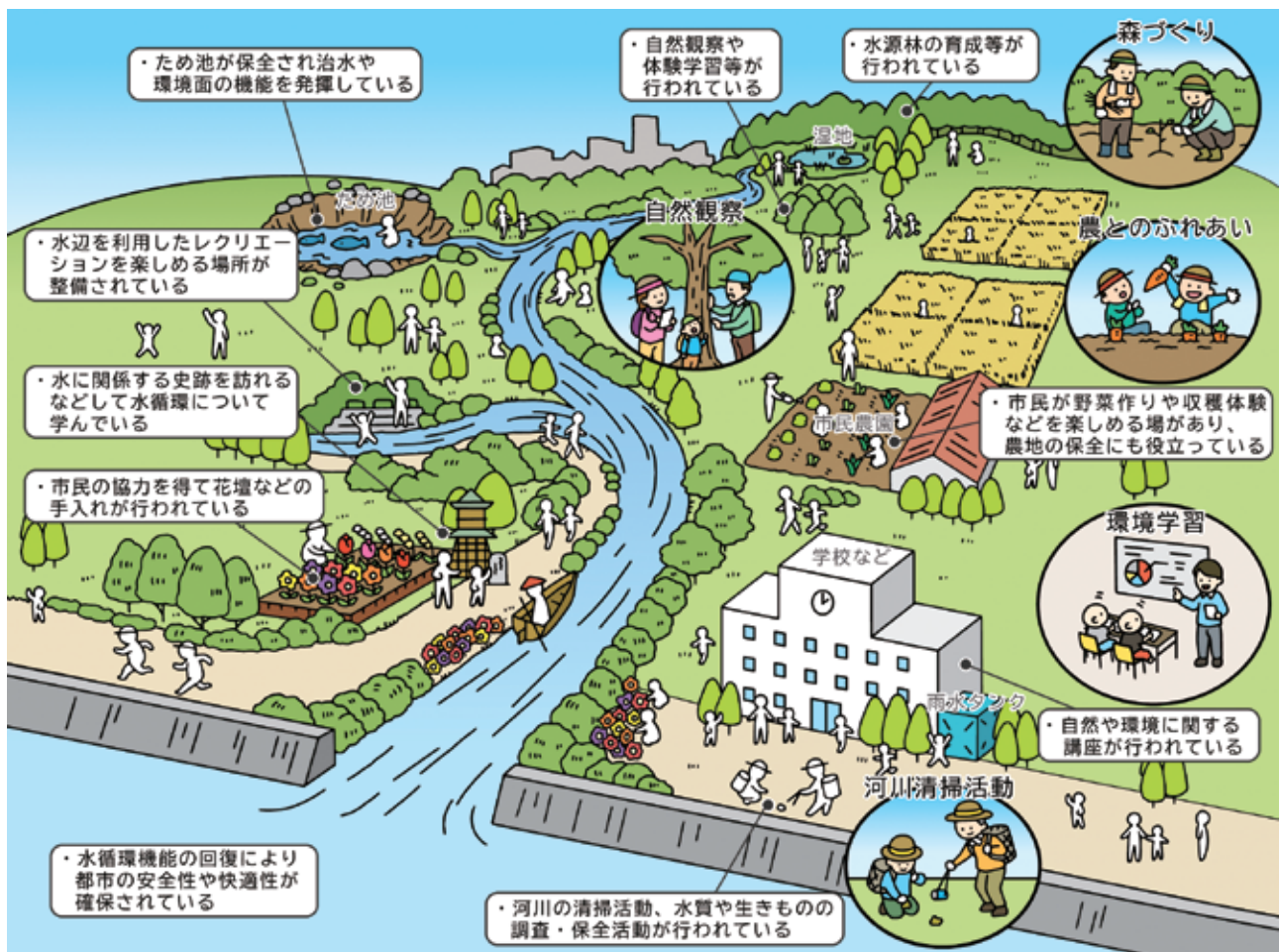
3つの環	取り組み
水循環機能の回復	▶ 雨庭の整備 ▶ 雨水貯留槽等の整備 ▶ 浸透雨水ますや透水性舗装の整備
人にも生き物にもやさしい 水辺や緑があるまちづくり	▶ 雨庭の整備 ▶ 屋上、壁面の緑化 ▶ 駐車場や広場の緑化
みんなで取り組む人づくり、場づくり	▶ 環境学習 ▶ 花壇などの手入れ

住宅地(身近な生活空間)



3つの環	取り組み
水循環機能の回復	▶ 雨庭の整備 ▶ 雨水タンクの設置 ▶ 浸透雨水ますや透水性舗装の整備
人にも生き物にもやさしい水辺や緑があるまちづくり	▶ 雨庭の整備 ▶ 屋上、壁面などを含む敷地内の緑化 ▶ 駐車場の緑化や舗装の工夫
みんなで取り組む人づくり、場づくり	▶ 屋上、壁面などを含む敷地内の緑化 ▶ 雨水ます周辺の清掃

郊外(自然の多い空間)



3つの環	取り組み
水循環機能の回復	▶ 雨水タンクの設置 ▶ 農地の保全 ▶ 水源林の育成、植樹などの森づくり ▶ ため池や湿地等の保全
人にも生き物にもやさしい水辺や緑があるまちづくり	▶ まとまった緑の保全 ▶ 農地の保全 ▶ 親水広場の整備 ▶ 池干しやため池の清掃
みんなで取り組む人づくり、場づくり	▶ 自然観察など現地での環境学習 ▶ 市民農園などでの農とのふれあい ▶ 河川の清掃活動

2030年にめざす状態に向けて、3つの環それぞれについて、重点施策及びその他の施策・事業を設定します。また、施策に対応する指標と目標を設定します。

環①：水循環機能の回復

緑の持つ蒸発散機能、土の地面の雨水貯留浸透機能を確保するため、これまで本市が進めてきた緑の創出及び保全の取り組みを引き続き実施します。

また、雨水の貯留浸透量を増やすため、道路等を含めた市施設や、市内の住宅等の民間施設への雨水貯留浸透施設の設置を推進する取り組みを引き続き実施します。

加えて、グリーンインフラを活用した雨水の貯留浸透に重点的に取り組みます。



名古屋市透透適地マップ
(詳細は資料編参照)



グリーンインフラ官民連携プラットフォーム
ロゴマーク



重点施策：グリーンインフラを活用した雨水貯留浸透

雨水貯留浸透等に役立つグリーンインフラである雨庭(レインガーデン)[※]について、2030年までの社会実装を目指し、試験整備や追跡調査、情報発信等を行います。



出典)京都市公式ウェブサイト

※雨庭(レインガーデン)

屋根や舗装面に降った雨水を下水道にそのまま流さずに一時的に溜めて、地中にしみ込ませる構造を持つ植栽空間のこと。地下水涵養や下水道・河川への流出量の抑制、河川の汚濁負荷軽減などを目的としたグリーンインフラとして注目されています。

● 指標と目標

指 標	現状(2023年度)	目標(2030年度)
新たに確保された緑の面積(累計)	136ha (2021年度からの3か年)	400ha (2021年度からの10か年)
市施設における新築・改築等にあわせた 雨水流出抑制施設の設置	実施	継続実施
水循環を理解し、水循環に配慮した 暮らしをしている市民の割合	9.3%	15%
市内の雨庭の新規設置数(民間含む)	— (新設)	10か所以上

● 施策・事業

施策・事業	掲載場所
雨水流出抑制の推進	(1)-①
雨庭のモデル事業	(1)-① (1)-③ (3)-①
市の施設での雨水流出抑制対策の 実施	(1)-① (2)-①
道路等の雨水流出抑制対策の実施	(1)-① (3)-①
公園での雨水流出抑制対策の実施	(1)-① (4)-①
深層地下水の保全	(1)-②
浅層地下水の観測による水循環の状況把握	
再開発等の機会を捉えた取組促進	(1)-③
緑化地域制度等の運用	(1)-③ (2)-①
民有地緑化への助成	
風致地区による保全	
公共施設での緑化推進	(1)-③ (5)-①
特別緑地保全地区制度による保全	
都市計画公園緑地内の樹林地保全	
市民緑地制度(契約・認定)による保全・創出	(1)-③ (6)-②
地域の魅力向上モデル事業	
地球温暖化対策計画書制度の運用	
なごやSDGsグリーンパートナーズの運用	(1)-④ (2)-①
雨水流出抑制施設設置への助成	(2)-①
市建築物における雨水利用	
特定都市河川浸水被害対策法に 基づく対策施設設置の指導	
民間再開発における雨水流出抑制対策の導入促進	

施策・事業	掲載場所
民間施設における雨水流出抑制対策の推進	(2)-①
水処理センターをはじめとする上下水道 施設の上部空間等を利用した緑化等	
学校における雨水利用と校内緑化	
建築物環境計画書の届出	(3)-①
雨水ます周辺の清掃の実施及び広報	
公園における植栽	(4)-①
緑のまちづくり活動の推進	
なごやの森づくり	(5)-①
協働による樹林地等の保全	
多自然川づくりの推進	(6)-①
河川維持水量の確保	(6)-②
中川運河の再生	(6)-③
堀川における親水広場、 遊歩道などの整備、護岸改修	
河川での清掃活動の実施	
藤前干潟の保全にかかる取り組み	(6)-⑤
藤前干潟ふれあい事業	
湧き水モニタリング	(7)-①
ため池保全要綱に基づく保全	(7)-②
生産緑地地区の指定・継続	(8)-①
市民農園等の設置	
農業公園による農の魅力向上	
農地バンク制度の運用	(9)-②
流域連携の推進	
森林資源を活用したローカルSDGs推進事業	
名古屋市民の森づくり	

※掲載場所は、第4章 3 施策・事業一覧の項目番号を示します。

環②：人にも生き物にもやさしい水辺や緑があるまちづくり

地下水や下水再生水の活用、多自然川づくり等、これまで本市が進めてきた人にも生き物にもやさしい水辺や緑があるまちづくりを引き続き実施します。また、再開発等の機会を捉えて水循環機能の活用を推進するため、必要な情報提供や調整を行います。

加えて、地下水の保全・活用等による地域の課題解決や魅力向上に重点的に取り組みます。



山崎川の湧き水の啓発看板



なごや生物多様性センターのビオトープ

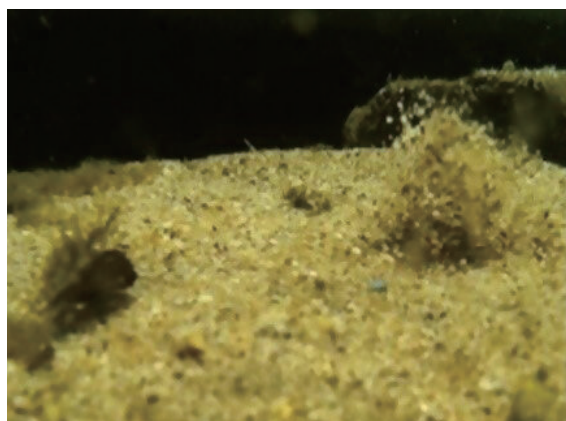


重点施策：水循環機能を活かした地域の魅力向上

個別エリアに着目し、地下水の保全・活用等を行うことにより、地域の課題解決や魅力向上につなげます。

例えば、中流部の川底から湧き出す地下水が重要な水源となっている山崎川において、河川の平常時の流量の将来的な充実を念頭に雨水浸透の取り組みをいっそう推進し、より親しみのある水辺空間をめざします。

また、都心部にある3つの河川(中川運河、堀川、新堀川)では、地下水や下水再生水の利用等により水環境改善を図り、にぎわいのあるまちづくりに寄与します。



山崎川の湧き水



堀川でのイベントの様子

● 指標と目標

指 標	現状(2023年度)	目標(2030年度)
水辺や緑が身近に感じられると思う 市民の割合	66.6%	70%
名古屋の河川の水がきれいだと思う 市民の割合	34.7%	40%
市内における自然共生サイト認定数 (累計)	2か所	5か所以上

● 施策・事業

施策・事業	掲載場所	施策・事業	掲載場所
雨庭のモデル事業	(1)-① (1)-③ (3)-①	なごやの森づくり	(5)-①
深層地下水の保全	(1)-②	協働による樹林地等の保全	
浅層地下水の観測による水循環の 状況把握		多自然川づくりの推進	(6)-①
保護地域以外で生物多様性保全に資する 地域(OECM)の認定促進と保全	(1)-③ (7)-①	河川維持水量の確保	(6)-②
都心の生きもの復活事業の推進	(1)-③	中川運河の再生	(6)-③
再開発等の機会を捉えた取組促進		堀川における親水広場、 遊歩道などの整備、護岸改修	
緑化地域制度等の運用	(1)-③ (2)-①	河川での清掃活動の実施	
民有地緑化への助成		河川の水質浄化	(6)-④
風致地区による保全		水質汚濁防止法に基づく規制指導	
公共施設での緑化推進		下水道法に基づく規制指導	
特別緑地保全地区制度による保全	(1)-③ (5)-①	水処理センターにおける 高度処理の導入	
都市計画公園緑地内の樹林地保全		水質環境目標値市民モニタリング	
市民緑地制度(契約・認定)による 保全・創出		生きもの調査の実施	
地域の魅力向上モデル事業	(1)-③ (6)-②	河川・ため池等の水質調査	(6)-④
水処理センターをはじめとする上下水道 施設の一部空間等を利用した緑化等	(2)-①	河川・ため池における生物調査	(7)-②
学校における雨水利用と校内緑化		藤前干潟の保全にかかる取り組み	(6)-⑤
井戸を設置する家庭・事業者の 協力による災害時の地下水活用	(4)-①	藤前干潟ふれあい事業	
公園における植栽		湧き水モニタリング	(7)-①
緑のまちづくり活動の推進		池干しによるため池の生態系保全	(7)-②
		ため池保全要綱に基づく保全	
		生産緑地地区の指定・継続	(8)-①
		市民農園等の設置	
		農業公園による農の魅力向上	
		農地バンク制度の運用	

※掲載場所は、第4章 3 施策・事業一覧の項目番号を示します。

環③：みんなで取り組む人づくり、場づくり

湧水を活用した現地での講座、小中学校等での出前講座、エコパルなごやでの水循環学習プログラムの上映、身近な河川やため池等の調査・保全活動、緑のまちづくり活動の推進、市民参加による森づくりなど、みんなで取り組む人づくり、場づくりを引き続き実施します。

また、これまで水循環に関心がなかった人に興味を持ってもらうきっかけづくりや、市民や事業者の取り組みを促進する仕掛けづくりに重点的に取り組みます。



水質環境目標値市民モニタリングの様子



隼人池での池干し



重点施策：水循環の自分事化を進める仕掛けづくり

市内の水にまつわる歴史やその場所独自の話題事項と絡めて水循環の情報を発信することにより、市民に水循環について知っていただく機会をつくります。

また、雨水貯留浸透施設の設置や緑化など、一人ひとりができる取り組みをよりわかりやすく示すことで、実践につなげていきます。

さらに、市民や事業者が水の環境復活の取り組みを行う際の参考にしたり、取組実施のインセンティブとなるよう、先進的な事例を表彰するなど、実践の環の広がりをめざします。



先進的な事例(市内商業施設における雨庭)

● 指標と目標

指 標	現状(2023年度)	目標(2030年度)
水循環について理解している市民の割合	45.9%	50%
水循環に関する講座等の参加者数(累計)	950人	7,000人 (2024年度からの7か年)
なごやSDGsグリーンパートナーズ 登録認定数(累計)	2,916件	4,300件
「なごや環境大学」を支える団体数(累計)	526団体	580団体※

※名古屋市総合計画2028での2028年度における目標

● 施策・事業

施策・事業	掲載場所	施策・事業	掲載場所
保護地域以外で生物多様性保全に 資する地域(OECM)の認定促進と保全	(1)-③ (7)-①	なごやの森づくり	(5)-①
都心の生きもの復活事業の推進	(1)-③	協働による樹林地等の保全	
地域の魅力向上モデル事業	(1)-③ (6)-②	中川運河の再生	(6)-③
都市計画公園緑地内の樹林地保全	(1)-③ (5)-①	堀川における親水広場、 遊歩道などの整備、護岸改修	
市民緑地制度(契約・認定)による 保全・創出		河川での清掃活動の実施	(6)-④
地球温暖化対策計画書制度の運用	(1)-④	水質環境目標値市民モニタリング	
なごやSDGsグリーンパートナーズの運用	(2)-①	生きもの調査の実施	(6)-⑤
水道管の保守点検等	(1)-④	藤前干潟の保全にかかる取り組み	
水循環の自分事化に向けた啓発	(1)-⑤	藤前干潟ふれあい事業	(7)-①
学校での水循環に関する講座の実施		湧き水モニタリング	
湧き水等を活用した水循環の啓発		池干しによるため池の生態系保全	(7)-②
雨水流出抑制や水循環に関する広報		生産緑地地区の指定・継続	(8)-①
名古屋打ち水大作戦		市民農園等の設置	
流域治水に関する広報		農業公園による農の魅力向上	
下水道のしくみや使い方に関する啓発		農地バンク制度の運用	
雨水流出抑制施設設置への助成	(2)-①	子どもに向けた地産地消に関する教育	
民間再開発における雨水流出抑制対策の導入促進		地産地消の推進	(9)-①
民間施設における雨水流出抑制対策の推進		伊勢湾再生の推進	
井戸を設置する家庭・事業者の 協力による、災害時の地下水活用	(3)-①	尾張水循環再生地域協議会への参加	(9)-②
建築物環境計画書の届出		流域連携の推進	
雨水ます周辺の清掃の実施及び広報		森林資源を活用したローカルSDGs推進事業	
緑のまちづくり活動の推進	(4)-①	名古屋市民の森づくり	
		グリーン購入ガイドラインに沿った 間伐材製品の購入促進	
		木曽三川水資源造成公社への貸付	

※掲載場所は、第4章 3 施策・事業一覧の項目番号を示します。

3 施策・事業一覧

2030年に向けて実施する施策・事業を、取り組む場所ごとにまとめます。

< 紙面の見方 >

(1) 市内全域で進めていく取り組み

(2)以降は2050年にめざす将来像を表現した絵を掲載しています。

2050年にめざす将来像を記載しています。

(1) - ③ 水循環への負荷の小さい土地利用が行われている

市内の至るところでグリーンインフラが活用され、
水循環機能を発揮するとともに、
生物生息や憩いの場になっている状態を目指しています！



◆ 2030年に向けた取り組み ◆

施策・事業	内 容	水の環とのつながり
新規 雨庭のモデル事業〔再掲(1)-①〕 取組主体:環境局	▶ 雨庭の試験整備、追跡調査、 情報発信	雨水の浸透・貯留を増やす 緑化により蒸発散を増やす 水辺や緑が身近に感じられるまちづくり 生き物とのふれあい、生物多様性の 保全に配慮したまちづくり
再開発等の機会を捉えた取組促進 取組主体:環境局	▶ 再開発等の機会を捉えた 水循環機能の活用に係る 情報提供・調整	雨水の浸透・貯留を増やす 水辺や緑が身近に感じられる まちづくり 地下水や下水再生水を活用したまちづくり
追加 保護地域以外で生物多様性保全に 資する地域(OECM)の認定促進と保全 取組主体:環境局／市民・事業者	▶ 自然共生サイトの認定促進 及び保全	生き物とのふれあい、生物多様性の 保全に配慮したまちづくり 市民・事業者・行政が協力し合い、 できることから実践する人づくり

再掲の場合、最初の掲載場所を
記載しています。

取り組みを担当する部局です。
特に市民や事業者にも協力いた
だきたい施策・事業には、「市
民」「事業者」と記載しています。

2030年までに行う施策・事業とその内容です。
新たに始める施策・事業には「新規」、第2期実
行計画策定後に始めた施策・事業には「追加」
と記載しています。

3つの「環」の内容(p.4)のうち
特に寄与するものを示します。

< 掲載順一覧 >

取り組む場所	2050年にめざす将来像*
(1) 市内全域で進めていく取り組み	①雨水流出抑制が図られている
	②地下水管理が行われている
	③水循環への負荷の小さい土地利用が行われている
	④水が大切に使われている
	⑤水の環復活によって都市の魅力が向上することを多くの人が理解している
(2) 建築物とその周囲や駐車場に関する取り組み	①屋根や敷地に降った雨を、できるだけ敷地内で浸透・貯留、蒸発散させる宅地や駐車場
(3) 道路に関する取り組み	①降った雨をできるだけ浸透・貯留、蒸発散させる道路
(4) 公園に関する取り組み	①降った雨をできるだけ浸透させる公園
	②降った雨が、ボリュームのある緑でたくさん蒸発散する公園
(5) 林や森に関する取り組み	①河川の水源、市民の遊び・学び・憩いの場、生き物の生息場所となるまとまった森があり、良好に維持されている
(6) 河川・運河・海に関する取り組み	①生物生息環境として多様な場が多数ある 河川において水に触れられる場所が多数ある
	②晴天時流量が回復している
	③河川・海岸において水辺の滞在を楽しめる場所が多数ある
	④場所に応じて必要な水質が実現されている
	⑤干潟とその生態系が保全されている
(7) 湿地・湧水地とため池に関する取り組み	①希少な生物の生息場所となる湿地・湧水地が保全・保護されている
	②ため池の治水機能と生物生息空間としての質がバランスよく両立されている
(8) 農地に関する取り組み	①農地が保全され、多面的な機能を発揮している
(9) 広域連携に関する取り組み	①伊勢湾流域に対して、名古屋市が水循環の面でよい関係を形成している
	②伊勢湾流域の森林が保全され、水源の確保や洪水の緩和に寄与している

※水の環戦略で示した「水循環の観点から2050年に実現したい名古屋の姿」を基本としています。

(1) 市内全域で進めていく取り組み

(1) - ① 雨水流出抑制が図られている

下水道や河川に流れ出る雨水の量を抑える対策が
講じられている状態を目指しています！



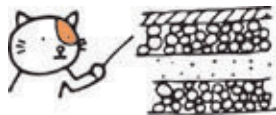
◆ 2030年に向けた取り組み ◆

施策・事業	内 容	水の環とのつながり
雨水流出抑制の推進	▶ 市民及び事業者向けの雨水流出抑制のPR、設置の協力要請	雨水の浸透・貯留を増やす
取組主体:各局		
新規 雨庭のモデル事業	▶ 雨庭の試験整備、追跡調査、情報発信	雨水の浸透・貯留を増やす
		緑化により蒸発散を増やす
		水辺や緑が身近に感じられるまちづくり
取組主体:環境局		生き物とのふれあい、生物多様性の保全に配慮したまちづくり

◆ 2030年に向けた取り組み(場所ごと) ◆

施策・事業	内 容	水の環とのつながり
市の施設での雨水流出抑制対策の実施	▶ 市の建物やその敷地での雨水浸透施設・貯留施設の設置	雨水の浸透・貯留を増やす
取組主体:各局		
道路等での雨水流出抑制対策の実施	▶ 浸透適地での雨水ます新設・更新時の浸透雨水ますの採用 ▶ 歩道等の新設・更新時の透水性舗装の採用 ▶ 浸透雨水ますの維持管理	雨水の浸透・貯留を増やす
取組主体:住宅都市局、緑政土木局、上下水道局		
公園での雨水流出抑制対策の実施		
取組主体:緑政土木局	▶ 公園整備時の舗装面での透水性舗装の採用	雨水の浸透・貯留を増やす
	▶ 浸透適地での公園整備時における浸透雨水ますの設置 ▶ 浸透雨水ますの維持管理	

(1) - ② 地下水管理が行われている



地下水の状況が観測され、地下水の適正な保全及び利用が行われている状態を目指しています！

◆ 2030年に向けた取り組み ◆

施策・事業	内 容	水の環とのつながり
深層地下水の保全	▶ 地盤沈下防止のための地下水水位観測(13か所)	雨水の浸透・貯留を増やす
取組主体:環境局	▶ 揚水設備の規制、井戸設備の届出	地下水や下水再生水を活用したまちづくり
浅層地下水の観測による水循環の状況把握	▶ 地下水水位の観測(12エリア14地点) 地点はp.85を参照	雨水の浸透・貯留を増やす
取組主体:環境局		地下水や下水再生水を活用したまちづくり

(1) - ③ 水循環への負荷の小さい土地利用が行われている

市内の至るところでグリーンインフラが活用され、水循環機能を発揮するとともに、生物生息や憩いの場になっている状態を目指しています！



◆ 2030年に向けた取り組み ◆

施策・事業	内 容	水の環とのつながり
新規 雨庭のモデル事業[再掲(1)-①]	▶ 雨庭の試験整備、追跡調査、情報発信	雨水の浸透・貯留を増やす 緑化により蒸発散を増やす 水辺や緑が身近に感じられるまちづくり
取組主体:環境局		生き物とのふれあい、生物多様性の保全に配慮したまちづくり
再開発等の機会を捉えた取組促進	▶ 再開発等の機会を捉えた水循環機能の活用に係る情報提供・調整	雨水の浸透・貯留を増やす 水辺や緑が身近に感じられるまちづくり 地下水や下水再生水を活用したまちづくり
取組主体:環境局		
追加 保護地域以外で生物多様性保全に資する地域(OECM)の認定促進と保全	▶ 自然共生サイトの認定促進及び保全	生き物とのふれあい、生物多様性の保全に配慮したまちづくり
取組主体:環境局／市民・事業者		市民・事業者・行政が協力し合い、できることから実践する人づくり
追加 都心の生きもの復活事業の推進	▶ 生物多様性に配慮した緑化の促進	生き物とのふれあい、生物多様性の保全に配慮したまちづくり
取組主体:環境局		市民・事業者・行政が協力し合い、できることから実践する人づくり
新規 地域の魅力向上モデル事業	▶ 山崎川中流域の湧き水の涵養域における雨水浸透の取り組みの推進 ▶ 地下水等の活用	雨水の浸透・貯留を増やす 水面や緑地、農地を保全する 水辺や緑が身近に感じられるまちづくり 地下水や下水再生水を活用したまちづくり 水の環境活に役立つ取り組みを学ぶ場づくり
取組主体:環境局／市民・事業者		市民・事業者・行政が協力し合い、できることから実践する人づくり

◆ 2030年に向けた取り組み(場所ごと) ◆

施策・事業	内 容	水の環とのつながり
緑化地域制度等の運用 取組主体:住宅都市局、緑政土木局	▶ 緑化地域制度等による建築物への一定規模の緑化の義務付け	緑化により蒸発散を増やす 水辺や緑が身近に感じられるまちづくり
民有地緑化への助成 取組主体:緑政土木局/市民・事業者	▶ 一定規模以上の緑化に対し助成を実施	緑化により蒸発散を増やす 水辺や緑が身近に感じられるまちづくり
風致地区による保全 取組主体:住宅都市局、緑政土木局	▶ 風致地区内の規制による緑地の保全	緑化により蒸発散を増やす 水辺や緑が身近に感じられるまちづくり
公共施設での緑化推進 取組主体:住宅都市局、緑政土木局	▶ 公共施設等の緑化率規制の上乗せ	緑化により蒸発散を増やす 水辺や緑が身近に感じられるまちづくり
特別緑地保全地区制度による保全 取組主体:緑政土木局	▶ 建築行為など一定の行為の制限による緑地の保全 ▶ 維持管理助成の実施	雨水の浸透・貯留を増やす 緑化により蒸発散を増やす 水面や緑地、農地を保全する 水辺や緑が身近に感じられるまちづくり
都市計画公園緑地内の樹林地保全 取組主体:緑政土木局/市民	▶ オアシスの森づくり事業の推進	雨水の浸透・貯留を増やす 緑化により蒸発散を増やす 水面や緑地、農地を保全する 水辺や緑が身近に感じられるまちづくり 市民・事業者・行政が協力し合い、できることから実践する人づくり
市民緑地制度(契約・認定)による保全・創出 取組主体:緑政土木局/市民・事業者	▶ 民有の樹林地等の保全 ▶ 市民団体との協働による管理・運営	雨水の浸透・貯留を増やす 緑化により蒸発散を増やす 水面や緑地、農地を保全する 水辺や緑が身近に感じられるまちづくり 市民・事業者・行政が協力し合い、できることから実践する人づくり

(1) - ④ 水が大切に使われている

上下水道が適切に管理され、市民・事業者が、節水や水の有効利用等に取り組んでいる状態を目指しています！



◆ 2030年に向けた取り組み ◆

施策・事業	内 容	水の環とのつながり
地球温暖化対策計画書制度の運用 取組主体:環境局/事業者	▶ 水の有効利用等の取組内容を計画書に自主的に定めることによる取組促進	雨水の浸透・貯留を増やす 市民・事業者・行政が協力し合い、できることから実践する人づくり
なごやSDGsグリーンパートナーズの運用 取組主体:環境局/事業者	▶ 登録・認定による水循環の確保や水の有効利用等の自主的な取組促進	雨水の浸透・貯留を増やす 市民・事業者・行政が協力し合い、できることから実践する人づくり
水道管の保守点検等 取組主体:上下水道局	▶ 漏水時の速やかな修理 ▶ 古くなった水道管の交換	市民・事業者・行政が協力し合い、できることから実践する人づくり

(1) - ⑤

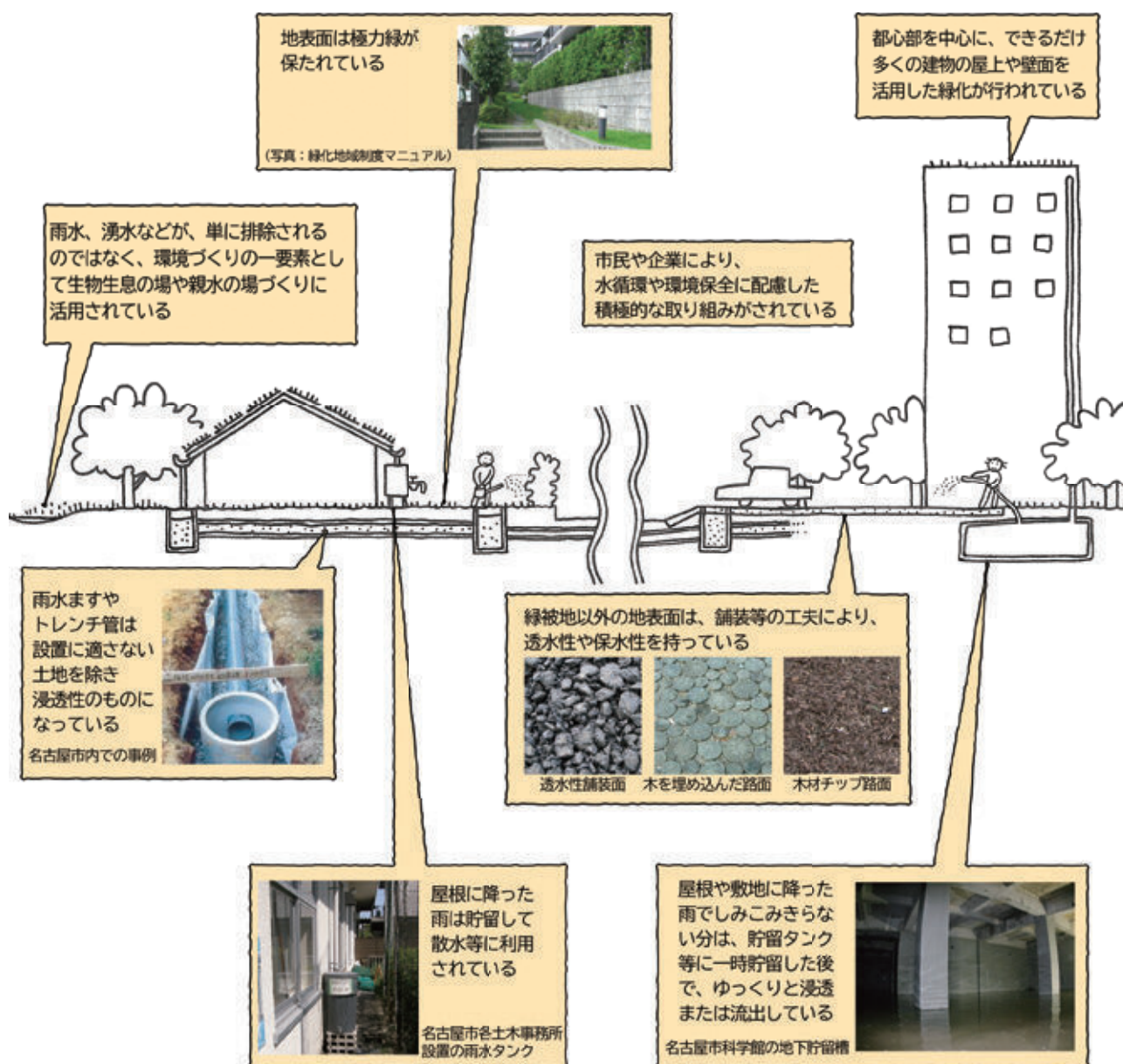
水の環境復活によって都市の魅力が向上することを
多くの人が理解している

一人ひとりが水の環の大切さを知っており、
緑化や打ち水などを実践している状態を目指しています！

◆ 2030年に向けた取り組み ◆

施策・事業	内 容	水の環とのつながり
新規 水循環の自分事化に向けた啓発 取組主体:環境局	▶ 歴史等に絡めた水循環の情報発信 ▶ 先進的な取組事例の収集・展開	水の環境復活に役立つ取り組みを学ぶ場づくり 市民・事業者・行政が協力し合い、 できることから実践する人づくり
学校での水循環に関する講座の実施 取組主体:環境局、上下水道局	▶ 出前講座の実施 ▶ 上下水道訪問授業の実施	水の環境復活に役立つ取り組みを学ぶ場づくり 市民・事業者・行政が協力し合い、 できることから実践する人づくり
湧き水等を活用した水循環の啓発 取組主体:環境局	▶ 猪高緑地や鶴舞中央図書館を 活用した講座の実施 ▶ エコパルなごやでの 水循環学習プログラムの上映	水の環境復活に役立つ取り組みを学ぶ場づくり 市民・事業者・行政が協力し合い、 できることから実践する人づくり
雨水流出抑制や水循環に関する広報 取組主体:環境局、上下水道局、各局	▶ 環境デーなごや中央行事など イベント等での広報	水の環境復活に役立つ取り組みを学ぶ場づくり 市民・事業者・行政が協力し合い、 できることから実践する人づくり
名古屋打ち水大作戦 取組主体:環境局、上下水道局	▶ 打ち水啓発イベントの実施 ▶ 打ち水イベントへの資材の貸出し ▶ 下水再生水の提供	水の環境復活に役立つ取り組みを学ぶ場づくり 市民・事業者・行政が協力し合い、 できることから実践する人づくり
追加 流域治水に関する広報 取組主体:緑政土木局、各局	▶ 流域治水についての普及啓発	市民・事業者・行政が協力し合い、 できることから実践する人づくり
下水道のしくみや使い方に関する啓発 取組主体:上下水道局	▶ 下水道のしくみ等についての広報	水の環境復活に役立つ取り組みを学ぶ場づくり 市民・事業者・行政が協力し合い、 できることから実践する人づくり

(2) 建築物とその周囲や駐車場に関する取り組み



(2) - ①

屋根や敷地に降った雨を、できるだけ敷地内で浸透・貯留、蒸発散させる宅地や駐車場

舗装の工夫や浸透雨水ます・雨水タンク等により、
屋根や敷地に降った雨を貯留浸透する宅地や駐車場が
たくさんある状態を目指しています！



◆ 2030年に向けた取り組み ◆

施策・事業	内 容	水の環とのつながり
追加 雨水流出抑制施設設置への助成 取組主体:環境局、上下水道局/市民・事業者	▶ 市民及び事業者向けの雨水流出抑制施設設置に係る助成を実施	雨水の浸透・貯留を増やす 市民・事業者・行政が協力し合い、 できることから実践する人づくり
市の施設での雨水流出抑制対策の実施 [再掲(1)-①] 取組主体:各局	▶ 市の建物やその敷地での雨水浸透施設・貯留施設の設置	雨水の浸透・貯留を増やす
市建築物における雨水利用 取組主体:各局	▶ 市の建物における雨水利用の推進	雨水の浸透・貯留を増やす
特定都市河川浸水被害対策法に基づく対策施設設置の指導 取組主体:緑政土木局、上下水道局	▶ 特定都市河川流域内での雨水浸透阻害行為の許可申請受付、対策指導	雨水の浸透・貯留を増やす
民間再開発における雨水流出抑制対策の導入促進 取組主体:住宅都市局/市民・事業者	▶ 民間の再開発事業における透水性・保水性舗装、雨水貯留槽等の設置誘導	雨水の浸透・貯留を増やす 市民・事業者・行政が協力し合い、 できることから実践する人づくり
民間施設における雨水流出抑制対策の推進 取組主体:環境局、上下水道局、各局/市民・事業者	▶ 市民及び事業者向けの雨水流出抑制のPR、設置の協力要請	雨水の浸透・貯留を増やす 市民・事業者・行政が協力し合い、 できることから実践する人づくり

地表面はできるだけ緑を保った上で、都心部を中心に
屋上や壁面を活用した緑化が行われ、雨水や湧水などが
環境づくりに活用されている状態を目指しています！



◆ 2030年に向けた取り組み ◆

施策・事業	内 容	水の環とのつながり
緑化地域制度等の運用[再掲(1)-③] 取組主体:住宅都市局、緑政土木局	▶ 緑化地域制度等による建築物への一定規模の緑化の義務付け	緑化により蒸発散を増やす 水辺や緑が身近に感じられるまちづくり
民有地緑化への助成[再掲(1)-③] 取組主体:緑政土木局／市民・事業者	▶ 一定規模以上の緑化に対し助成を実施	緑化により蒸発散を増やす 水辺や緑が身近に感じられるまちづくり
風致地区による保全[再掲(1)-③] 取組主体:住宅都市局、緑政土木局	▶ 風致地区内の規制による緑地の保全	緑化により蒸発散を増やす 水辺や緑が身近に感じられるまちづくり
公共施設での緑化推進[再掲(1)-③] 取組主体:住宅都市局、緑政土木局	▶ 公共施設等の緑化率規制の上乗せ	緑化により蒸発散を増やす 水辺や緑が身近に感じられるまちづくり
水処理センターをはじめとする上下水道施設の一部空間等を利用した緑化等 取組主体:上下水道局	▶ 上下水道施設の新築・増築時に上部空間等を緑化	緑化により蒸発散を増やす 水辺や緑が身近に感じられるまちづくり
学校における雨水利用と校内緑化 取組主体:教育委員会	▶ 学校の新設・改築時における雨水利用、校内緑化等の整備 ▶ 雨水タンクの設置	緑化により蒸発散を増やす 水辺や緑が身近に感じられるまちづくり

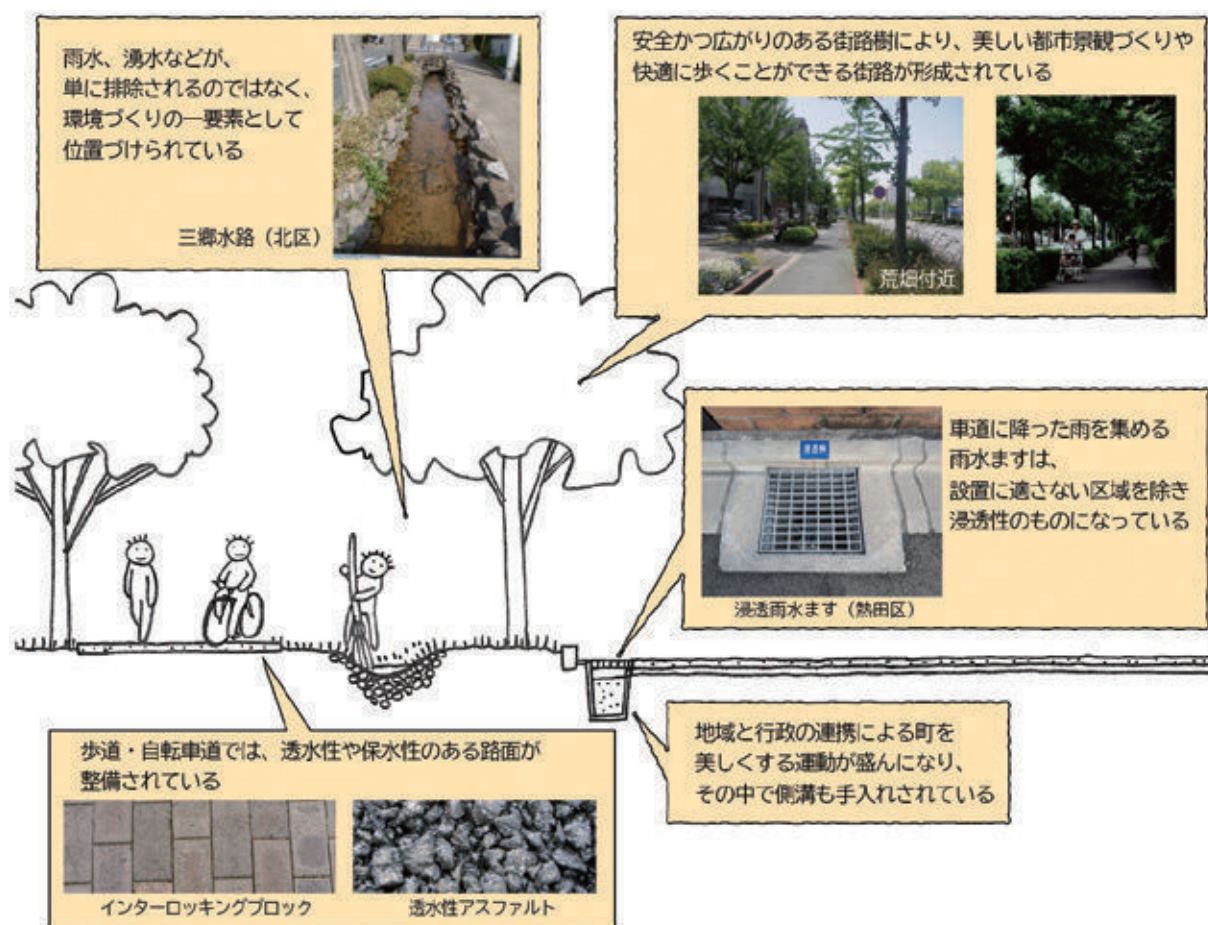
市民や事業者により、水循環や環境保全に配慮した
積極的な取り組みがされている状態を目指しています！



◆ 2030年に向けた取り組み ◆

施策・事業	内 容	水の環とのつながり
井戸を設置する家庭・事業者の協力による、災害時の地下水活用 取組主体:環境局、健康福祉局／市民・事業者	▶ 災害応急用井戸(事業用)の指定 ▶ 災害応急用協力井戸(家庭用)の指定	地下水や下水再生水を活用したまちづくり 市民・事業者・行政が協力し合い、できることから実践する人づくり
建築物環境計画書の届出 取組主体:住宅都市局／事業者	▶ CASBEE名古屋を用いた、総合的な環境性能に優れた建築物の普及	雨水の浸透・貯留を増やす 市民・事業者・行政が協力し合い、できることから実践する人づくり
地球温暖化対策計画書制度の運用[再掲(1)-④] 取組主体:環境局／事業者	▶ 水の有効利用等の取組内容を計画書に自主的に定めることによる取組促進	雨水の浸透・貯留を増やす 市民・事業者・行政が協力し合い、できることから実践する人づくり
なごやSDGsグリーンパートナーズの運用[再掲(1)-④] 取組主体:環境局／事業者	▶ 登録・認定による水循環の確保や水の有効利用等の自主的な取組促進	雨水の浸透・貯留を増やす 市民・事業者・行政が協力し合い、できることから実践する人づくり

(3) 道路に関する取り組み



(3) - ① 降った雨をできるだけ浸透・貯留、蒸発散させる道路

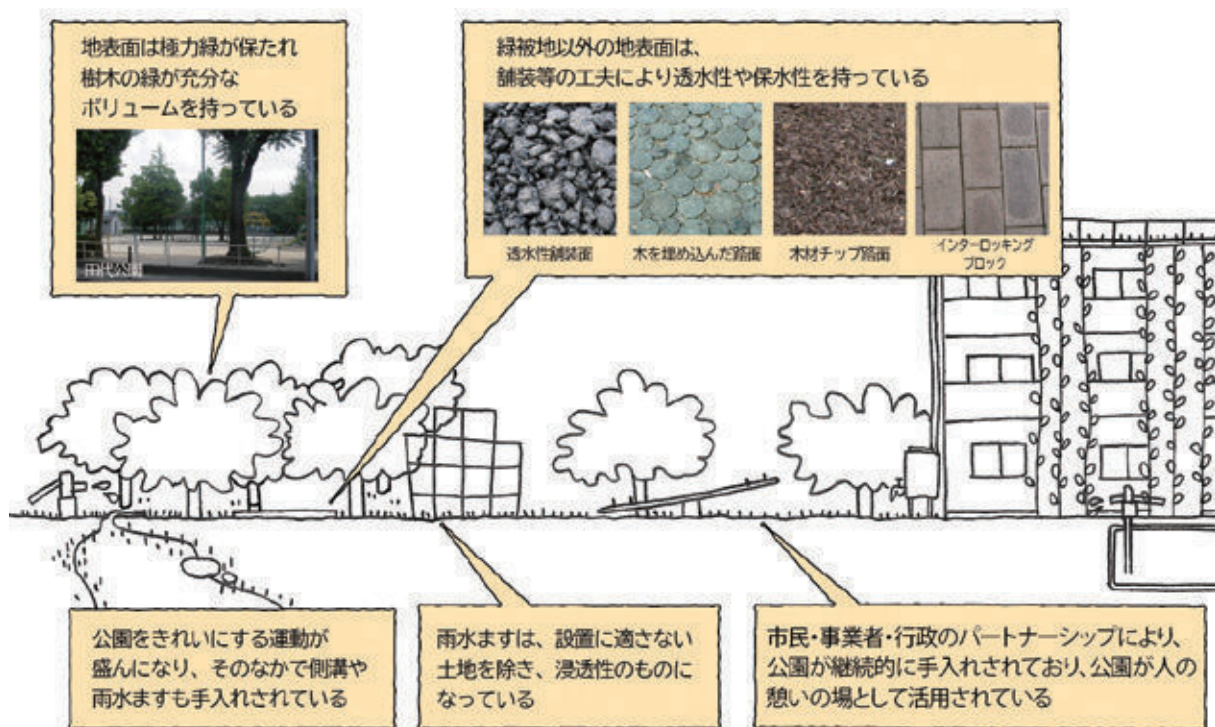


歩道における透水性舗装や、浸透適地の道路における浸透雨水ますの設置を行うとともに、地域と行政の連携によって側溝や雨水ますの手入れが行われている状態を目指しています！

◆ 2030年に向けた取り組み ◆

施策・事業	内 容	水の環とのつながり
道路等での雨水流出抑制対策の実施〔再掲(1)-①〕 取組主体:住宅都市局、緑政土木局、上下水道局	▶ 浸透適地での雨水ます新設・更新時の浸透雨水ますの採用 ▶ 歩道等の新設・更新時の透水性舗装の採用 ▶ 浸透雨水ますの維持管理	雨水の浸透・貯留を増やす
雨水ます周辺の清掃の実施及び広報 取組主体:上下水道局／市民	▶ 雨水ますの清掃を実施 ▶ 雨水ます周辺の清掃協力を促す広報を実施	雨水の浸透・貯留を増やす 市民・事業者・行政が協力し合い、できることから実践する人づくり
新規 雨庭のモデル事業〔再掲(1)-①〕 取組主体:環境局	▶ 雨庭の試験整備、追跡調査、情報発信	雨水の浸透・貯留を増やす 緑化により蒸発散を増やす 水辺や緑が身近に感じられるまちづくり 生き物とのふれあい、生物多様性の保全に配慮したまちづくり

(4) 公園に関する取り組み



(4) - ① 降った雨をできるだけ浸透させる公園

(4) - ② 降った雨が、ボリュームのある緑でたくさん蒸発散する公園

舗装は透水性や保水性のあるものとし、
浸透適地では浸透雨水ますを採用等していきます！
地表面はできるだけ緑が保たれ、樹木が健全に育ち、
市民・事業者・行政の連携により継続的に手入れされ、
人の憩いの場として活用されている公園を目指しています！



◆ 2030年に向けた取り組み ◆

施策・事業	内 容	水の環とのつながり
公園での雨水流出抑制対策の実施 [再掲(1)-①]	- 公園整備時の舗装面での透水性舗装の採用 - 浸透適地での公園整備における浸透雨水ますの設置 - 浸透雨水ますの維持管理	雨水の浸透・貯留を増やす
公園における植栽	公園整備における植栽	雨水の浸透・貯留を増やす 緑化により蒸発散を増やす 水辺や緑が身近に感じられるまちづくり
緑のまちづくり活動の推進	- 緑のまちづくり活動団体と協働による緑のまちづくり - 緑のまちづくり活動団体の支援	雨水の浸透・貯留を増やす 緑化により蒸発散を増やす 水辺や緑が身近に感じられるまちづくり 市民・事業者・行政が協力し合い、 できることから実践する人づくり
取組主体:緑政土木局		
取組主体:緑政土木局		
取組主体:緑政土木局／市民		

(5) 林や森に関する取り組み

市民・事業者・行政のパートナーシップにより、
東山公園や戸田川緑地などで
まとまった緑が継続的に手入れされている



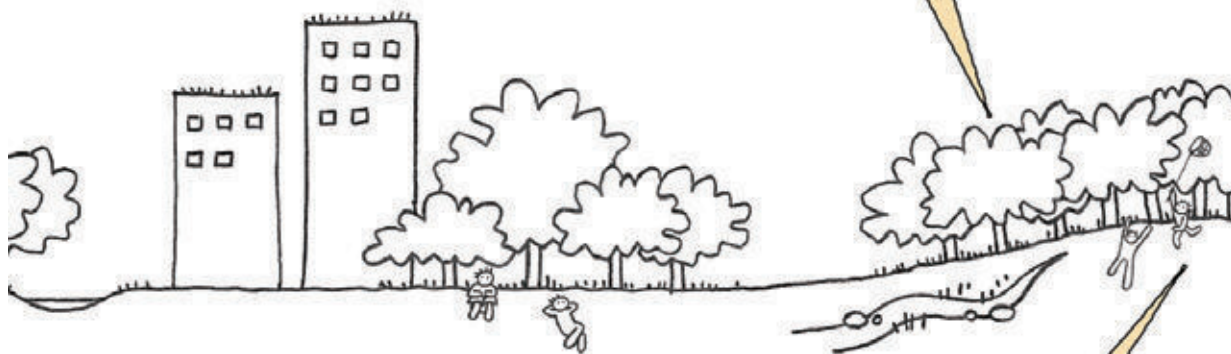
植樹祭（平成19年）



平成12年に植林を行った場所

写真：なごや西の森

公園緑地内に残されているまとまり
のある樹林地については、
市民参加により、豊かな自然環境の
保全・活用が図られている



樹林地が人の憩いの場
として活用されている



樹林地の保全に努め、
保水機能の向上が図られている



(5) - ①

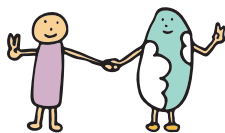
河川の水源、市民の遊び・学び・憩いの場、生き物の生息場所となるまとまった森があり、良好に維持されている

市民の協力を得て、都市計画公園緑地内のまとまりのある樹林地や特に重要な民有緑地等の保全・活用が行われている状態を目指しています！



◆ 2030年に向けた取り組み ◆

施策・事業	内 容	水の環とのつながり
特別緑地保全地区制度による保全 〔再掲(1)-③〕	▶ 建築行為など一定の行為の制限による緑地の保全 ▶ 維持管理助成の実施	雨水の浸透・貯留を増やす 緑化により蒸発散を増やす 水面や緑地、農地を保全する 水辺や緑が身近に感じられるまちづくり
取組主体:緑政土木局		
都市計画公園緑地内の樹林地保全 〔再掲(1)-③〕	▶ オアシスの森づくり事業の推進	雨水の浸透・貯留を増やす 緑化により蒸発散を増やす 水面や緑地、農地を保全する 水辺や緑が身近に感じられるまちづくり 市民・事業者・行政が協力し合い、 できることから実践する人づくり
取組主体:緑政土木局／市民		

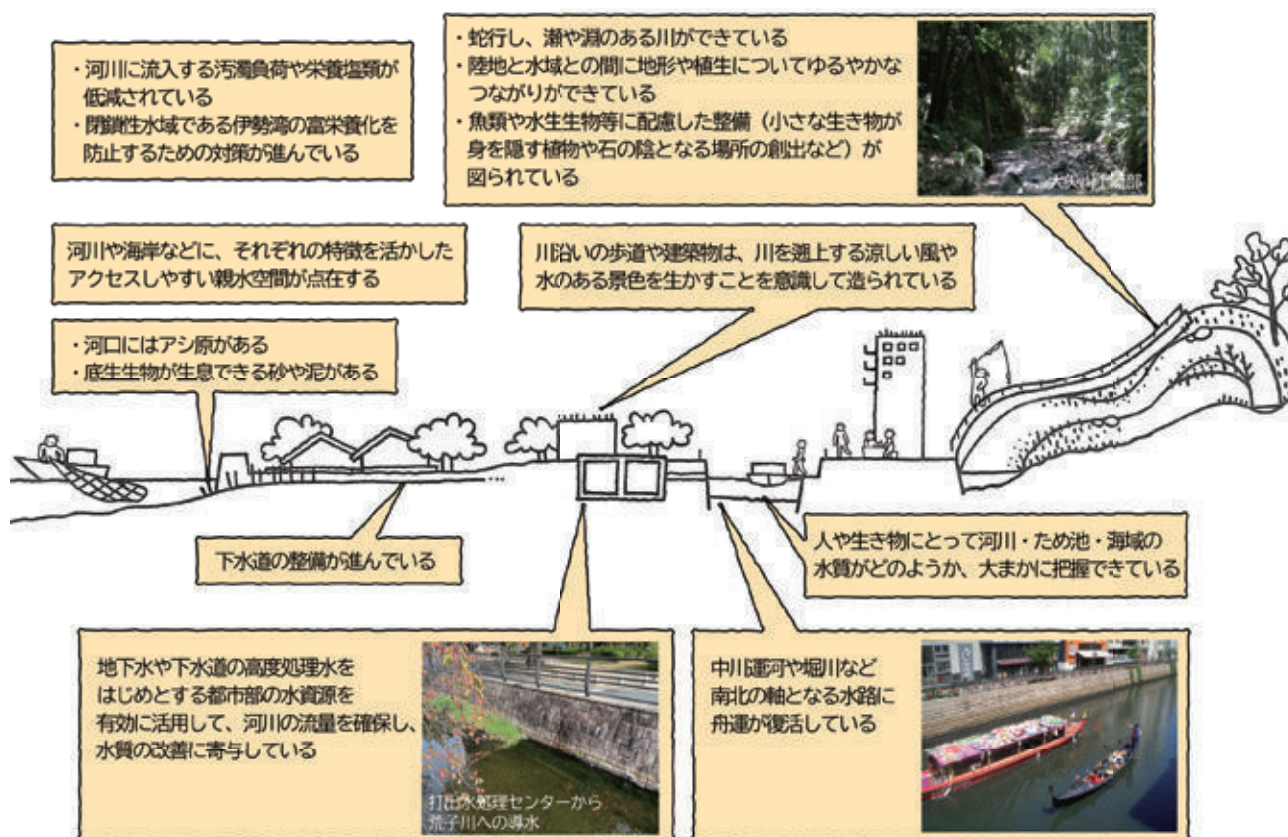


市民・事業者・行政のパートナーシップにより、市内のまとまった緑地等が、継続的に手入れされている状態を目指します！

◆ 2030年に向けた取り組み ◆

施策・事業	内 容	水の環とのつながり
なごやの森づくり	▶ 東山公園・平和公園一帯の里山環境の保全や自然とふれあう活動の実施 ▶ 戸田川緑地での豊かな森を育てる活動の推進	雨水の浸透・貯留を増やす 緑化により蒸発散を増やす 水面や緑地、農地を保全する 水辺や緑が身近に感じられるまちづくり 市民・事業者・行政が協力し合い、 できることから実践する人づくり
取組主体:緑政土木局／市民・事業者		
市民緑地制度(契約・認定)による保全・創出〔再掲(1)-③〕	▶ 民有の樹林地、湧水地等の保全 ▶ 市民団体との協働による管理・運営	雨水の浸透・貯留を増やす 緑化により蒸発散を増やす 水面や緑地、農地を保全する 水辺や緑が身近に感じられるまちづくり 市民・事業者・行政が協力し合い、 できることから実践する人づくり
取組主体:緑政土木局／市民・事業者		
協働による樹林地等の保全	▶ 森づくりパートナーシップ制度の運用 ▶ 森づくりに関わる人材の育成	雨水の浸透・貯留を増やす 緑化により蒸発散を増やす 水面や緑地、農地を保全する 水辺や緑が身近に感じられるまちづくり 市民・事業者・行政が協力し合い、 できることから実践する人づくり
取組主体:環境局、緑政土木局／市民		

(6) 河川・運河・海に関する取り組み



(6) - ①

生物生息環境として多様な場が多数ある 河川において水に触れられる場所が多数ある



瀬や淵、小さな生きものが身を隠す植物や石の陰など、
魚類や水生生物等に配慮した河川がある状態を目指しています！

◆ 2030年に向けた取り組み ◆

施策・事業	内 容	水の環とのつながり
多自然川づくりの推進	▶ 生きものの生息・生育・繁殖環境・ 多様な河川景観の保全・創出の ための多自然川づくり	水面や緑地、農地を保全する
取組主体:緑政土木局		水辺や緑が身近に感じられるまちづくり
		生き物とのふれあい、生物多様性の 保全に配慮したまちづくり

(6) - ② 晴天時流量が回復している



地下水や下水再生水をはじめとする都市部の水資源を有効利用して、河川の水量の確保や水質の改善を目指しています！

◆ 2030年に向けた取り組み ◆

施策・事業	内 容	水の環とのつながり
新規 地域の魅力向上モデル事業(山崎川) [再掲(1)-③]	▶ 山崎川中流域の湧き水の 涵養域における雨水浸透の 取り組みの推進	雨水の浸透・貯留を増やす 水面や緑地、農地を保全する 水辺や緑が身近に感じられるまちづくり 地下水や下水再生水を活用したまちづくり 水の環境活に役立つ取り組みを学ぶ場づくり
取組主体:環境局		市民・事業者・行政が協力し合い、 できることから実践する人づくり
河川維持水量の確保	▶ 地下水や下水再生水等の活用	水面や緑地、農地を保全する 水辺や緑が身近に感じられるまちづくり 地下水や下水再生水を活用したまちづくり
取組主体:環境局、緑政土木局、上下水道局		

(6) - ③ 河川・海岸において水辺の滞在を楽しめる場所が多数ある

船の運航や親水空間の整備により、
水辺を楽しむまちづくりを目指しています！



◆ 2030年に向けた取り組み ◆

施策・事業	内 容	水の環とのつながり
中川運河の再生	▶ 水・緑・生き物に親しめる水辺空間 の形成、にぎわいの創出等 ▶ 露橋水処理センターの高度処理水 の送水	水面や緑地、農地を保全する 水辺や緑が身近に感じられるまちづくり 生き物とのふれあい、生物多様性の 保全に配慮したまちづくり
取組主体:住宅都市局、上下水道局		市民・事業者・行政が協力し合い、 できることから実践する人づくり
堀川における親水広場、遊歩道などの 整備、護岸改修	▶ 護岸改修や親水広場、遊歩道の 整備	水面や緑地、農地を保全する 水辺や緑が身近に感じられるまちづくり 生き物とのふれあい、生物多様性の 保全に配慮したまちづくり
取組主体:緑政土木局		市民・事業者・行政が協力し合い、 できることから実践する人づくり
河川での清掃活動の実施	▶ 市民団体による除草等の清掃活動 ▶ 河川専用清掃船による清掃 ▶ ごみキャッチャーによる浮遊物除去	水面や緑地、農地を保全する 水辺や緑が身近に感じられるまちづくり
取組主体:住宅都市局、緑政土木局、 上下水道局／市民		市民・事業者・行政が協力し合い、 できることから実践する人づくり

(6) - ④ 場所に応じて必要な水質が実現されている



法令に基づく規制指導や下水処理等による流入負荷低減、
地下水や下水再生水等の活用等により、
水環境が改善されている状態を目指しています！

◆ 2030年に向けた取り組み ◆

施策・事業	内 容	水の環とのつながり
河川の水質浄化 取組主体:環境局、緑政土木局、上下水道局	▶ 地下水や下水再生水等の活用 ▶ 河川改修に合わせたヘドロ除去 ▶ 合流式下水道におけるさらなる水質浄化	水辺や緑が身近に感じられるまちづくり 地下水や下水再生水を活用したまちづくり
水質汚濁防止法に基づく規制指導 取組主体:環境局	▶ 公共用水域への排水事業者への規制指導	水辺や緑が身近に感じられるまちづくり
下水道法に基づく規制指導 取組主体:上下水道局	▶ 下水道接続事業者への規制指導	水辺や緑が身近に感じられるまちづくり
水処理センターにおける高度処理の導入 取組主体:上下水道局	▶ 水処理センターにおける新增設及び改築時の高度処理施設の導入	水辺や緑が身近に感じられるまちづくり

人や生きものにとって河川・ため池・海域の水質が適切に
把握できている状態を目指しています！



◆ 2030年に向けた取り組み ◆

施策・事業	内 容	水の環とのつながり
水質環境目標値市民モニタリング 取組主体:環境局／市民、事業者	▶ 市民モニターによる親しみやすい指標についての調査	水辺や緑が身近に感じられるまちづくり 市民・事業者・行政が協力し合い、 できることから実践する人づくり
河川・ため池等の水質調査 取組主体:環境局、緑政土木局	▶ 主要な河川、ため池、海域における定期的な水質調査	水辺や緑が身近に感じられるまちづくり
河川・ため池における生物調査 取組主体:環境局、緑政土木局	▶ 主要な河川、ため池における定期的な生息実態調査	水辺や緑が身近に感じられるまちづくり 生き物とのふれあい、生物多様性の 保全に配慮したまちづくり
生きものの調査の実施 取組主体:環境局／市民	▶ 市民参加型生きものの観察会の実施 ▶ なごや生きもの一斉調査の実施	水辺や緑が身近に感じられるまちづくり 生き物とのふれあい、生物多様性の 保全に配慮したまちづくり 水の環境活に役立つ取り組みを学ぶ場づくり

(6) - ⑤ 干潟とその生態系が保全されている

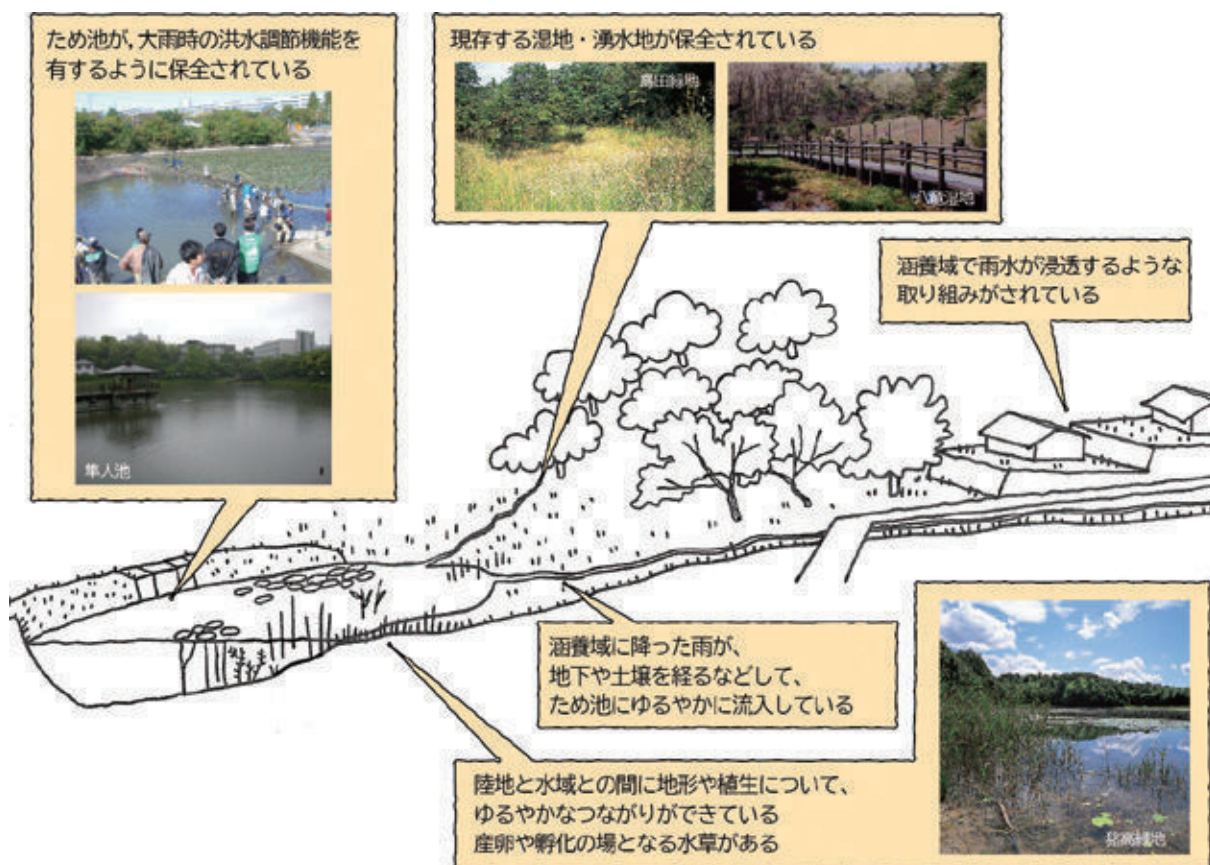


庄内川の河口に、アシ原や、底生生物が
生息できる砂や泥がある状態を目指しています！

◆ 2030年に向けた取り組み ◆

施策・事業	内 容	水の環とのつながり
藤前干潟の保全にかかる取り組み	▶ 市民団体と協働した保全の 取り組み	水面や緑地、農地を保全する
取組主体:環境局		水辺や緑が身近に感じられるまちづくり
		生き物とのふれあい、生物多様性の 保全に配慮したまちづくり
		市民・事業者・行政が協力し合い、 できることから実践する人づくり
藤前干潟ふれあい事業	▶ 藤前干潟ふれあい事業実行 委員会による啓発事業の実施	水面や緑地、農地を保全する
取組主体:環境局		水辺や緑が身近に感じられるまちづくり
		生き物とのふれあい、生物多様性の 保全に配慮したまちづくり
		市民・事業者・行政が協力し合い、 できることから実践する人づくり

(7) 湿地・湧水地とため池に関する取り組み



(7) - ① 希少な生物の生息場所となる湿地・湧水地が保全・保護されている



現存する湿地・湧水地が保全され、涵養域では雨水が浸透している状態を目指しています！

◆ 2030年に向けた取り組み ◆

施策・事業	内 容	水の環とのつながり
追加 保護地域以外で生物多様性保全に資する地域(OECM)の認定促進と保全 [再掲(1)-③]	▶ 自然共生サイトの認定促進及び保全	生き物とのふれあい、生物多様性の保全に配慮したまちづくり 市民・事業者・行政が協力し合い、できることから実践する人づくり
湧き水モニタリング	▶ 市民モニターによる水質や水量の調査	雨水の浸透・貯留を増やす 地下水や下水再生水を活用したまちづくり 市民・事業者・行政が協力し合い、できることから実践する人づくり
取組主体:環境局／市民・事業者		

(7) - ②

ため池の治水機能と生物生息空間としての質が バランスよく両立されている

治水機能の維持のため、ため池が保全され、
涵養域に降った雨が、地下や土壌等を経て
ゆるやかに流入している状態を目指しています！



◆ 2030年に向けた取り組み ◆

施策・事業	内 容	水の環とのつながり
河川・ため池等の水質調査 〔再掲(6)-④〕 取組主体:緑政土木局、環境局	▶ 主要な河川、ため池、海域における 定期的な水質調査	水辺や緑が身近に感じられるまちづくり
河川・ため池における生物調査 〔再掲(6)-④〕 取組主体:環境局	▶ 主要な河川、ため池における 定期的な生息実態調査	水辺や緑が身近に感じられるまちづくり 生き物とのふれあい、生物多様性の 保全に配慮したまちづくり
池干しによるため池の生態系保全 取組主体:環境局／市民	▶ 市民と協働した池干しの実施	生き物とのふれあい、生物多様性の 保全に配慮したまちづくり 水の環復活に役立つ取り組みを学ぶ場づくり 市民・事業者・行政が協力し合い、 できることから実践する人づくり
ため池保全要綱に基づくため池の保全 取組主体:緑政土木局	▶ ため池保全要綱に基づく保全	雨水の浸透・貯留を増やす 水面や緑地、農地を保全する 生き物とのふれあい、生物多様性の 保全に配慮したまちづくり

コラム：OECMとは

昆明・モンリオール生物多様性枠組では、目標の1つとして、2030年までに世界の陸域・海域のそれぞれの30%以上を保全・保護していくことを掲げており、『30 by 30(サーティ・バイ・サーティ)』と呼ばれています。(第2章3(1)参照)

この目標達成のためには、従来の保護地域(国立公園等)における取り組みに加え、公園や企業緑地などの『保護地域以外で生物多様性保全に資する地域(OECM: Other Effective area-based Conservation Measures)』を増やしていくことが期待されます。

日本では2023(令和5)年度より、環境省が「企業の森、水源の森、社寺林、都市内の緑地など、民間の取組等によって生物多様性の保全が図られている区域」を「自然共生サイト」として認定する制度を開始しました。認定区域は、保護地域との重複を除き、「OECM」として国際データベースに登録されます。

(8) 農地に関する取り組み



(8) - ① 農地が保全され、多面的な機能を発揮している

可能な限り都市農地を保全しながら、市民が農作業体験や学習をするための機会・場所がある状態を目指しています！



◆ 2030年に向けた取り組み ◆

施策・事業	内 容	水の環とのつながり
生産緑地地区の指定・継続	▶ 生産緑地地区の指定、地区内の行為制限 ▶ 特定生産緑地への移行	雨水の浸透・貯留を増やす 緑化により蒸発散を増やす 水面や緑地、農地を保全する 水辺や緑が身近に感じられるまちづくり
取組主体:緑政土木局		市民・事業者・行政が協力し合い、できることから実践する人づくり
市民農園等の設置	▶ 市民への農園の区画貸し ▶ 民間運営の市民農園の開設促進 ▶ 収穫体験農園事業の実施	緑化により蒸発散を増やす 水面や緑地、農地を保全する 水辺や緑が身近に感じられるまちづくり
取組主体:緑政土木局		市民・事業者・行政が協力し合い、できることから実践する人づくり
農業公園による農の魅力向上	▶ 3つの農業公園(農業センター、東谷山フルーツパーク、農業文化園)の運営	緑化により蒸発散を増やす 水面や緑地、農地を保全する 水辺や緑が身近に感じられるまちづくり
取組主体:緑政土木局		市民・事業者・行政が協力し合い、できることから実践する人づくり
農地バンク制度の運用	▶ 制度の運用による就農希望者と農地の貸借の促進	雨水の浸透・貯留を増やす 緑化により蒸発散を増やす 水面や緑地、農地を保全する 水辺や緑が身近に感じられるまちづくり
取組主体:緑政土木局		市民・事業者・行政が協力し合い、できることから実践する人づくり
子どもに向けた地産地消に関する教育	▶ 出前授業の実施	水の環境活に役立つ取り組みを学ぶ場づくり
取組主体:緑政土木局		市民・事業者・行政が協力し合い、できることから実践する人づくり
地産地消の推進	▶ イベントの開催 ▶ パンフレット等の作成	水の環境活に役立つ取り組みを学ぶ場づくり
取組主体:緑政土木局		市民・事業者・行政が協力し合い、できることから実践する人づくり

(9) 広域連携に関する取り組み



(9) - ①

伊勢湾流域に対して、名古屋市が水循環の面でよい関係を形成している

伊勢湾再生行動計画や尾張水循環再生行動計画の
着実に推進できている状態を目指しています！



◆ 2030年に向けた取り組み ◆

施策・事業	内 容	水の環とのつながり
伊勢湾再生の推進 取組主体:総務局、環境局、住宅都市局、 緑政土木局、上下水道局	▶ 伊勢湾再生推進会議への参加	水の環境に役立つ取り組みを学ぶ場づくり
尾張水循環再生地域協議会への参加 取組主体:環境局	▶ 尾張水循環再生地域協議会への参加	水の環境に役立つ取り組みを学ぶ場づくり

(9) - ②

伊勢湾流域の森林が保全され、水源の確保や洪水の緩和に寄与している



木曽三川流域の交流・連携や、地域の木材利用等により、
水源林や水環境の保全が行われている状態を目指しています！

◆ 2030年に向けた取り組み ◆

施策・事業	内 容	水の環とのつながり
流域連携の推進 取組主体:上下水道局	▶ 流域連携事業の実施 ▶ 木曽三川流域自治体連携会議の設置	雨水の浸透・貯留を増やす 緑化により蒸発散を増やす 水面や緑地、農地を保全する 水の環境に役立つ取り組みを学ぶ場づくり 市民・事業者・行政が協力し合い、 できることから実践する人づくり
森林資源を活用した ローカルSDGs推進事業 取組主体:環境局、上下水道局	▶ 森林整備の促進 ▶ 木曽川上下流交流活動の推進	雨水の浸透・貯留を増やす 緑化により蒸発散を増やす 水面や緑地、農地を保全する 水の環境に役立つ取り組みを学ぶ場づくり 市民・事業者・行政が協力し合い、 できることから実践する人づくり
名古屋市民の森づくり 取組主体:観光文化交流局	▶ 御岳休暇村での植樹の実施 ▶ 名古屋市民の森づくりの実施	雨水の浸透・貯留を増やす 緑化により蒸発散を増やす 水面や緑地、農地を保全する 水の環境に役立つ取り組みを学ぶ場づくり 市民・事業者・行政が協力し合い、 できることから実践する人づくり
グリーン購入ガイドラインに沿った間伐材 製品の購入促進 取組主体:環境局、各局	▶ グリーン購入の推進	市民・事業者・行政が協力し合い、 できることから実践する人づくり
木曽三川水資源造成公社への貸付 取組主体:総務局	▶ 水源林造成のための貸付の実施	市民・事業者・行政が協力し合い、 できることから実践する人づくり

1 計画の進行管理方法

本計画の推進にあたっては、本市と市民・事業者・市民団体等の多様な主体が、パートナーシップにより取り組みを進めるため、下記の方法で進行管理を行います。

進行状況の把握

3つの環ごとに指標と目標を、また、市内の水の環に関係する状況や市民意識、活動の状況等を把握するため「状況把握項目」を設定します。設定した指標及び状況把握項目、施策の実施状況について、定期的に把握します。

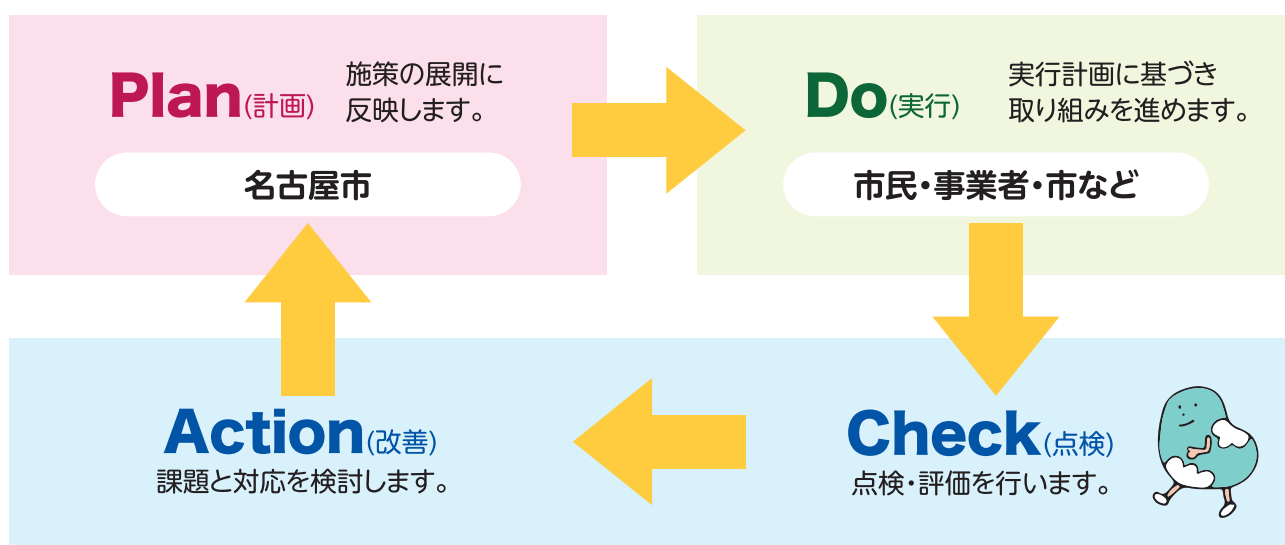
進行状況の共有

把握した進行状況を市公式ウェブサイトに掲載するなどして、市民・事業者等と共有します。

なごや水の環復活推進懇談会での振り返り・今後の展開の検討

庁内の関係部局と外部の有識者等で構成する「なごや水の環復活推進懇談会」を開催し、進行状況の評価や施策の効果的な展開について検討します。

また、市民や事業者へのアンケート調査を行い、結果を施策の展開に活かします。





2 進化管理のための指標と状況把握項目

(1) 進化管理のための指標と目標

3つの環	指 標	現状(2023年度)	目標(2030年度)
環① 水循環機能 の回復	新たに確保された緑の面積(累計)	136ha (2021年度からの3か年)	400ha (2021年度からの10か年)
	市施設における新築・改築等にあわせた 雨水流出抑制施設の設置	実施	継続実施
	水循環を理解し、水循環に配慮した 暮らしをしている市民の割合	9.3%	15%
	市内の雨庭の新規設置数(民間含む)	— (新設)	10か所以上
環② 人にも 生き物にも やさしい 水辺や 緑がある まちづくり	水辺や緑が身近に感じられると思う市民の割合	66.6%	70%
	名古屋の河川の水がきれいだと思う市民の割合	34.7%	40%
	市内における自然共生サイト認定数(累計)	2か所	5か所以上
環③ みんなで 取り組む 人づくり、 場づくり	水循環について理解している市民の割合	45.9%	50%
	水循環に関する講座等の参加者数(累計)	950人	7,000人 (2024年度からの 7か年)
	なごやSDGsグリーンパートナーズ登録認定数(累計)	2,916件	4,300件
	「なごや環境大学」を支える団体数(累計)	526団体	580団体※

※名古屋市総合計画2028での2028年度における目標

(2) 市内の水の環に関係する状況や市民意識、活動の状況等を把握するための状況把握項目

3つの環	状況把握項目		現状(2023年度)
環① 水循環機能の回復	水収支	蒸発散	22.5%(2020年度)
		浸透・貯留	15.1%(2020年度)
		直接流出	62.4%(2020年度)
	市施設における雨水貯留浸透の対策量※(単年)		1,956.3m ³
	民間施設における雨水貯留浸透の対策量※(単年)		1,572.8m ³
	自宅で浸透雨水ますを設置している市民の割合		2.6%
	自宅で雨水タンクを設置している市民の割合		4.1%
	自宅で庭や駐車場を舗装しない、または透水性舗装等になっている市民の割合		13.4%
	自宅で緑化に取り組んでいる市民の割合		33.8%
	自宅で打ち水を実施している市民の割合		25.6%
	事業所で浸透雨水ますや雨水タンクを設置している事業者の割合		13.3%
	事業所で庭や駐車場を舗装しない、または透水性舗装等になっている事業者の割合		18.1%
	事業所で緑化に取り組んでいる事業者の割合		46.4%
	事業所で打ち水を実施している事業者の割合		27.7%
	緑被率		21.5%(2020年度)
	生産緑地の面積		194.1ha
	市内の雨庭の数		—
環② 人にも生き物にもやさしい水辺や緑があるまちづくり	緑被率【再掲】		21.5%(2020年度)
	名古屋の「みどり」が多いと思う市民の割合		66.3%(2020年度)
	名古屋の「みどり」に満足している市民の割合		65.9%(2020年度)
	公園や森など身近な自然環境とふれあっている市民の割合		54.5%
	親しみがある公園があると思う市民の割合		69.5%
	市民一人当たりの都市公園の面積		7.1m ²
	河川流量、浅層地下水位の状況		資料編に掲載
	市内河川の水質環境目標値(BOD)の達成状況		70%
	熱帯夜日数		49日
	市内で身近に農にふれあえる機会があると思う市民の割合		26.2%
環③ みんなで取り組む人づくり、場づくり	市民参加型生きものの調査の延べ参加者数(累計)		4,147人
	主な緑のまちづくり活動に携わった市民の延べ人数		37,000人
	環境学習センターの利用者数		30,673人
	なごや環境大学共育講座数		146講座
	「名古屋市民の森づくり」への参加者数(累計)		201人
	市内で身近に農にふれあえる機会があると思う市民の割合【再掲】		26.2%

※雨水をその場で貯留浸透させる施設に限る

3 なごや水の環境復活推進懇談会

(1) なごや水の環境復活推進懇談会名簿（令和6年8月時点）

学識委員及び公募による市民委員（※敬称略、五十音順）

氏 名	所属・役職等	備 考
奥田 隆明	南山大学 経営学部経営学科 教授	
奥谷 順彦	公益社団法人 雨水貯留浸透技術協会 ARSIT 水循環アドバイザー	
大東 憲二	大東地盤環境研究所 所長	座長
高木 和彦	名東自然倶楽部 会長	
服部 宏	堀川1000人調査隊 事務局長	
原田 守博	名城大学 理工学部社会基盤デザイン工学科 教授	
増田 理子	名古屋工業大学 工学部社会工学科 教授	
松尾 直規	中部大学 名誉教授	
森本 幸裕	公益財団法人 京都市都市緑化協会 理事長（京都大学 名誉教授）	

行政委員

所属・役職等
総務局 企画部 担当課長(企画・水に係る施策の調整)
住宅都市局 都市計画部 都市計画課長
住宅都市局 まちづくり企画部 まちづくり企画課長
緑政土木局 担当課長(企画調整)
緑政土木局 河川部 河川計画課長
緑政土木局 農政部 都市農業課長
緑政土木局 緑地部 緑地事業課長
上下水道局 技術本部 計画部 下水道計画課長
上下水道局 技術本部 計画部 水道計画課長
環境局 環境企画部 環境企画課長
環境局 環境企画部 脱炭素社会推進課長
環境局 地域環境対策部 地域環境対策課長
環境局 環境科学調査センター 環境科学室 主任研究員

(2) 検討経緯

日 程		検討内容
2023年3月24日	第15回懇談会	●今後の課題 ●実行計画の策定スケジュール
2023年9月5日	第16回懇談会	●実行計画の概要 ●実行計画策定の趣旨 ●実行計画策定の背景とこれまでの振り返り
2023年12月22日	第17回懇談会	●2030年に向けた方向性 ●重点施策案 ●指標、状況把握項目案
2024年3月26日	第18回懇談会	●素案の提示
2024年8月20日	第19回懇談会	●案の提示
2025年1月20日 ～2月18日		●市民意見の募集
2025年3月28日		●水の環復活なごや戦略実行計画2030 策定

資料編

1

名古屋の現況 P79 ~ 91

2

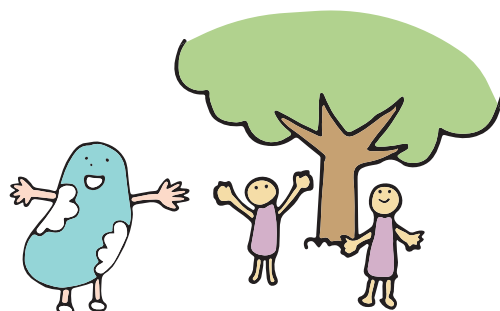
その他水循環に関連する計画等 P92 ~ 96

3

市民や事業者による水の環境復活の
取り組みに関する助成等の制度 P97 ~ 98

4

わたしたちが水の環境復活の
ためにできること P99 ~ 105



1

名古屋の現況

(1) 気候

① 気温変化の傾向

本市の気温は100年で約2.2℃の割合で上昇しています。この上昇率は全国平均より大きく、地球温暖化に加え、都市化によるヒートアイランド現象も影響していると考えられます。

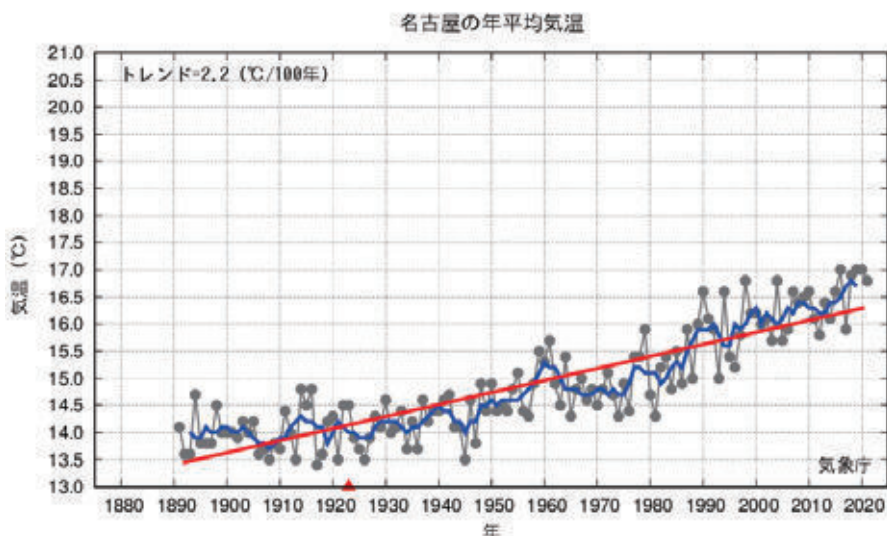


図 資-1 名古屋の年平均気温の変化

※横軸上の「▲」、1923年に観測地点が移転していることを示しています。
 ※丸点と折れ線(灰):年平均気温、折れ線(青):5年移動平均、直線(赤):長期変化傾向
 出典)東京管区気象台ホームページ「愛知県の気候変化」

② 短時間強雨の増加

雨の降り方に変化が見られ、短時間強雨の発生が増えていています。また、雨が降らない日は増加しており、大雨等の極端な気象現象が頻発する傾向があります。

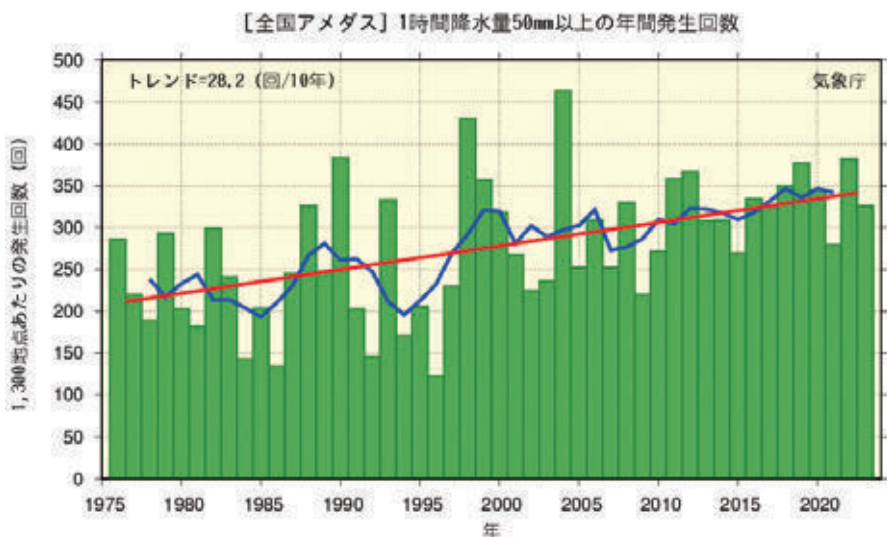


図 資-2 1時間降水量50mm以上の年間発生回数

※棒グラフ(緑):各年の年間発生回数、折れ線(青):5年移動平均、直線(赤):長期変化傾向
 出典)気象庁ホームページ「大雨や猛暑日など(極端現象)のこれまでの変化」

③ ヒートアイランド現象

都市化により緑や水面が減少し、舗装や建物などの人工被覆面が拡大し、密集した建物により風通しが阻害され、建物や工場、自動車などの排熱が増加することなどによって、都心部において周辺地域より温度が高くなることを「ヒートアイランド現象」といいます。

名古屋市の都心部では、都市化によりヒートアイランド現象が現れています。名古屋市環境科学調査センターでは、人工衛星による観測データを利用した、名古屋市の地表面温度の解析を行っており、図 資-3,4は、夏季(7月から9月)と冬季(12月から2月)それぞれの夜間(午後10時半前後)の晴天の日の平均化した地表面温度を可視化したものです。この図から、都心部においては、季節に関係なく、郊外よりも地表面温度が高いことがわかります。

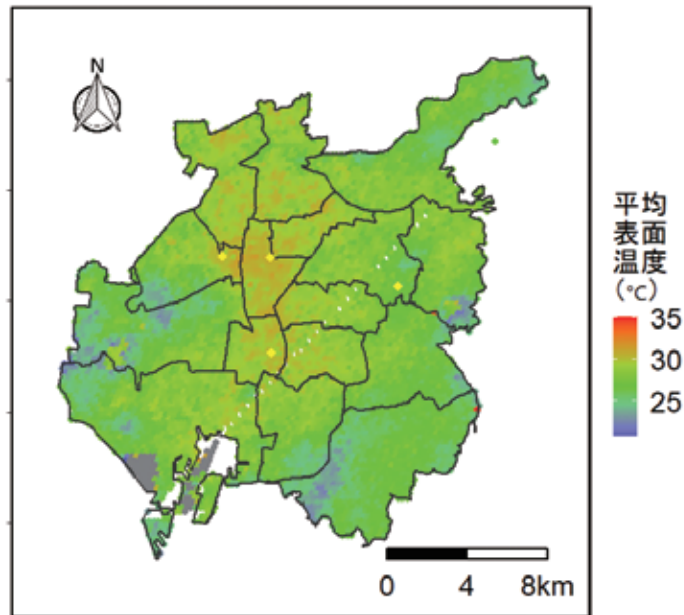


図 資-3 夏季の夜間の平均化した地表面温度(2021)

出典)名古屋市環境科学調査センター年報 第12号(2023)「人工衛星を用いた名古屋市の地表面温度の測定」

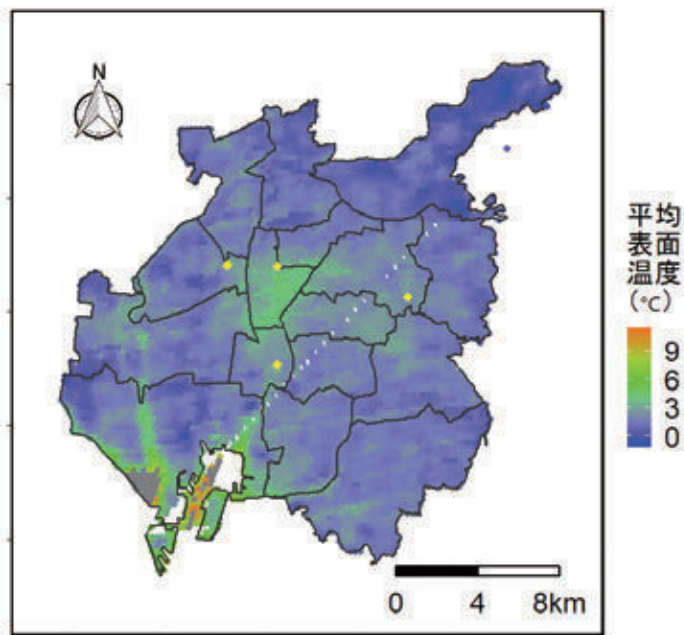


図 資-4 冬季の夜間の平均化した地表面温度(2021)

出典)名古屋市環境科学調査センター年報 第12号(2023)「人工衛星を用いた名古屋市の地表面温度の測定」

(2) 緑被率（土地利用の変化）

緑被地とは、樹木や草で覆われた土地のことで、本市では農地や水面も緑被地としています。また、緑被率とは、市域面積に対する緑被地の占める割合です。本市の緑被地は、市街地の拡大とともに減少が続いており、1990(平成2)年から2020(令和2)年の間に、面積で2,709.14ha減少、緑被率で8.3ポイント低下しました。

右下の図 資-7は、30年間(1990(平成2)年から2020(令和2)年)のまとまりのある緑被地の増減を示しています。青色は増加した緑被地で、主に、緑化地域制度や、公園の整備によるものです。桃色は減少した緑被地で、主に、市街化区域内の樹林地や農地が、区画整理やその他の宅地開発によって減少しています。

市街化区域は、都市計画法に基づく「計画的に市街化を進める区域」であり、宅地化そのものを止めるものではありません。しかし、都市の中での樹林地や農地は、私たちの暮らしを豊かにしたり、気候変動への適応策としての重要性が高まっています。このため、生産緑地制度や、樹林地の維持管理に対する助成制度等による既存のみどりの保全、建築時に敷地内の緑化を義務付ける緑化地域制度による、新たな緑の創出等の取り組みを進めています。

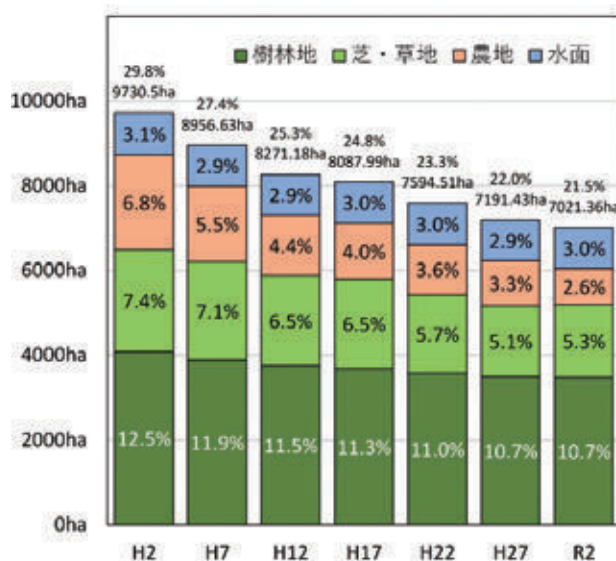


図 資-5 緑被率の推移
出典)名古屋のみどりの基本計画2030

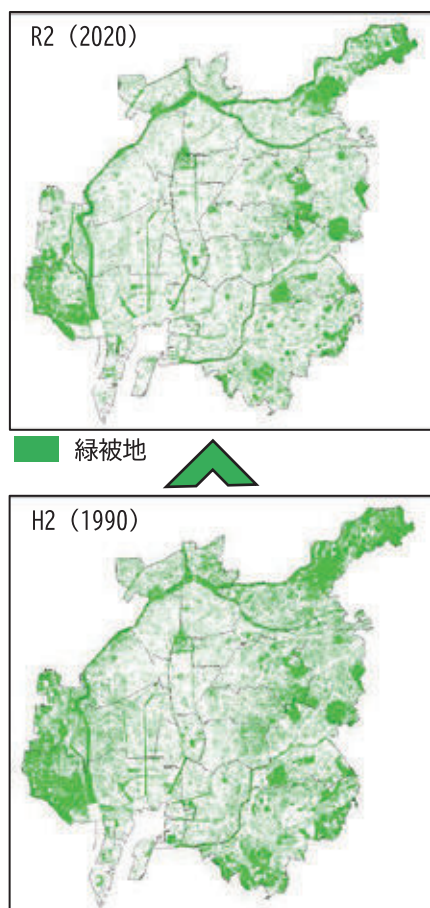


図 資-6 本市の緑被地の変遷
出典)名古屋ホームページ 緑被地GISデータ

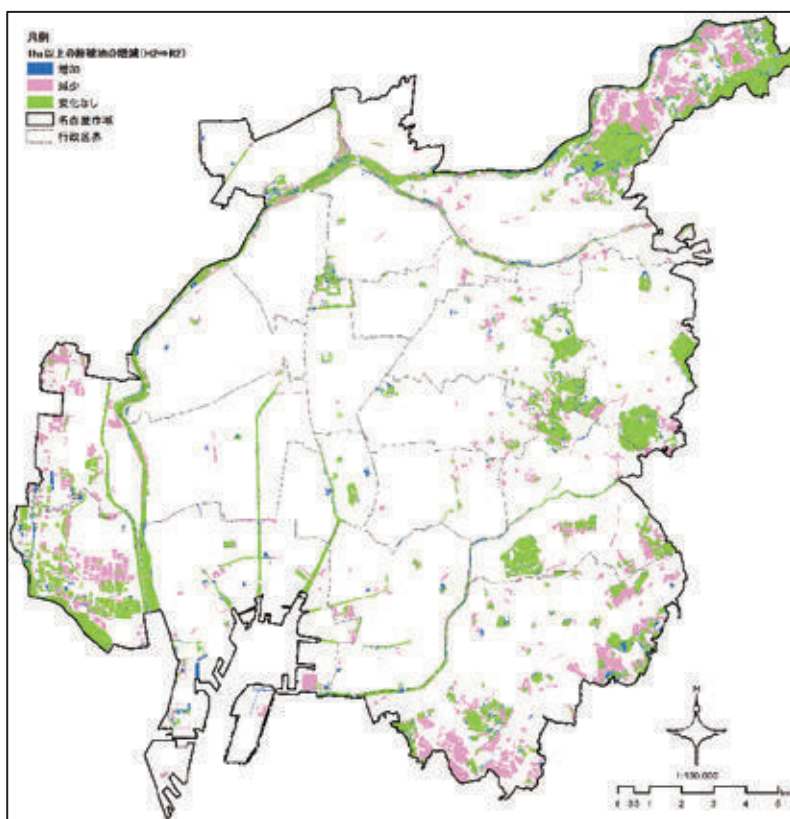


図 資-7 まとまりのある緑被地増減図
(平成2年から令和2年の30年間の変化)
出典)なごの緑 令和2年度 緑の現況調査

(3) 上下水道

① 水道

名古屋市の水道は木曽川の水を水源とし、犬山取水場と朝日取水場で取り入れており、その量は1日平均約80万 m^3 です(令和4年度)。犬山取水場で取り入れた水は春日井浄水場と鍋屋上野浄水場へ、朝日取水場で取り入れた水は大治浄水場へ送り、浄水場できれいな水道水を作ります。1日平均約74万 m^3 (令和4年度)の水道水が、浄水場から直接または配水場・ポンプ所を経て各地に送られています。

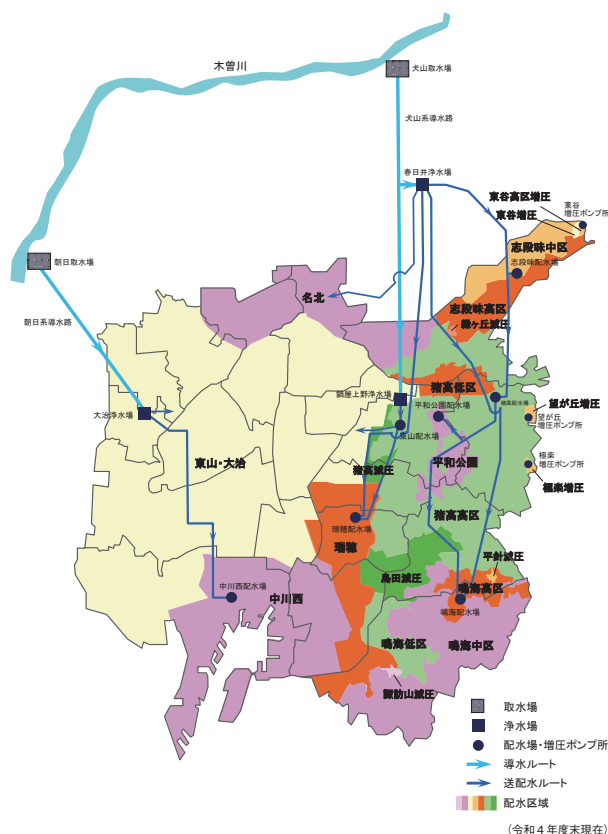
名古屋市の水道ができた当時は、木曽川を自然に流れる水だけで賄われていましたが、市の発展に合わせて必要な水を手に入れるため、岩屋ダムや木曽川大堰などからなる木曽川総合用水、長良川河口堰、味噌川ダム、徳山ダムに水利権(川の水を利用する権利)を確保してきました。

木曽三川(濃尾平野を流れる木曽川、長良川、揖斐川)の水源地域における雨水の涵養や造林、災害の防止や自然環境の保全等、森林の有する多面的な機能を持続的に発揮させるため、岐阜県、愛知県、三重県と名古屋市及び水源地域の市町村とともに設立した「木曽三川水源造成公社」を通じ、水源林の整備・育成に努めています。

また、木曽川流域の自治体により構成される「木曽三川流域連携自治体会議」を通じて自治体相互の連携を強化するとともに、流域連携事業の実施により水環境保全に対する住民参加の促進を図っています。



図 資-8 水源施設・水道施設位置図
出典) 令和6年度版 なごやの水・下水道



取水場	浄水場	配水場・ポンプ所	配水区域
犬山	春日井	志段味配水場	名北
		志段味配水場	志段味 中区・高区 (緑ヶ丘減圧)
		東谷増圧ポンプ所	東谷増圧 東谷高区増圧
		猪高配水場	猪高 低区・高区 (猪高減圧 島田減圧)
		平和公園配水場	平和公園
		望が丘増圧ポンプ所	望が丘増圧
		極楽増圧ポンプ所	極楽増圧
		瑞穂配水場	瑞穂
		鳴海配水場	鳴海 低区・中区・高区 (平針減圧 両山減圧)
		鍋屋上野	東山配水場
朝日	大治	中川西配水場	東山・大治 中川西

図 資-9 配水系統図
出典) 令和6年度版 なごやの水・下水道

② 下水道

名古屋市の下水道普及率※は、令和5年度末時点において99.4%です。下水道の整備された場所では、家庭などから出た「汚水」は、道路の下に網目のように張り巡らされている下水管を通して、水処理センターへと送られます。水処理センターでは、流入した汚水を処理してきれいな水にして、川に戻します。また、水処理に伴い発生する汚泥は、専用の輸送管で汚泥処理施設に送り、濃縮・脱水した後、焼却して灰としたり、乾燥させて固形燃料にするなどし、灰は建設資材、固形燃料は燃料として有効利用しています。

下水道処理区域の約6割は、汚水と雨水を一緒にの管で集める「合流式下水道」が整備されている「合流区域」、約4割は汚水と雨水を別々の管で集める「分流式下水道」が整備されている「分流区域」となっています。

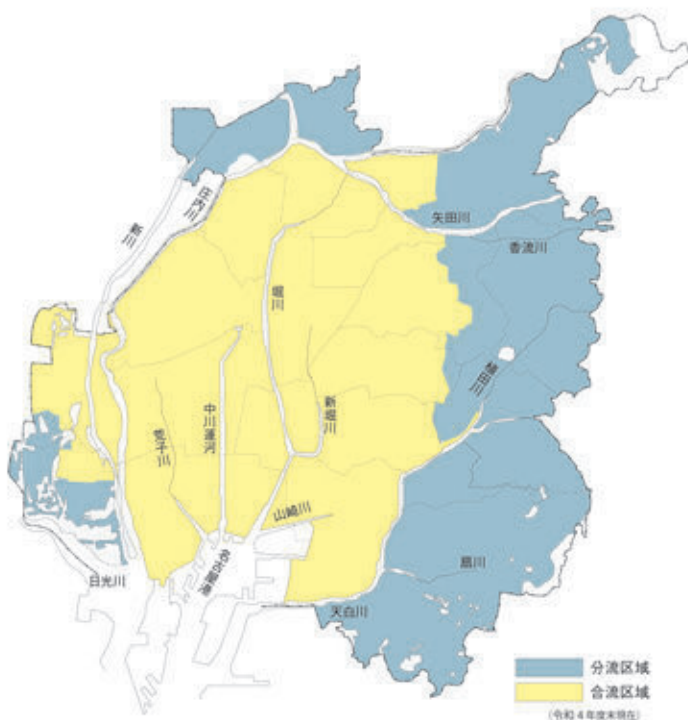
晴れた日や弱い雨の日にはすべての汚水が水処理センターにて処理されます。一方、強い雨の日には、合流式下水道では汚水の一部を含む雨水が雨水吐室等から直接河川へ放流されてしまいます。

こうしたことから、合流式下水道から放流される雨水の水質浄化に取り組み、令和5年度末には国が定めた基準（雨天時における放流水質の基準）を達成しました。

川の水質は全体的に改善傾向にあるものの、水辺環境を活かしたまちづくりが行われている地域があることから、河川管理者など多様な主体と連携し、水域の特性と水環境のニーズ・利用用途に応じ、合流式下水道におけるさらなる水質浄化施策を進めていきます。



図資-10 下水処理区域図
出典)令和6年度版なごやの水道・下水道



図資-11 分流式下水道・合流式下水道 区域図
出典)令和6年度版なごやの水道・下水道

※下水道普及率

住民基本台帳人口に対して、下水道が利用できる人口の割合を示す指標で以下の式で計算される。

下水道普及率(%)=(下水道処理区域内人口)／(住民基本台帳人口)×100

(4) 地下水・湧水

① 地盤沈下

地盤沈下は、地下水の過剰な採取によって、主に粘土層が収縮するために生じる現象です。地下水は、雨水や河川水等の地下浸透により補給されますが、この補給に見合う以上の汲み上げが行われると、地下水を多く含んだ層(帯水層)の水圧が低下し、上部や下部にある粘土層から水が絞り出され粘土層が収縮します。これが地表では地盤沈下として現れます。

濃尾平野の豊富な地下水は、古くから農業用水や生活用水、工業用水として利用されてきましたが、昭和30年代後半から40年代にかけて産業の発展に伴い、地下深い層の地下水を中心に汲み上げ量が大幅に増加し、濃尾平野全体で地盤沈下が急速に進みました。

名古屋市では、地盤沈下防止のため、工業用水法及び環境保全条例により地下水の採取を規制しており、工場・事業場が動力を用いて地下水を採取する場合は、設備の規模により許可または届出が必要となっています。

この規制により、現在、地下水位(水圧)が回復し、地盤沈下は沈静化していますが、一度沈下した地域は元には戻りません。このことも影響し、濃尾平野に属する市南西部では海拔ゼロメートル地帯が広がっています。

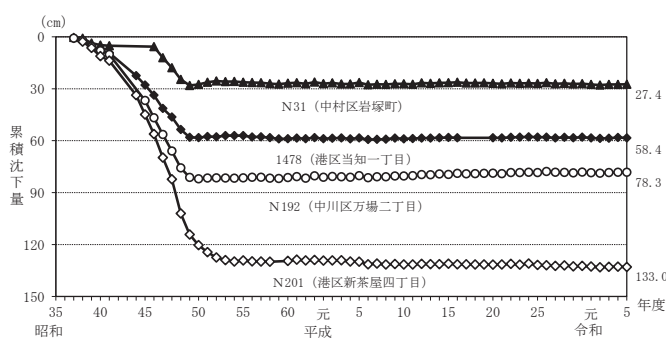


図 資-12 地盤沈下の推移
出典)令和5年度名古屋市における地盤沈下の状況

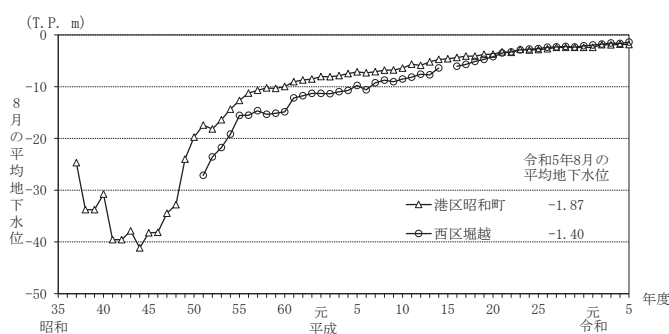


図 資-13 地下水位の推移
出典)令和5年度名古屋市における地盤沈下の状況



図 資-14 海拔ゼロメートル地帯
出典)令和5年における濃尾平野の地盤沈下の状況

② 浅層地下水と雨水浸透

名古屋市では、昭和60年頃から、地盤沈下への影響は軽微といわれる浅層の地下水位について、地下水涵養状況等に関わる基礎情報として観測を行ってきました。浅層地下水や市内の湧き水の多くは、比較的近傍の地表からしみ込んだ雨水であると考えられ、水の環戦略で取り組む「雨水浸透」と深い関係があることから、今後も継続して観測していきます。

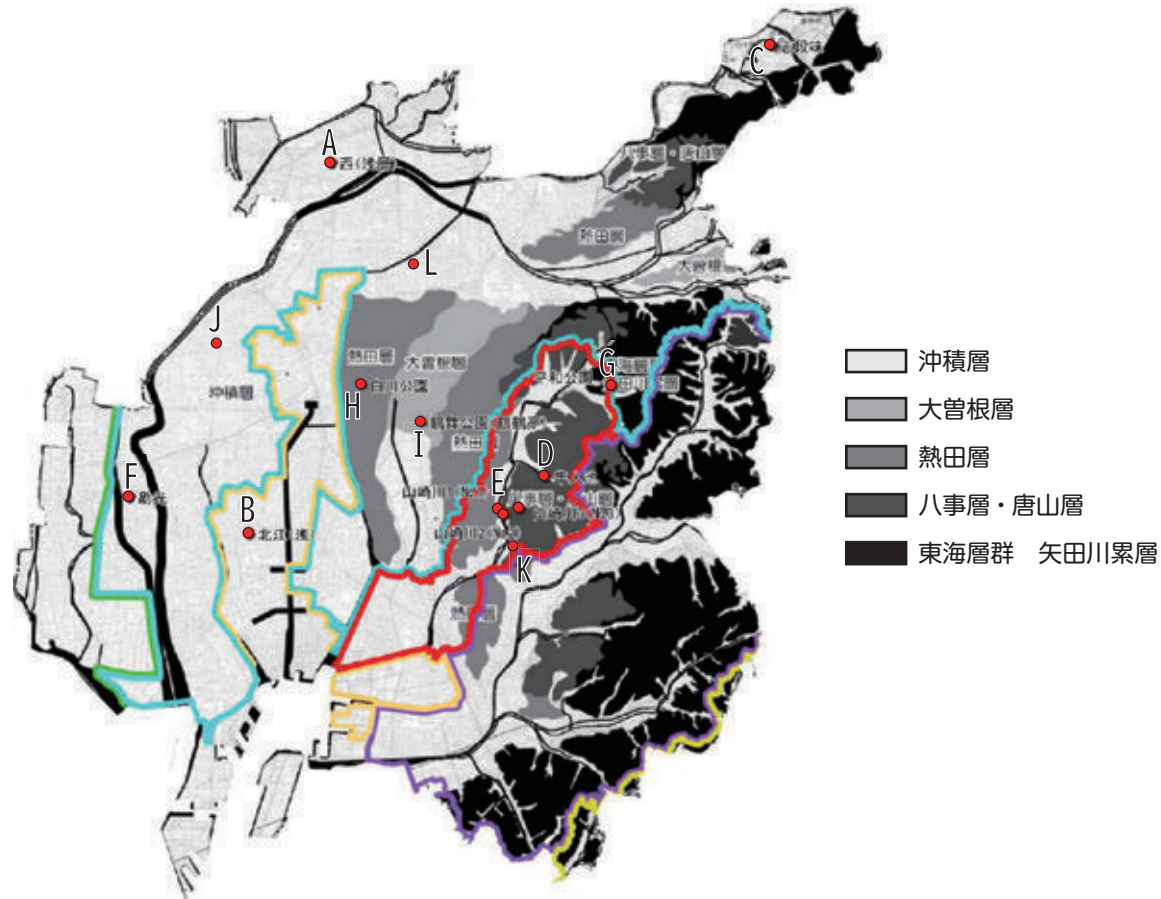


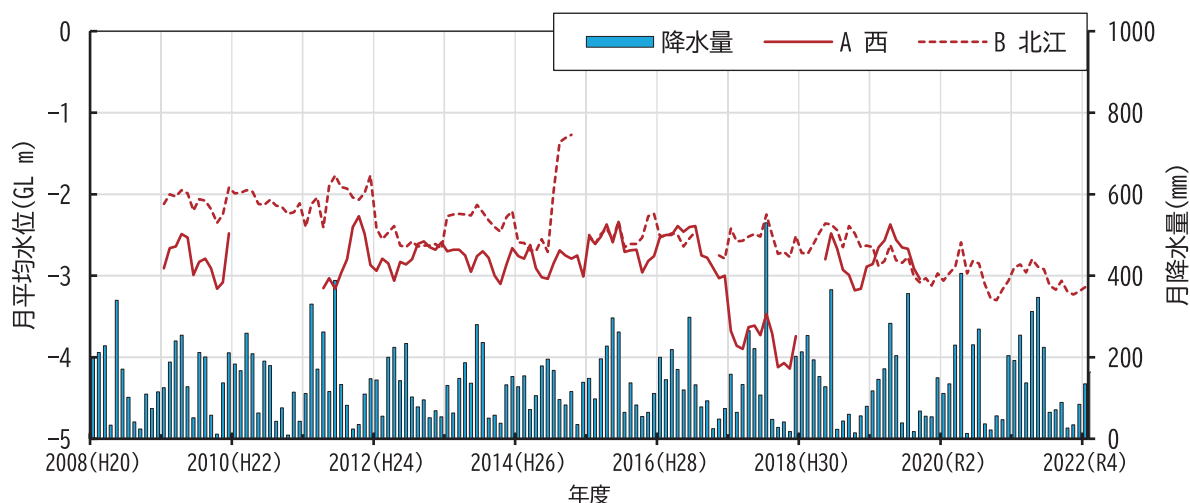
図 資-15 実行計画2030計画期間における浅層地下水位調査予定地点
下図は、「名古屋地域地質断面図集」(土質工学会中部支部編著)を基に作成した表層地層の概略

記号	地点名	所在地	管頭標高 (T.P.m)	ストレナ深さ (GL-m)	備 考
A	西	西区五才美町	5.4	5.0 ~ 10.0	深層観測所近傍
B	北江	中川区北江町	0.1	1.0 ~ 10.0	深層観測所近傍
C	志段味	守山区大字中志段味宮前	44.2	3.0 ~ 10.0	
D	隼人池	昭和区隼人町	26.7	2.0 ~ 10.0	
E	山崎川1	瑞穂区石川町4丁目	9.4	5.2 ~ 13.0	山崎川近接
	山崎川2	瑞穂区田辺通3丁目	10.2	5.0 ~ 11.8	
	山崎川3	瑞穂区松栄町2丁目	24.5	9.6 ~ 17.6	
F	助光	中川区助光2丁目	0.1	2.0 ~ 9.0	
G	平和公園	千種区東明町7丁目	67.1	1.8 ~ 4.7	
H	白川公園	中区栄2丁目	9.2	4.1 ~ 12.1	
I	鶴舞公園	昭和区鶴舞1丁目	6.8	3.0 ~ 6.0	
J	中村公園	中村区中村町	1.9	4.0 ~ 10.0	
K	瑞穂	瑞穂区師長町	12.3	4.0 ~ 12.0	
L	黒川	北区清水5丁目	3.2	21.5 ~ 30.0	

これまでの調査により、浅層地下水位は、場所により様々な変動をしていることがわかりました。このうち代表的な地点について、観測データを記載します。

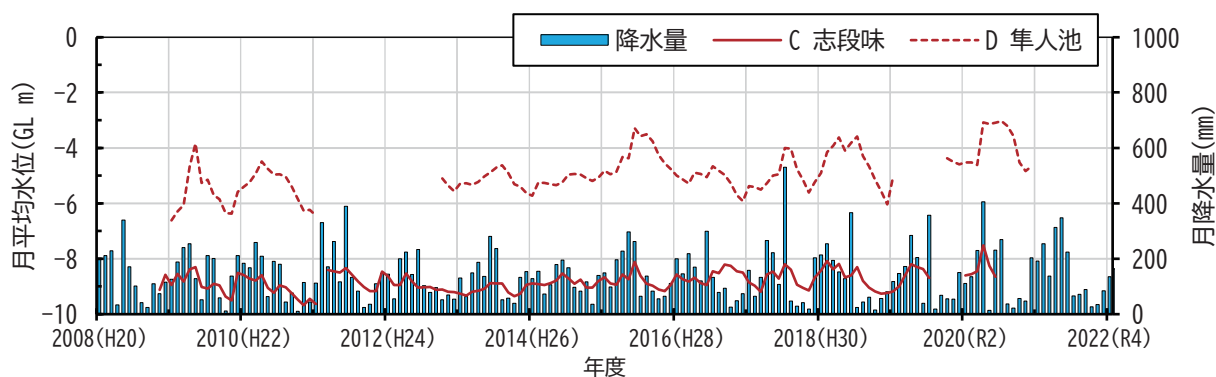
●A 西、B 北江

近傍に深層の地下水観測所があります。深層の地下水位は長期的に上昇していますが、浅層の地下水位の上昇は確認できません。



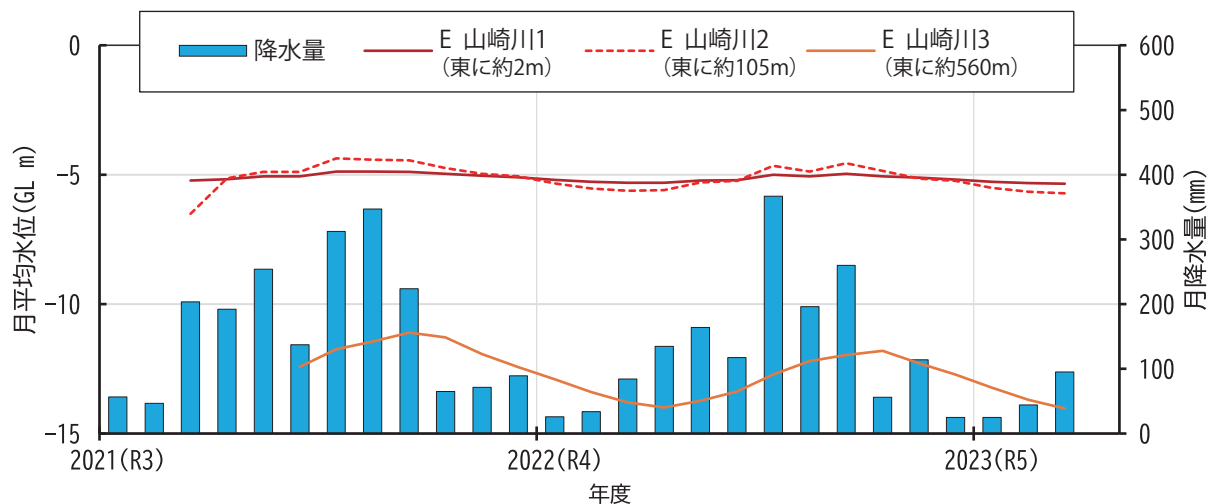
●C 志段味、D 隼人池

季節変動があり、降水量の多い夏から秋にかけて地下水位が最大となり、降水量の少ない冬から春にかけて低下します。



●E 山崎川

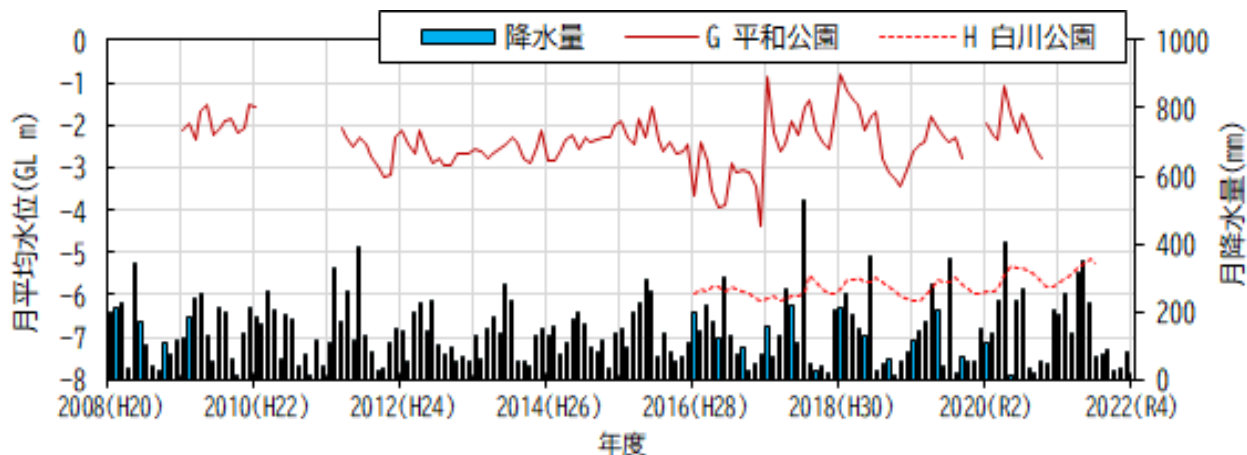
川底に湧水のある山崎川付近では、川からの距離が異なる3地点で測定しています。川から離れた丘陵部にある「山崎川3」では、降水量の多い夏から秋にかけて水位が上昇し、降水量の少ない冬から春にかけて水位が低下し、年間で3m程度の変動があります。湧水地点に近い観測地点ほど季節変動が小さくなっています。



※括弧内は山崎川からのおおよその距離を示します。

●G 平和公園、H 白川公園

平和公園は、降水量との関連が大きくなっています。丘陵地の谷に位置し、周辺が森のため雨水の浸透が比較的多いことが関係しているとみられます。一方、白川公園は、降水量との関連が小さくなっています。都心部に位置し、周辺が舗装され雨水の浸透が少ないことが関係しているとみられます。



② 湧水

市内の湧水は、2004(平成16)年度の調査で東部丘陵地を中心に152か所を確認しました。このほか、山崎川の川底(石川大橋)、鶴舞中央図書館の中庭にも湧水があります。

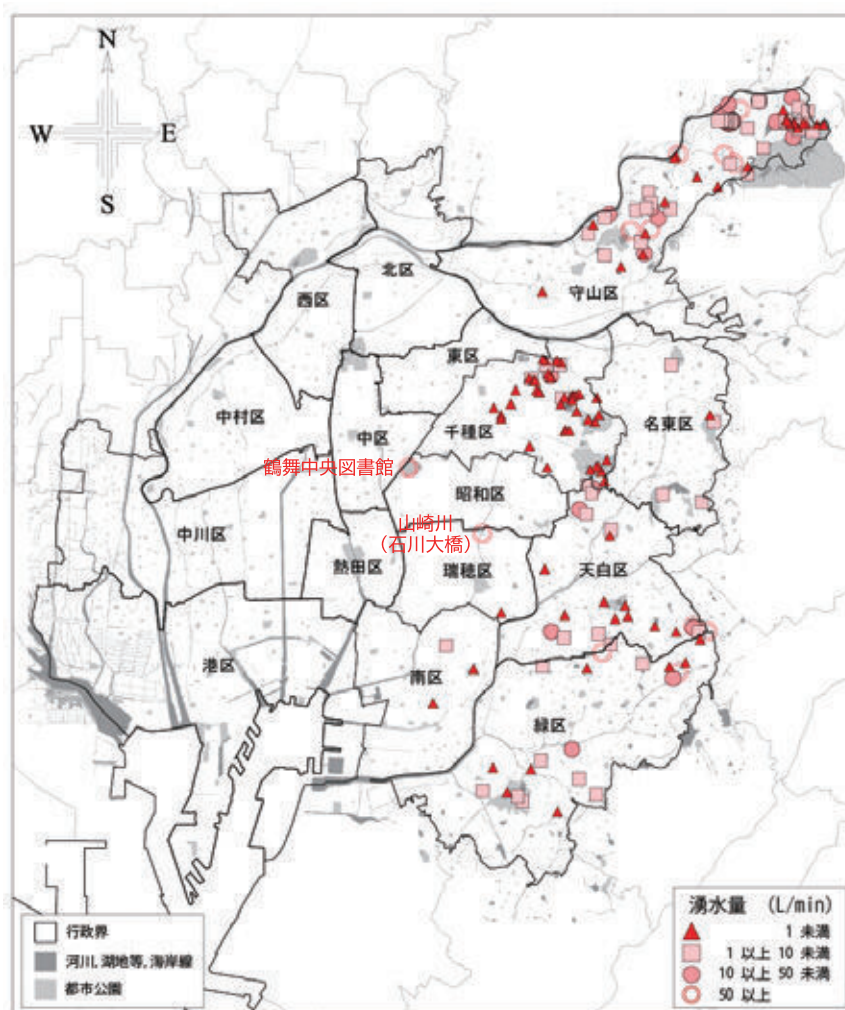


図 資-16 名古屋市内の湧水地点
(平成16年度名古屋市環境局調査結果に加筆)

これら湧水地点の情報をもとに10エリアを選定し、市民モニターグループの協力で水量や水温等の調査を行う「湧き水モニタリング」を実施しています。

コラム：湧き水モニタリングの概要

●調査地点

- | | | |
|----|---------|------------|
| 1 | 中志段味エリア | (才井戸流周辺) |
| 2 | 吉根エリア | (山島公園内) |
| 3 | 小幡緑地エリア | (小幡緑地公園周辺) |
| 4 | 茶屋が坂エリア | (茶屋が坂公園内) |
| 5 | 本山エリア | (千種区鹿子町周辺) |
| 6 | 東山エリア | (東山公園東部) |
| 7 | 八事裏山エリア | (東山公園南部) |
| 8 | 呼続エリア | (呼続公園内) |
| 9 | 神の倉エリア | (緑区鳴海町神の倉) |
| 10 | 大高エリア | (大高緑地公園内) |

●調査回数

年4回(春季、夏季、秋季、冬季1回ずつ)

● 調査項目

湧き水の水量、水温、
水質(pH、COD、鉄、マンガン、硝酸態窒素)など

(5) 河川流量、水質

① 名古屋市を流れる河川等

名古屋市内には、様々な河川が存在します。庄内川や堀川などの一級河川が約111km、山崎川などの二級河川が約68km、生棚川などの準用河川が約36kmであり、その他にも荒子川や中川運河などの普通河川や運河が流れています。



図 資-17 名古屋市を流れる河川等

② 河川流量

一般に、流域の都市化とともに、雨水浸透しにくい地面が広がったり、管路を経て河川へ至る雨が増え、河川の平常時の流量が減少すると考えられます。

現在、名古屋市では、市内河川の順流域において平常時の流量を測定しており、地下水を導水している堀川では増加傾向にあります。

本計画では、雨水浸透による湧水保全や地下水・下水再生水を活用した河川流量の安定化により「人にも生き物にもやさしいまちづくり」につながることを想定し、水の環と関連の深い施策を行っている河川(山崎川、堀川)や市内で流路が完結する河川(野添川、長戸川、扇川)について、河川流量を状況把握項目として設定し、流量の推移を把握していきます。

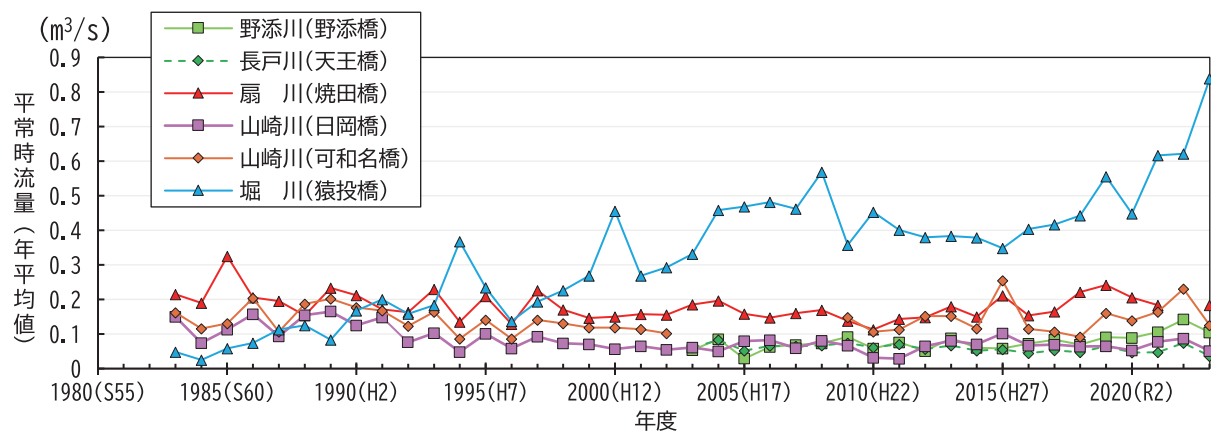


図 資-18 市内河川の平常時の流量(年平均値)の推移

③ 河川の水質

市内河川の水質の状況を、代表的な水質指標である生物化学的酸素要求量(BOD)でみると、昭和40年代半ばまで著しく悪化していたものが、下水道の整備などにより昭和40年代後半に大幅に改善され、過去10年間では概ね横ばいに推移しています。

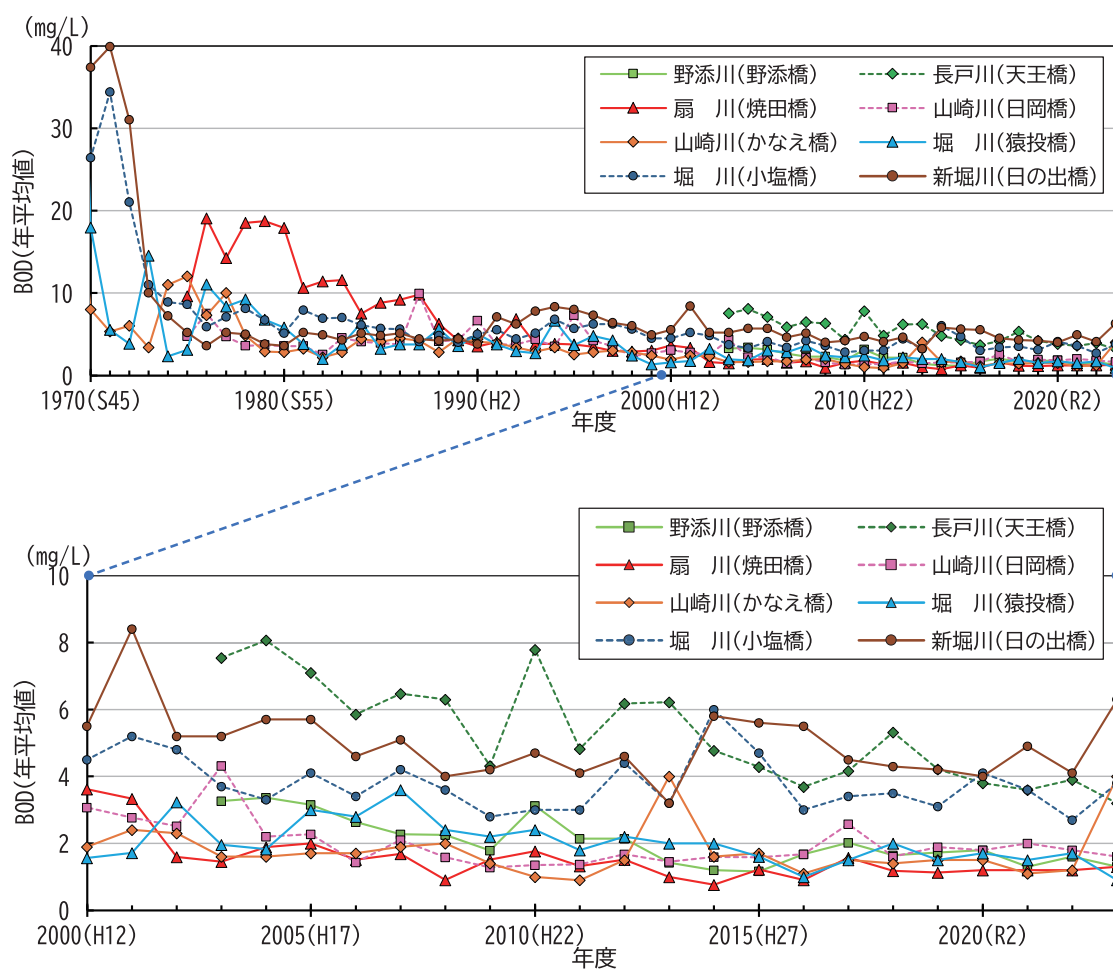


図 資-19 市内河川のBOD(年平均値)の推移

(6) ため池

ため池は元々、農業用水を確保する貯水池として整備されてきました。市街化の進展に伴い農業用水を確保する必要は少なくなってきましたが、洪水を調整する施設として、また都市部における貴重な水辺空間として、ため池の重要性が高まっています。

名古屋市では、ため池の「洪水調整機能」、「かんがい機能」、「環境や景観」が損なわれることを防止し、ため池を良好に保全することを目的として、1992(平成4)年に「ため池保全要綱」を制定しており、現在、要綱を適用するため池は110池となっています。この要綱では、ため池の所有者等が埋立て等の行為を行う場合には、市長の同意が必要であることや、市長は条件を付して同意できること、市長が同意できない場合には、所有者からの申出を受け、市長が適正な価格でもって買い取ることができることなどが定められています。

また、ため池の水質の状況を把握するため、下図に示す市内の主要なため池(48池)について水質調査を実施しており、結果は市ウェブサイトで公表しています。

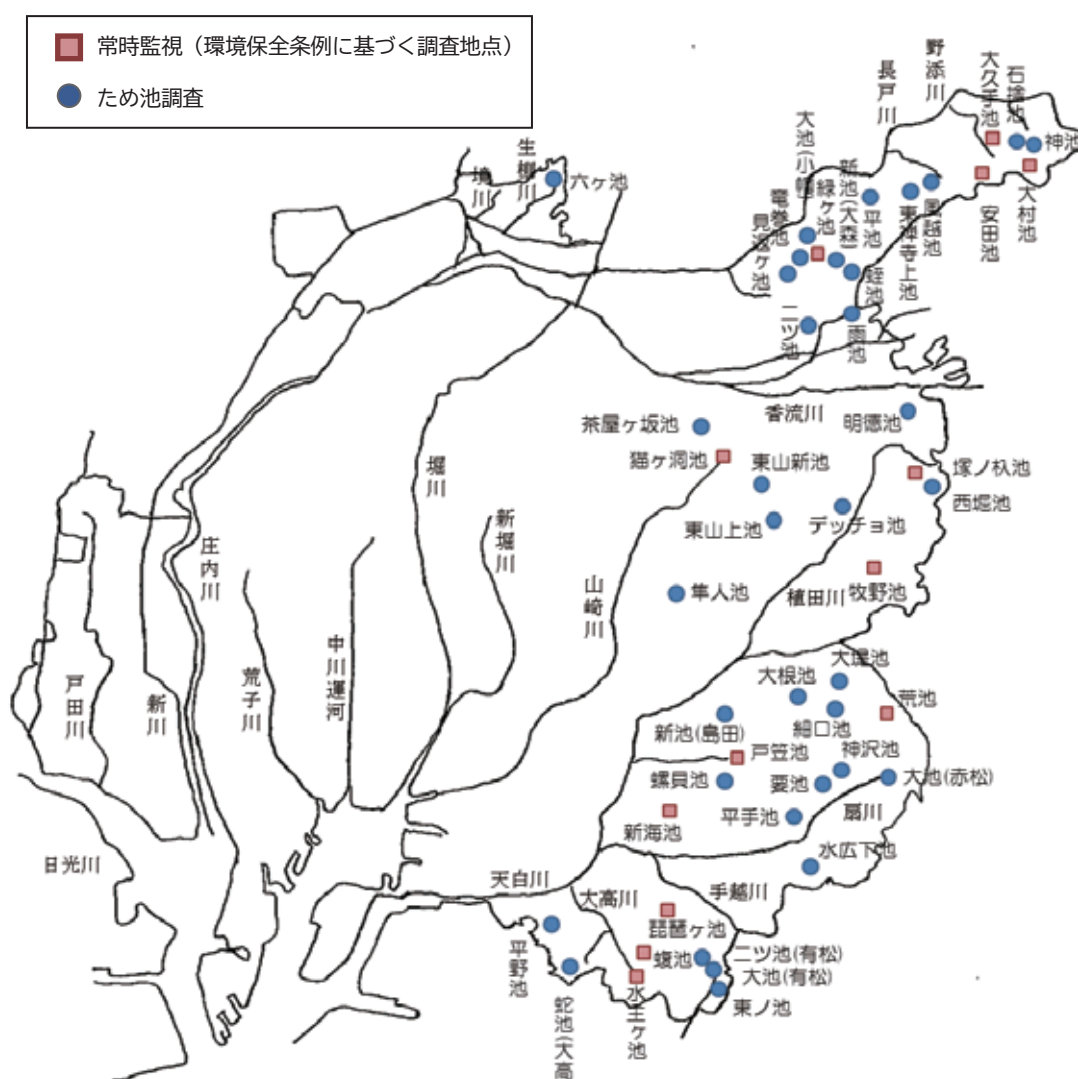


図 資-20 ため池水質調査地点

2

#

内水氾濫ハザードマップ

全国各地で激甚な災害が毎年のように発生していることを受けて、2015(平成27)年に水防法が改正され、名古屋市が想定し得る最大規模の内水氾濫による浸水想定区域図を作成しました。作成した浸水想定区域図を基に、浸水範囲、浸水深、浸水継続時間及び避難場所等を掲載した内水氾濫ハザードマップを作成しました。

内水氾濫は、下水道等の排水施設の能力を超える雨が降った時や、雨水の排水先の河川の水位が高くなった時等に、雨水が排水できなくなり浸水する現象です。

名古屋市では、下水道等における浸水対策として、雨水ポンプの能力増強や雨水貯留施設の整備等を行っていますが、施設の能力には限界があることから、日頃から身近な地域のリスクを確認しておく必要があります。

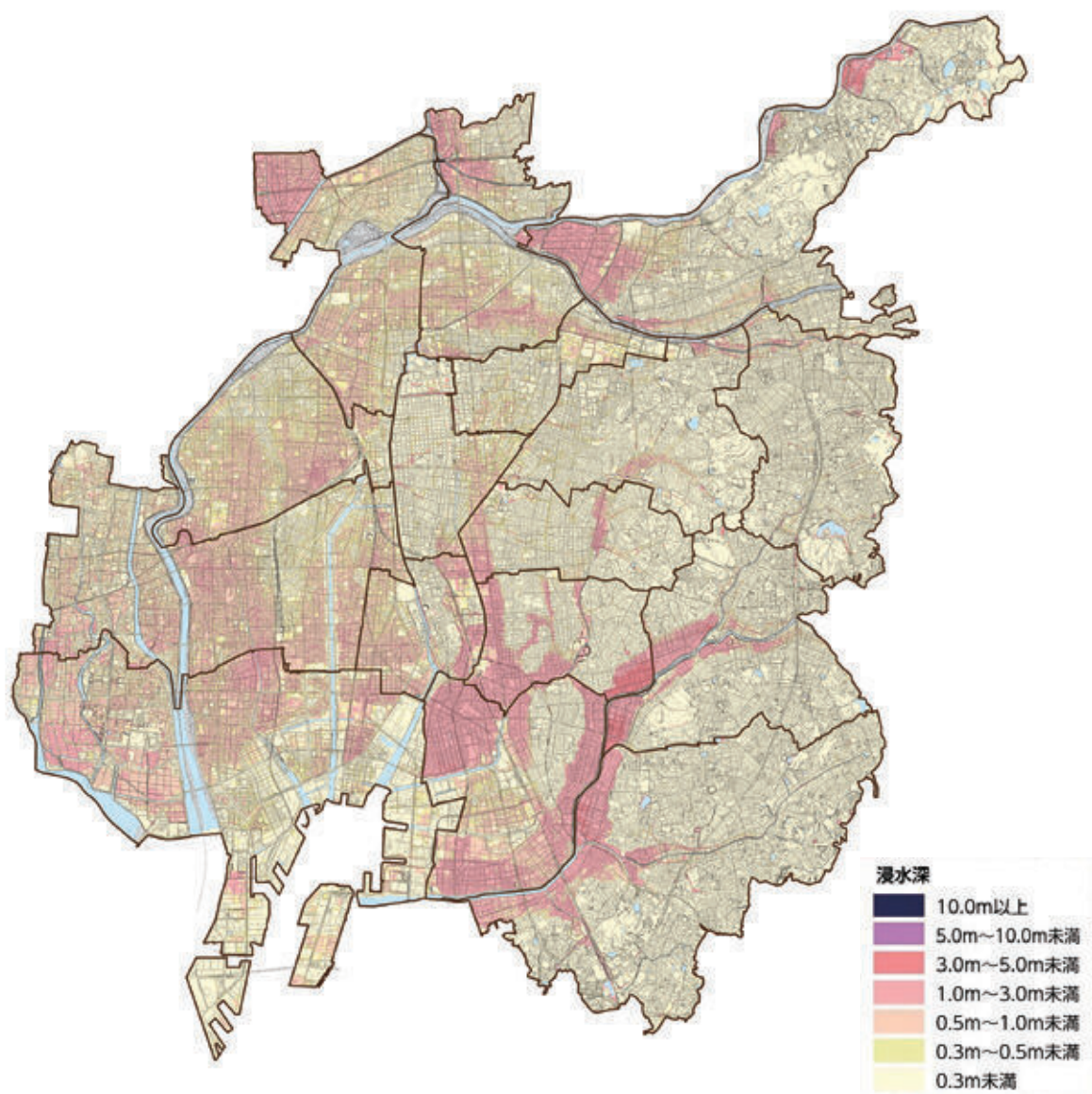


図 資-22 内水氾濫ハザードマップ(防災危機管理局より提供)

② 名古屋市総合排水計画

「名古屋市総合排水計画」とは、全国的な治水行政の動向や名古屋市を取り巻く課題を踏まえて、名古屋市が管理する治水施設整備における全市的な目標を定めるとともに、ソフト対策を含めた総合的な治水対策の方針を示した計画です。

基本理念

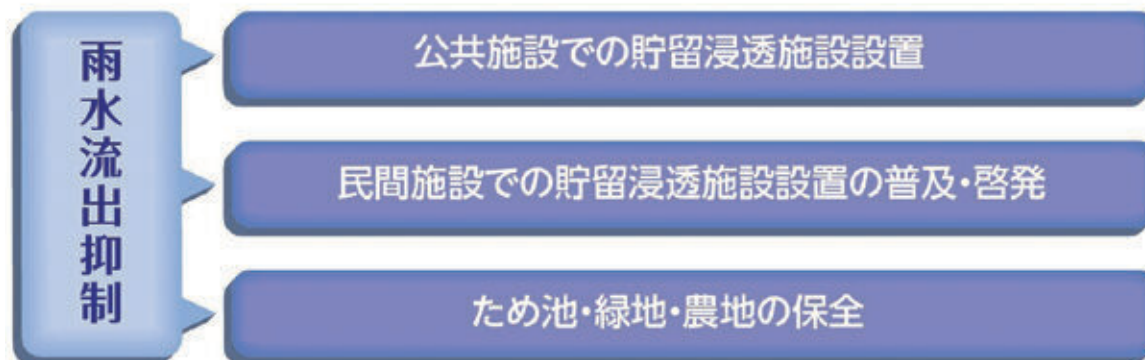
「市民の命を守る」、「市民の財産を守る」、「都市機能を確保する」ことの実現に向けて、「公助」として「市」が必要な治水施設整備を行うだけでなく、「自助」「共助」として「市民・地域・事業者」の取り組みを支援することで、「ともにつくる 大雨に強いまち なごや」を目指します。

計画目標

総合的な治水対策

- 様々な規模の降雨に対して、「自助」「共助」「公助」を組み合わせた総合的な治水対策を推進し、浸水被害を軽減する
- 想定し得る最大規模の降雨に対しても、市民の命を守る

雨水流出抑制に関する施策



主な取り組み事例



校庭に設置した貯留施設



ため池の保全



雨水タンクの設置

(2) まちづくり

① 名古屋市都市計画マスタープラン2030

今後予定されているリニア中央新幹線の開業や、国連サミットにおけるSDGsの採択といった時代の潮流、人口減少や高齢者の増加、技術革新に伴う産業構造の転換など本市を取り巻く状況を踏まえ、新しい時代にふさわしい都市づくりを進めるための計画として、2020(令和2)年に「名古屋市都市計画マスタープラン2030」を策定しました。

目標年次は、概ね20年の長期的な見通しのもとに、2030(令和12)年とします。

SDGsの達成やスーパー・メガリージョンのセンターとしてのポジションの確立をはかりつつ、ライフスタイルの質を高める都市づくりを進めるため、次の3つの目標を定め、その実現をめざします。

目標 1 暮らす（生活）：ゆとりと便利が織りなす多様で持続可能な生活空間

目標 2 楽しむ（余暇・観光）：歴史と未来の融合で磨くオンリーワンの体験空間

目標 3 創る・働く（経済・産業）：技術力と経済力で輝くグローバルな創造空間

また、大都市における集約連携型都市構造[※]を基本的な都市構造とし、上記の各都市づくりの目標に対応した都市構造を重ね合わせた将来都市構造の実現をめざします。

※大都市における集約連携型都市構造

駅を中心とした歩いて暮らせる圏域(駅そば生活圏)に、商業、業務、住宅サービスなどの多様な都市機能が適切に配置・連携され、さらに歴史・文化、環境や防災に配慮された、魅力的で安全な空間づくりがなされているとともに、都心を中心に、圏域の中核都市として交流を活性化させ創造的活動を生み出す空間づくりがなされている都市構造

上記の目標を実現するための都市づくりの方針の中には、水循環に関連の深いものとして「災害に強く安全な空間の形成」や、「環境にやさしい空間の形成」があり、特に環境分野では、「公園緑地の整備や民有地における緑化により緑を創出するとともに、樹林地や農地など既存の緑や水循環の保全、風土にあった生き物の回復などに、自然環境の持つ多様な機能を活用するというグリーンインフラの考え方をふまえて取り組むなど、良好で快適な都市環境の形成をはかります。」と、方針の1つとして掲げています。



図 資-23 みどりの構造のイメージ
出典)名古屋市都市計画マスタープラン 2030

② なごや集約連携型まちづくりプラン

名古屋市都市計画マスタープラン2030に掲げる「集約連携型都市構造」の実現に向けた取り組みを加速化するために、「なごや集約連携型まちづくりプラン」を都市再生特別措置法(平成14年法律第22号)に基づく立地適正化計画として策定しました。

本プランでは、都市機能や居住を誘導する範囲(都市機能誘導区域、居住誘導区域)などを定め、鉄道駅等周辺への必要な拠点施設の立地誘導や地域の状況に応じた居住の誘導をすすめています。

誘導区域は市街地ごとのまちづくりの方向性を踏まえ設定していますが、災害リスクが大きい範囲や緑の保全をはかる地域などは誘導区域に含めないこととしており、立地適正化計画に基づく届出制度等を活用して、地域の特性を理解していただいた上での誘導を促進しています。

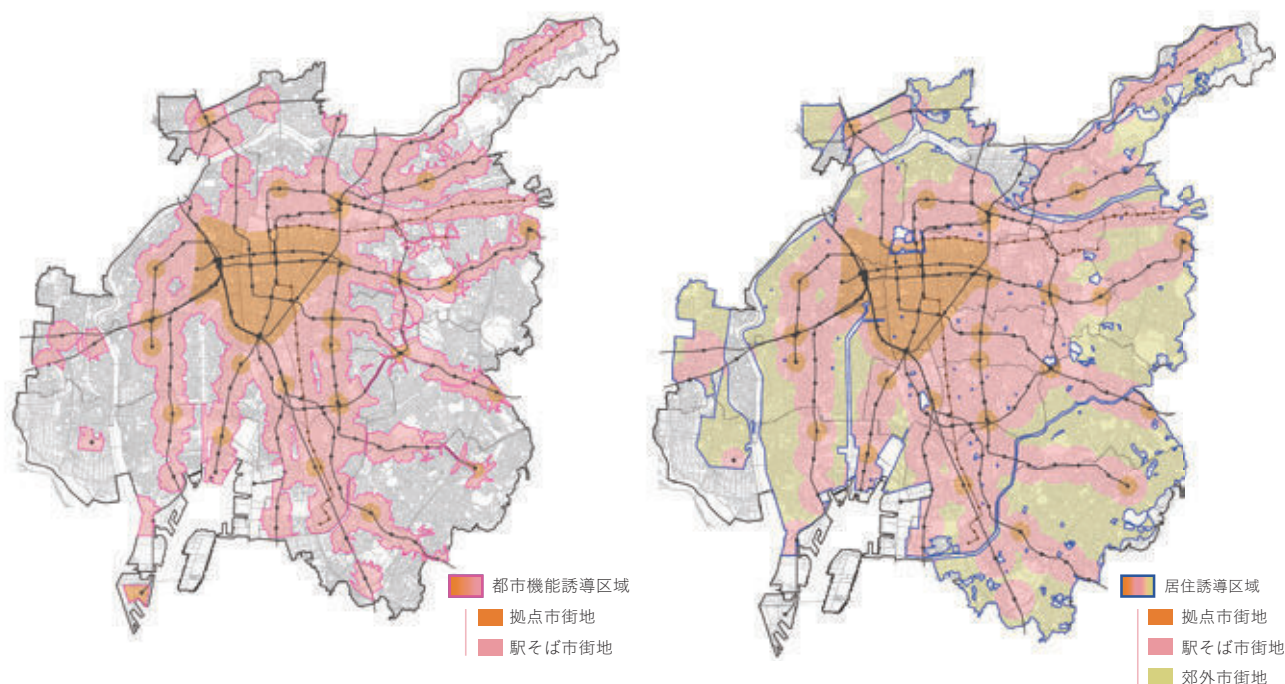


図 資-24 都市機能誘導区域(左)と居住誘導区域(右)

出典)なごや集約連携型まちづくりプラン

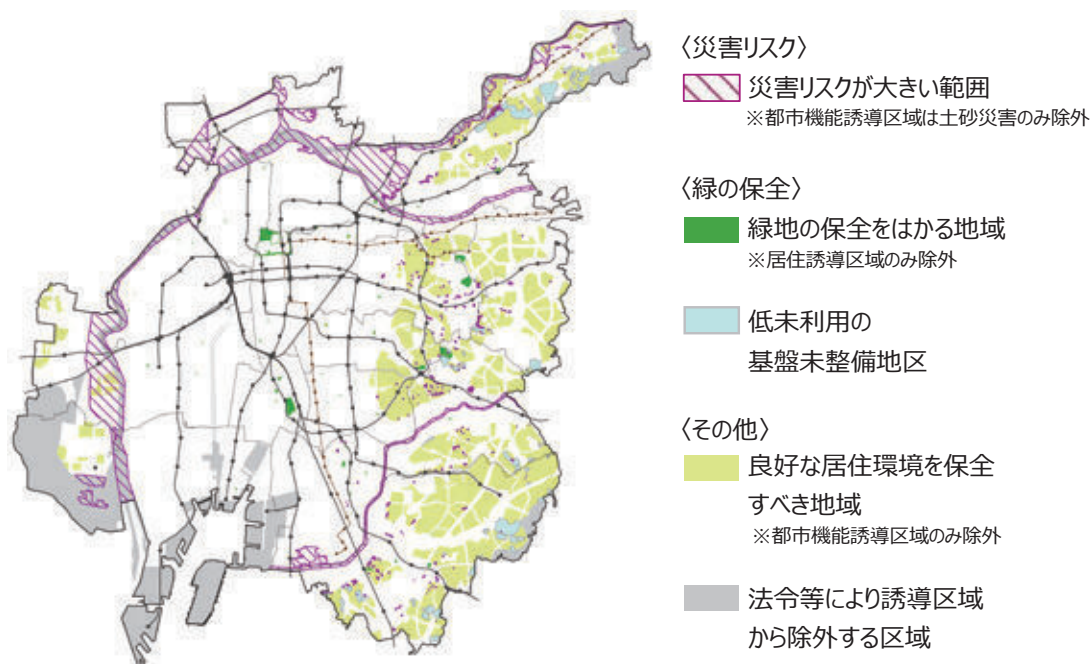


図 資-25 誘導区域設定にあたり考慮する要素(含めない範囲)の位置図

出典)なごや集約連携型まちづくりプラン

3

市民や事業者による水の環境回復の取り組みに関する助成等の制度 (令和6年度時点)

(1) 雨水流出抑制施設設置助成制度

名古屋市では、雨水流出抑制施設である雨水タンク、浸透雨水ますの設置について、助成制度を設けています。

	浸透雨水ます	雨水タンク
対象者	名古屋市内に土地または建築物を所有する(予定含む)設置者	名古屋市内に土地または建築物を所有する(予定含む)設置者(ただし、販売目的は対象外)
対象施設	土地1筆について4基まで	建築物1棟について1基まで(市販品・貯留容量80L以上・蛇口を有するもの)
対象地域	名古屋市内(一部除外区域あり)	
助成金額	設置費(材料費含む)の3分の2に相当する金額(1基あたりの上限金額25,000円)	設置費(材料費含む)の3分の2に相当する金額(1基あたりの上限金額30,000円)
申請先	上下水道局下水道計画課(052-972-3765)	

(2) 環境保全・省エネルギー設備資金融資

この制度は、中小企業の方々が、名古屋市内で公害防止や省エネルギー推進などの環境保全対策を実施するための資金を長期かつ低金利で融資するものです。対策事業の着手・契約前に認定を受ける必要があります。なお、支払った利子については、申請により名古屋市による補助を受けることができます。

融資対象者	市内で事業を営んでいる中小事業者、中小企業団体(事業協同組合等)
融資対象事業	●公害防止(水質汚濁、地盤沈下等) ●雨水の浸透(透水性・保水性舗装の設置等) ●緑化の推進(建築物、設備、敷地の緑化) その他、 ●事業場の移転 ●自動車対策 ●オゾン層の保護 ●省エネルギー等による地球温暖化対策 ●産業廃棄物対策 ●石綿対策 ●PCB廃棄物対策
融資額	融資限度額の範囲内において、原則、必要経費の全額を融資します。
償還方法・期間・利率	償還期間内で1年間まで据置可能です。申請により、利子補助を受けられます。
信用保証	取扱金融機関の判断により、名古屋市信用保証協会の保証が必要となる場合があります。
申請先	環境局大気環境対策課(052-972-2674)

(3) みどりの補助金

名古屋市では、「あいち森と緑づくり税(県民税)」を財源に、緑豊かな景観の創出と都市環境の改善を積極的に推進するため、市民の皆様が行う質・量ともに優れた民有地の緑化工事に対して助成事業を行っています。

受付期間	4月から12月まで(助成枠に達した場合は受付を終了します。)
助成対象	屋上緑化、壁面緑化、空地(地上部)緑化、駐車場緑化、生垣設置工事における以下の工事費用 ・植栽(例:樹木、地被植物、芝等。1～2年で枯れる草花は除く) ・植栽基盤(例:客土、屋上緑化資材、壁面緑化資材、駐車場緑化資材等) ・灌水(かんすい)施設(例:散水栓、給水管、灌水チューブ等) ・表示板(本事業により整備したことを示すもの)
助成の条件	●以下の条件を満たす緑化計画であること(生垣設置のみの場合は除く) ・新たに緑化する面積(助成対象緑化面積)が50m²以上であること (隣地などの複数の緑化工事的面積・延長を合算できる場合があります) ・基準緑化率を満たすこと ・助成対象緑化面積50m²あたり、高さ2.5m以上(高木または中高木)の樹木を1本以上植栽すること ・緑化施設評価認定制度「NICE GREENなごや」において、「☆☆(良好な緑化)以上(=50点以上)」であること ●生垣設置のみを助成対象とする場合、助成対象の設置延長が15m以上であること また、接道緑化率が60%以上であること ●緑化工事が未着手で、当該年度の3月15日までに完了報告書を提出すること (交付決定通知書発行後に緑化工事の着手となります) (ただし、3月15日が休庁日の場合、直前の開庁日) ●原則として、緑化面積100m²あたり1か所以上の灌水施設を設置すること (もしくは既に設置されていること) ●助成を受けたことを示す表示板を1か所以上設置すること ●助成対象の緑化施設を良好に維持保全すること ●一定の年数が経過した後(3～5年後)、状況報告すること など
助成金額	●助成金額は、助成対象工事費の2分の1以内で、かつ以下の条件を満たす額 ・屋上緑化、壁面緑化、駐車場緑化:それぞれ助成対象の緑化面積×1.5万円/m²以内 ・空地(地上部)緑化:助成対象の緑化面積×1万円/m²以内 ・生垣設置のみ:助成対象の生垣延長×5千円/m以内 ●助成総額は、10万円以上500万円以下(生垣設置のみのみは3万円以上) ●大径木、仕立もの、品種もの等の高額な樹木においては、助成の対象額として計上できる樹木単価の上限を、以下のとおりとします。 ・高さ4.0m以上の樹木単価は上限15万円/本(植付手間代を含む) ・高さ4.0m未満の樹木単価は上限6万円/本(植付手間代を含む) ※消費税は、原則助成の対象になりません。
申請先	緑政土木局緑地維持課(052-972-2465)

4

わたしたちが水の環復活のためにできること

(1) 身近な場所の地域特性を知ろう

① 名古屋市の標高と市内河川の流域

A 庄内川水系、 B 山崎川水系、 C 天白川水系、 D 境川水系、
E 日光川水系、 F その他水系(中川運河、荒子川、大江川等)

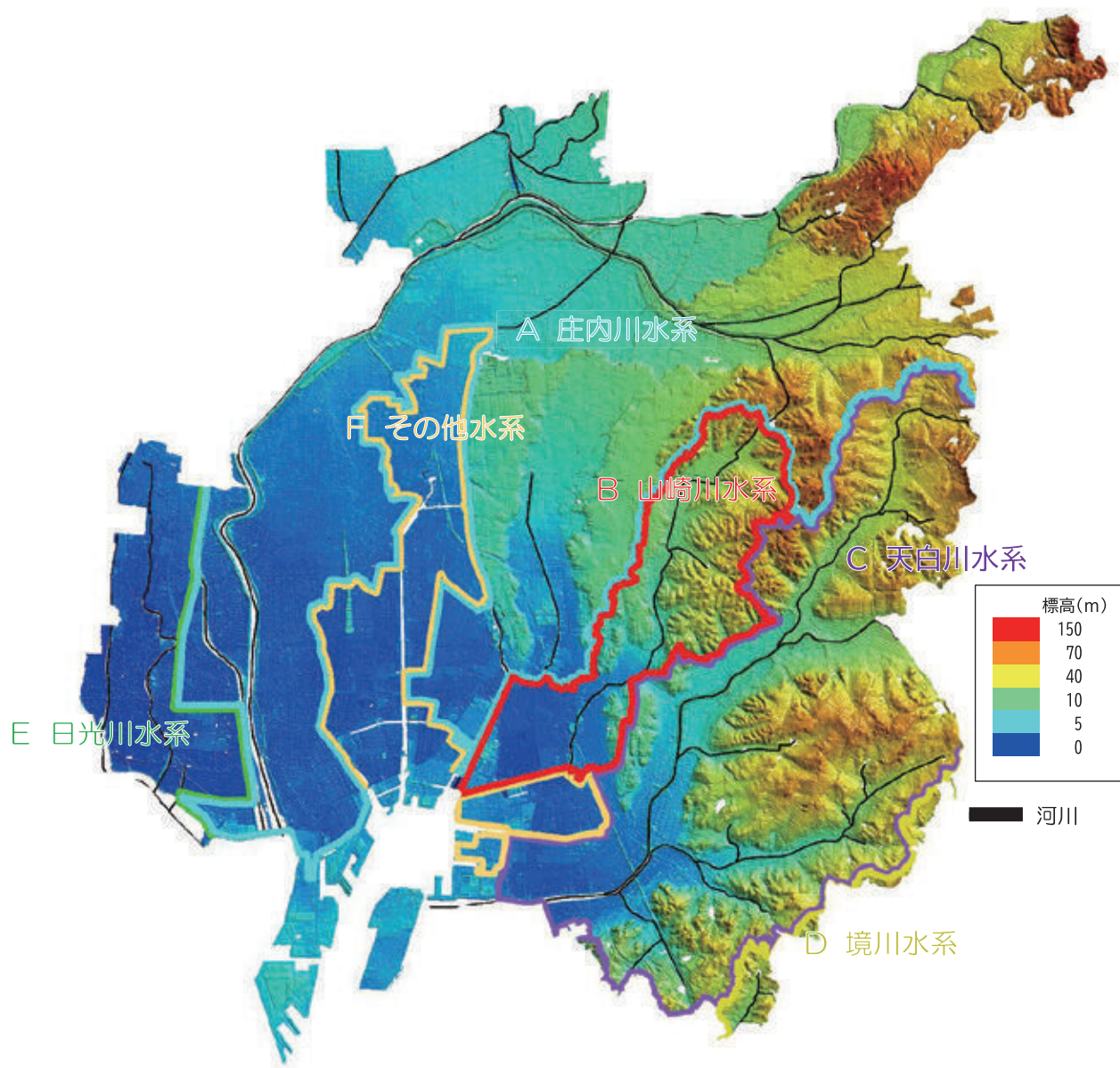


図 資-26 市内河川の流域(名古屋市河川図(H31)より作成)

A 庄内川水系

庄内川は、岐阜県恵那市の夕立山を源流とする一級河川です。庄内川の流域にかかる範囲は名古屋市域の50%以上の面積を占めています。庄内川本川の中流域のうち、守山区のあたりは丘陵地帯で、湧水地点やため池が多く分布しています。西へ流れながら濃尾平野に出た後、北区と西区の区境付近で矢田川と合流します。また、庄内川の西側を並行して流れる新川の流域は、特定都市河川浸水被害対策法の対象地域となっています。矢田川と合流した後の庄内川は、南に流れを変えて海拔の低い地域を通り、名古屋港へ注ぐ河口部には藤前干潟が広がっています。下流域の大部分に降った雨は、ポンプにより排水を行っています。

堀川は、名古屋市内を南北に貫く主要な河川の一つで、庄内川の水分橋上流にある庄内用水頭首工から分かれて矢田川を暗渠で横断した後、名古屋城の北西から熱田台地の西端に沿って南へ向かい、市中心部を通り、新堀川と合流して名古屋港へ注ぎます。

B 山崎川水系

山崎川は、千種区猫ヶ洞池を源流とし、東部丘陵地の西縁に沿って流下して名古屋港に注ぐ河川です。山崎川は源流部から河口までのすべてが名古屋市内に位置します。山崎川中流部の川底からは湧き水が湧出しており、山崎川の貴重な水源となっています。山崎川流域は大きな緑地は少ないですが、小規模な緑地が多く分布しています。中上流域は自然排水ですが、下流域に降った雨は、ポンプにより排水を行っています。

C 天白川水系

天白川は、日進市の三ヶ峰峠付近を源流とし、名古屋市内を流下し、植田川や扇川等の支川と合流し、名古屋港に注ぐ二級河川です。天白川流域内は、宅地等の土地利用が多い一方、猪高緑地、相生山緑地、大高緑地、牧野が池緑地などの多くの緑地が整備されています。流域の大部分は丘陵地帯であり、自然排水をしていますが、天白川沿川などの河川より土地が低い地域に降った雨は、ポンプにより排水を行っています。

D 境川水系

境川は、みよし市北部の丘陵地帯を源流とし、南に流下し、知多半島の東側で三河湾に注ぐ二級河川です。境川本川は、名古屋市内を流れていませんが、市内には緑区桶狭間の大池を源流とする支川である鞍流瀬川があります。境川の流域は特定都市河川浸水被害対策法の対象地域となっており、緑区の一部地域が含まれます。

E 日光川水系

日光川は、江南市の北部を源流とし、蟹江川、福田川、戸田川等の支川と合流して名古屋港に注ぐ二級河川です。本川が名古屋市と飛島町との境を流れている他、戸田川・福田川・蟹江川・東小川の一部が市内を流れています。流域は全体に低地となっており、戸田川、福田川共に自然流下による排水ができないため、排水機場を設置して日光川にポンプ排水をしています。周辺は住宅地が拡大する傾向にありますが、戸田川緑地や水田などを主とする比較的まとまった緑被地が分布しています。

F その他水系

名古屋市域には、上記のA～Eに属さない水域もあります。

このうち中川運河は、筈瀬川・中川を前身として開削された運河で、名古屋港と都心部をつないでいます。流域は、北部はオフィスビル、南部は工場・倉庫等が立ち並ぶ市街地となっています。流域は低地であり、名古屋港及び堀川との間には閘門・排水ポンプを設けて水位を低く保っています。運河の幅は64～91mに及び、広大な水面を有します。

また、荒子川は、中川区八田町付近に始まり、名古屋港へ注ぐ普通河川です。流域は低地であり、河口部を締め切ってポンプ排水しています。

② 浸透適地

浸透雨水ますや浸透トレンチなど、地面を掘り込んで設置する雨水浸透施設は、土地の特性によって設置の向き不向きがあります。地形・地質・地下水位の情報をもとに、市域のどのあたりが雨水浸透施設の設置に向いているかを色分けで示したのが「浸透適地マップ」で、市の北東部を中心に最適地(青色)・適地(水色)が分布します。

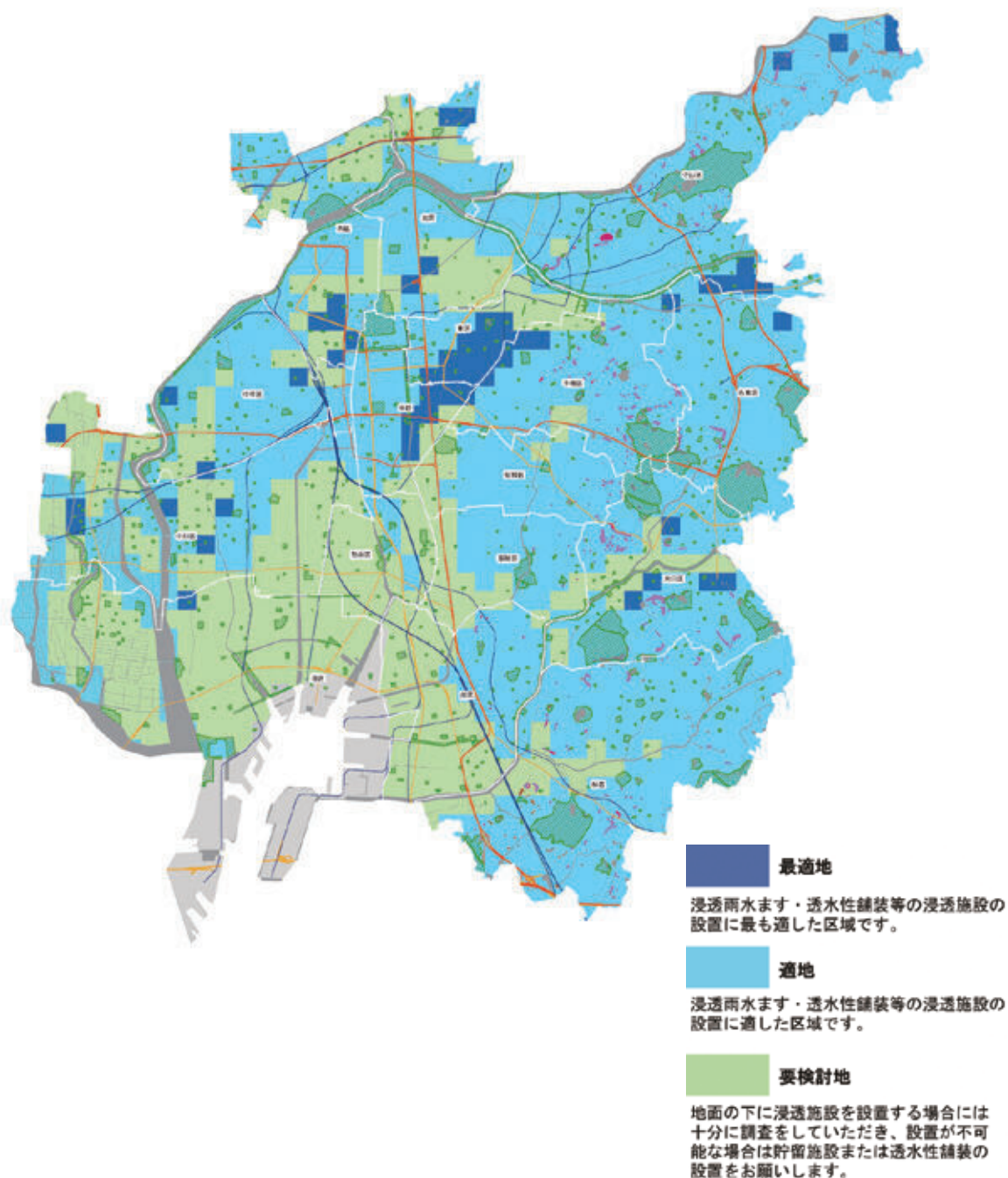


図 資-27 浸透適地マップ

③ 市内の「生物多様性重要エリアマップ」

生物多様性の新たな世界目標の実現に向け、企業緑地等の保全回復や経済活動における生物多様性の配慮など、事業活動に生物多様性への観点を取り入れる動きが加速しています。

名古屋市として、生物多様性に配慮したまちづくりを推進するため、事業者が開発等を行う際に、当該場所における希少種の生息や保全団体の活動状況等をあらかじめ把握し、自主的な環境配慮につなげられるよう、市域において生物多様性の保全上重要な場所を可視化したマップを公開するとともに、必要に応じて事業者に詳細情報の開示や環境配慮措置の相談を受け付ける取り組みを開始しました。重要性を評価するにあたっては、湧水地点や水源涵養区域も評価に活用しています。

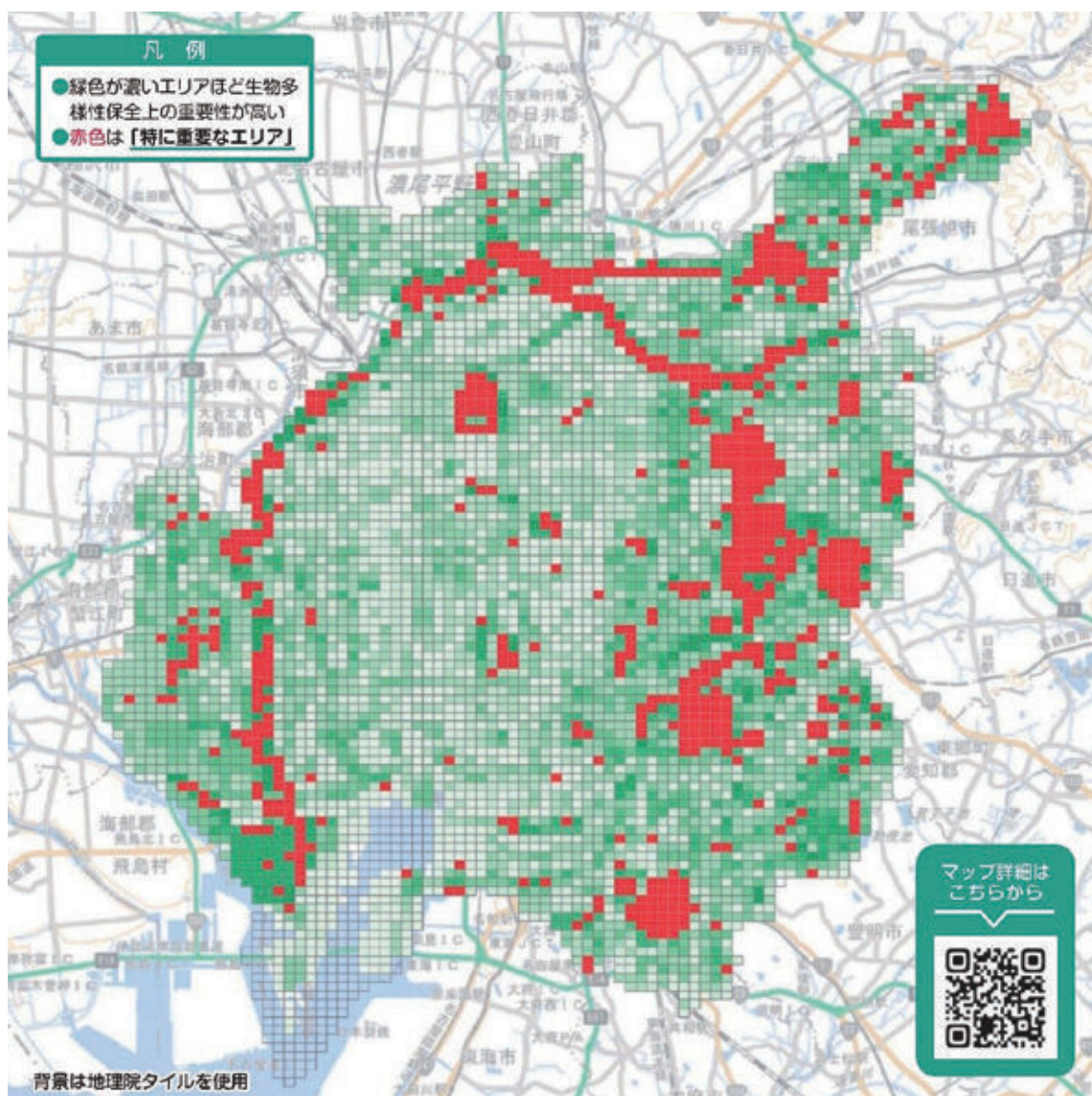


図 資-28 生物多様性重要エリアマップ

コラム：名古屋市の地形・地質

名古屋市は、全国有数の平野である濃尾平野の東端に位置します。濃尾平野は、西側を養老山地、北側を美濃山地、東側を名古屋東部丘陵、南東側は知多半島の丘陵地帯に囲まれ、南西は伊勢湾に面する東西約35km、南北約50kmの範囲で、面積は約1,300km²に及びます。名古屋市の地形は、東側の丘陵から順に、台地、低地と、西に向かって低くなっていきます。概ね、標高の高い地形をつくる地層ほどその時代は古くなります。

◆名古屋東部丘陵(標高:40～100m程度)

名古屋市東部の丘陵では、大きく分けて2つの地層が地表面に現れています。ひとつは約500～300万年前に堆積した「東海層群」(細かく分けると矢田川累層)で、丘陵の東部に分布しています。泥層・砂層・礫層が複雑に重なり合い、火山灰層や亜炭層も見られます。もうひとつは約80～100万年前に堆積した「八事層」と「唐山層」で、丘陵の西部に分布しています。

◆熱田台地(標高:20～70m程度)

市の中央部にある熱田台地は、約4～15万年前に堆積した「熱田層」から成り、上部は砂層、下部は泥層で、泥層には海に生息する貝の化石が含まれます。その下には、約20～100万年前に堆積した「海部・弥富累層」があり、その層付近には第三礫層と呼ばれる地下水を多く含んだ層があります。また、海部・弥富累層の上に第二礫層が、名古屋市西部以西では熱田層の上に第一礫層があり、いずれも地下水を多く含んでいます。地盤沈下は、これらの層から多量の地下水の汲み上げが原因と考えられています。

◆大曽根面(標高:5～15m程度)

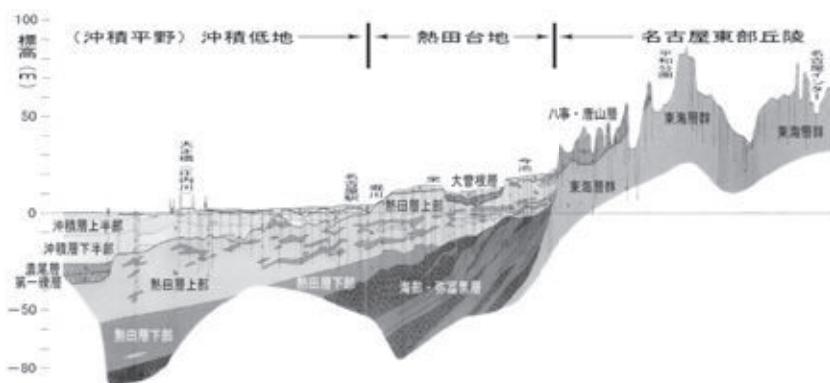
熱田台地中部には、やや低い場所が南北に延びています。ここはかつて流れていた矢田川が、熱田層を削ってできた地形です。表層には「大曽根層」と呼ばれる砂礫層が薄く広がっています。

◆沖積低地(標高:-2～5m程度)

市の北・西・南部に広がる沖積低地の地表面には、約1.8万年前から現在までの間に、河川が上流から運んだ土砂を堆積した「沖積層」と呼ばれるまだ締め固められていない軟弱な地層が分布しています。沖積層は、上部が砂層で、下部は粘土層です。

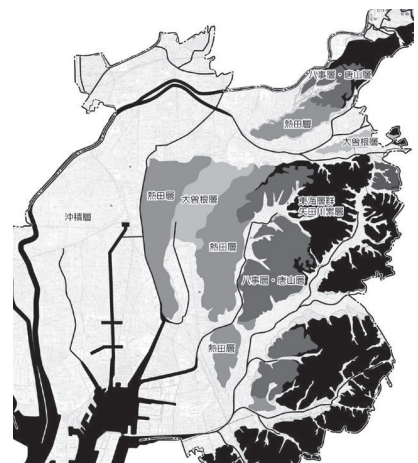
◆干拓地・埋立地(標高:干拓地は0m程度、埋立地は2m程度)

おおむね国道1号より南の地域は、1600年頃以降の干拓地と埋立地です。このうち名古屋港周辺は主として昭和年間につくられた埋立地で、沖積低地の他の地域に比べて標高が高くなっています。



名古屋市域の地質断面

出典) 土質工学会中部支部編著「最新名古屋地盤図」1987 ほか



名古屋市域の表層地質

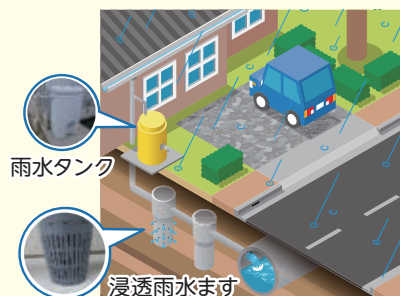
出典) 土質工学会中部支部編著「名古屋地域地質断面図集」1987をもとに作成した概略

(2) 水の環復活のためにできることを考えてみよう

水の環復活に向けた取り組み、と言っても何からやればよいのかわからないという方は、場所や場面ごとに、おすすめの取り組みを書き出しましたので、ご覧ください。きっと、あなたに合った取り組みが見つかります。

庭や駐車場などで

- ✓ 雨水タンクや浸透雨水ますを設置してみよう
➡ 助成制度が利用できます
- ✓ 舗装を工夫したり、雨庭を作ってみよう
➡ 名古屋公式ウェブサイト事例等を紹介します



緑の保全・創出で

- ✓ 森づくりに参加してみよう
➡ なごやの森づくりパートナーシップ
- ✓ 農地を借りて野菜を育てよう
➡ 市民農園を借りる
➡ 農地バンク制度を利用
- ✓ 緑のカーテンなどプランターで植物を育てよう
➡ 緑のカーテンづくり「なごや隊」
- ✓ 庭を緑化しよう



緑のカーテン



収穫体験



なごや西の森づくり

水辺で

- ✓ 生き物観察会に参加してみよう
➡ なごや環境大学、なごや生物多様性センター
- ✓ 藤前干潟について学んでみよう
➡ 藤前干潟ふれあい事業に参加しよう
- ✓ 身近な河川やため池の水質について調べよう
➡ 水質モニタリングに参加しよう



生き物観察会



藤前干潟

日常生活で

- ✓ 夏の朝夕には打ち水をしよう



- ✓ 買い物に地産地消の視点を
➡ 「なごやさい」を食べてみよう
➡ 木曽川水源地の間伐材を使ってみよう

事業者の取り組みで

- ✓ CASBEE名古屋で建築物の環境配慮を評価しよう
- ✓ なごやSDGsグリーンパートナーズに登録しよう
- ✓ なごや環境大学で講座などを開催しよう
- ✓ 公開空地の整備を
➡ Nagoyaまちなかオープンスペース制度
➡ 公開空地等環境整備助成金
- ✓ 市民農園を開設しよう

公共空間の手入れで

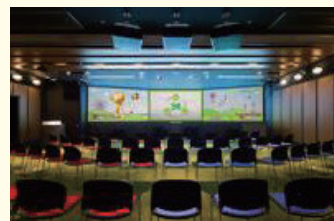
- ✓ まちの美化活動に参加してみよう
➡ 名古屋クリーンパートナー制度
- ✓ 公園などでの清掃や花壇活動に参加してみよう
➡ 愛護会活動、なごや花の環ネット
- ✓ プロギング※に参加してみよう

※ゴミ拾い(Plocka Upp)とジョギング(Jogging)を合わせたスウェーデン発Newフィットネス



学びで

- ✓ 施設で学ぶ
➡ エコパルなごや、下水道科学館なごや、水の歴史資料館
- ✓ 講座で学ぶ
➡ なごや環境大学共育講座
- ✓ イベントで学ぶ
➡ 環境デーなごや、水フェスタなごや



エコパルなごや
バーチャルスタジオ



なごや環境大学



水循環に関する支援制度、事業の詳細



それぞれの取り組みを後押しする制度や
それぞれの事業の詳細のリンクを
名古屋市公式ウェブサイトに掲載しています



雨庭とは？

- 屋根や舗装面に降った雨水を下水道にそのまま流さずに一時的に貯めて、ゆっくりと地中に浸透させる構造を持った植栽空間のことです。
- 雨水流出抑制の効果に加え、地下水涵養・河川の汚濁負荷量軽減・ヒートアイランド現象の緩和などの効果も期待され、「グリーンインフラ」の一つとして注目されています。



舗装の工夫

- 透水性舗装
舗装に空隙があり、表面の雨水を地盤へ浸透させるものです。
- 保水性舗装
舗装の中に水をため、晴天時に水分が蒸発し、水の気化熱により路面温度の上昇を抑制するものです。
- 環境に配慮した舗装の例
 - ・ 枕木舗装
木材と敷き砂、ブロックなどを組み合わせた舗装方法。透水性が高く、自然素材の魅力を活かし、庭や玄関先のアクセントとして人気があります。
 - ・ ウッドチップ舗装
細かいウッドチップを凝固材を使って締め固めた舗装です。フックション性がよく、庭の小道に利用するなどにより、木材特有の風合いを楽しむことができます。
 - ・ 砂利舗装
砂利を使った舗装です。轍やくぼみができないように、砂利舗装安定材を敷きその間に砂利を敷き詰める工法もあります。

名古屋市環境局地域環境対策部地域環境対策課

住所…〒460-8508 名古屋市中区三の丸三丁目1番1号

電話…052-972-2675 FAX…052-972-4155

電子メール…a2675@kankyokyoku.city.nagoya.lg.jp

